

法務総合研究所研究部報告

10

—第1回犯罪被害実態（暗数）調査—

2000

法務総合研究所

は し が き

この研究部報告第10号は、法務省（法務総合研究所）が平成11年度に実施した「第1回犯罪被害実態（暗数）調査」の結果をとりまとめて刊行するものである。

近時、犯罪被害者に関する問題が、国会やマスコミにおいて大きく取り上げられるなど国民の高い関心を集め、この問題に対する行政の積極的な取組が求められているところから、法務省においても、暗数を含めた犯罪被害の実態を本格的に調査し、より正確な犯罪動向を把握することが必要不可欠と考え、今般、犯罪被害実態調査を実施することとしたものであり、本報告は、その調査結果を統計的手法を用いて詳細に分析した報告書である。

英米等の主要先進国では、社会で発生している犯罪被害の多くが警察に届けられておらず、警察の認知件数は、特定の凶悪犯罪等を除いて、実際に発生した犯罪被害の一部であるという認識が深まっており、認知件数以外の方法で犯罪被害発生率を測定する指標として、最新の統計学の知識とコンピュータによる大量のデータ処理機能を使って行われる、「犯罪被害実態調査」が開発されて、定期的な実施され、その結果が刑事政策に反映されている。そこで、我が国でも、今後継続的に犯罪被害実態調査を実施し、より正確な犯罪動向を把握することを目的として、本調査を実施することとしたものである。

なお、本調査は、国連犯罪・司法研究所（UNICRI）を中心としたワーキンググループの監督の下に、33か国が参加して2000年に実施されている第4回国際犯罪被害実態調査に参加する形で実施したものである。

本報告書が、今後の我が国の犯罪防止策を検討するための議論に何程かの貢献をなし得るとすれば幸いであり、今後、犯罪被害実態調査の意義が広く理解され、更に発展することを願うものである。

最後に、本調査実施に当たって御協力、御助言をいただいた法務省刑事局及び関係者の方々に対し、改めて謝意を表する次第である。

平成12年5月

法務総合研究所長

頃 安 健 司

第1回犯罪被害実態（暗数）調査

前研究官（現横浜刑務所首席矯正処遇官）

浜井浩一

前研究官（現函館地方検察庁次席検事）

安東美和子

研究官

立谷隆司

研究官

横地環

研究官補

岡田和也

目 次

はじめに（研究の経緯や意義）	5
第1 調査の実施概要	7
1 調査の目的	7
2 調査の方法	7
(1) 調査対象者	7
(2) 調査方法	7
(3) 調査の実施状況	7
(4) 質問項目	8
(5) 分析方針	9
第2 調査結果と分析	10
1 調査対象者の属性	10
2 世帯犯罪被害	12
(1) 自動車盗	12
(2) 車上盗	13
(3) 自動車損壊	14
(4) バイク盗	15
(5) 自転車盗	16
(6) 不法侵入	17
(7) 不法侵入未遂	18
3 個人犯罪被害	19
(1) 強盗及び強盗未遂	19
(2) スリ等の窃盗	20
(3) 性的暴行	21
(4) 暴行・脅迫	22
(5) 消費者詐欺	23
(6) 汚職	23
4 犯罪に対する不安と防犯活動等	23
(1) 犯罪に対する不安	23
(2) 警察活動に関する認識	27
(3) 量刑意見等	29
(4) 住居の防犯設備	32
(5) 銃器の所有	33
(6) 夜間外出頻度	33
5 まとめ（罪種別被害率や申告率の比較等）	35
第3 総合的分析（統計解析）	38
1 クロス集計分析	38
(1) 犯罪被害の有無に与える要因	38

(2) 犯罪に対する不安に与える要因	51
(3) 量刑意見等に与える要因	62
2 ロジスティック回帰分析	72
(1) 犯罪被害の有無に与える要因	72
(2) 犯罪に対する不安に与える要因	76
(3) 量刑意見等に与える要因	77
3 まとめ	79
第4 1989年調査との比較	81
第5 諸外国（先進国）との比較	85
1 被害率	85
2 申告率	92
3 犯罪に対する不安	97
4 警察の防犯活動に関する認識	99
おわりに	101
参考文献	102
注	103
参考資料	105
1 単純集計表	107
2 質問紙（日本語版）	137

はじめに（研究の経緯や意義）

現在、我が国の犯罪の発生量を示す指標としては、警察の認知件数が広く使用されている。「犯罪白書」においても、我が国の犯罪動向を示す基本統計として、刑法犯、特別法犯のそれぞれにおいて警察庁が発表した認知件数、検挙件数、検挙人員を使用している。これらの統計も、現実に発生している犯罪の数によって変化するものであり、犯罪動向を示す重要な指標の一つであるが、あくまでも警察に届けられ、記録された事件数を表している数字であり、何らかの理由で警察に届けられなかった犯罪は含まれていない。特に、性犯罪、報復の恐れのある知人等による暴力犯罪、又は一過性で実被害の少なかった犯罪等では、こうした暗数がかなり多いと考えられている。この点に関し、英米等の主要先進国では、認知件数以外の方法で犯罪発生率を測定する指標として、最新の統計学の知識とコンピュータによる大量のデータ処理機能を使って行われる、「犯罪被害実態調査」(Crime Victimization Survey)が開発され、定期的に実施されている。犯罪被害実態調査とは、全国から無作為に抽出した世帯及び個人を対象として、一定期間（たとえば過去1年間）の犯罪被害について、罪種別の犯罪被害の有無・回数、被害発生場所、加害者との関係、警察への申告の有無・その理由、犯罪に対する不安等についてアンケート調査を実施するもので、その結果は、その国で発生している犯罪量をより正確に示す統計として活用され、刑事政策を考える上での重要な資料となっている。

こうした各国ごとの犯罪被害実態調査とは別に、多国間における犯罪被害の実態を正確に比較することを目的とする、標準化された方法による犯罪被害実態調査として、「国際犯罪被害実態調査」(International Crime Victimization Survey：以下、ICVS という。)がある。この調査は、標準化された方法によって、多国間における犯罪被害の実態を正確に比較することを目的として開発された犯罪被害実態調査であり、1989年に、オランダ司法省のJan van Dijk 教授¹を中心とするワーキング・グループによって初めて実施された国際的な犯罪被害実態調査である。各国の犯罪発生率等を比較する場合には、各国の公式統計等を調整して比較を試みるが、国によって犯罪の定義も、記録手続も全く異なることから正確な比較は困難であった。ICVSは、調査に参加する各国が、同一の質問紙及び統一的なサンプリング手法を用いることによって、こうした問題点を克服し国際比較を可能にした。1992年の第2回調査からは、オランダ、イギリス及び国連犯罪司法研究所（以下、UNICRI という。）の犯罪学者から構成される国際ワーキング・グループの監督の下に、オランダ、イギリス、カナダ、国連開発計画（UNDP）等の後援により実施されている。第3回調査は、1996年から1997年にかけて実施され、11の先進国又は地域、13の発展途上国及び20の旧共産圏諸国が参加している。なお、これまでのICVSの結果については、平成11年版「犯罪白書」の被害者特集においても紹介している。

我が国に対しては、オランダ司法省等から1989年に行われた第1回調査からICVSへの参加を求められ、警察庁や財団法人都市防犯研究センター等を中心に実施が検討された。その結果、上記財団法人都市防犯研究センターにより、1989年に第1回ICVSの質問紙を翻訳して、我が国最初の犯罪被害実態調査が実施され、1992年には正式に第2回ICVSに参加する形で、ほぼ他の国と同様の内容を含む質問紙を用いて調査が実施された。しかし、1996年第3回ICVSには参加していない。その後、2000年に、第4回ICVSを実施することが予定され、法務省（法務総合研究所）に対し、UNICRIから参加要請がなされた。

法務省（法務総合研究所）では、平成11年版「犯罪白書」において「犯罪被害者と刑事司法」を特集として取り上げたが、さらに、犯罪被害者に対する問題が、国会やマスコミにおいて大きく取り上げら

れるなど国民の高い関心を集め、この問題に対する積極的な取組が求められていることから、犯罪防止策を検討するためには、実際に、どのような犯罪が、どれくらい発生しているかという、犯罪被害実態を把握することが必要であり、そのため、犯罪被害実態（暗数）調査を実施することが必要であると考え、UNICRIから参加要請がなされたことも一つの契機として、第4回ICVSに参加する形で、犯罪被害実態調査を実施することとした。この第4回調査は、2000年の第一四半期に、我が国を含む33か国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ等）で実施されている。

なお、本研究の担当分担は、浜井が研究主任として全体をとりまとめ、質問紙の翻訳を、浜井、安東及び横地が、調査結果の集計・分析を、浜井及び岡田が、データチェックを立谷及び横地がそれぞれ担当し、本報告書の執筆は浜井、図表作成は岡田が行った。

第1 調査の実施概要

1 調査の目的

犯罪防止策を検討するためには、実際に、どのような犯罪が、どれくらい発生しているかという、犯罪被害実態を把握することが必要であり、そのため、犯罪被害実態（暗数）調査を実施することが求められている。英米等の主要先進国では、既に最先端の統計的な手法を用いた「犯罪被害実態調査」が開発されて、定期的実施され、その結果が刑事政策に反映されている。そこで、我が国でも、今後継続的に犯罪被害実態調査を実施し、より正確な犯罪動向（罪種別の犯罪被害の有無・回数、被害発生場所、加害者との関係、警察への申告の有無・その理由、犯罪に対する不安等）を把握することを目的として本調査を実施することとしたものである。また、本調査では、これら調査項目と、被害に遭ったと回答した者の諸属性（年齢、性別、居住地域、世帯収入等）の関係を統計的に分析することにより、犯罪被害の有無や犯罪に対する不安等に影響を与える要因についても併せて分析する。

さらに、本調査は、第4回ICVSに参加する形で実施したものであり、我が国の犯罪被害率、警察への申告率等について、国際的な比較も行う。ただし、参加国すべての調査結果がまとまるのは本年末の予定であり、本報告書では、1996年に実施された第3回調査の結果と、今回の我が国の結果を比較する。調査年が異なるが、同一の質問紙・調査手続を使用した調査であり、ある程度の比較を行うことは可能であると考えられる。

このほか、調査結果のうち、犯罪被害率等主要なものについては、1989年に財団法人都市防犯研究センターが、第1回ICVS（1988年の犯罪被害が対象）の質問紙をほぼ翻訳して実施した調査結果とも比較し、1980年代後半と1990年代後半における過去10年間（いわゆるバブル崩壊前後）の犯罪被害率や申告率の変化についても分析する。

2 調査の方法

(1) 調査対象者

全国の市町村に居住する16歳以上の男女のうち無作為に選ばれた3,000人の個人及びその世帯。

(2) 調査方法

全国から無作為に3,000人を選び出すためのサンプリングの方法としては、層化2段無作為抽出法を用いた。これは、全国を高等裁判所の管轄に応じて8地域に分類し、それぞれの地域ごとに、都市規模により市町村を17分類し、最終的に、地域、都市規模から見て、日本全体を代表することができるように209地点を選定し、各地点から8～16人の回答者を生活基本台帳から等間隔抽出法を用いて抽出した。

調査は、調査員が抽出された回答者の住所を訪問して、質問紙に従って聞き取り調査を行う形で実施した。

調査は、平成12年2月4日から同月29日にかけて実施された。

(3) 調査の実施状況

調査に当たっては、第4回ICVSの実施を管理している UNICRI 及びオランダのレイデン大学の協力を得、英語版の質問紙を入手した上、日本語に翻訳した。なお、その際、我が国に当てはまらない選択肢を除いた。また、翻訳に当たっては、できるだけ日本語として不自然なものとならないように配慮しつつも、原文の意味や表現方法を忠実に再現するように努めた。翻訳した場合において、日本語として意味が通じない場合や、集計・分析手続等についても、電子メール、電話等で随時 UNICRI 及びレイデ

ン大学に確認しつつ作業を進めた。

回答者のサンプリングについては、本調査に参加している他の先進国が CATI (Computer Assisted Telephone Interview) と呼ばれる、電話調査を実施しているため、同様の方法で調査を実施することを検討した。CATI は、コンピュータ・プログラムの一つで、あらかじめ市外局番、局番等を設定して、コンピュータに無作為に電話番号を抽出させ、そこに調査員が電話をして調査を実施する方法である。この方法は、サンプリングの手続きが容易で、調査費用が安価であるため、最近我が国でも選挙時の支持政党調査等で用いられているが、電話先が事業所のこともあり、正確な母集団推定を行うためには、サンプリングの偏りを修正する手続きが必要となる。加えて、我が国では、こうした調査方法が、まだ一般的には普及しておらず、回答率も社会科学的調査に耐え得るものとはならないことが懸念された。特に、本調査のように、犯罪被害というプライバシーにかかわる内容で、しかも調査時間も15分以上かかることが予想される場合には、十分な回答率や信頼性を確保することが困難であると考えられた。これらのことから、本調査では、より正確なサンプリングを可能とし、高い回答率を確保するために、世論調査で実績のある、層化2段無作為抽出法を行い、その上で面接調査を実施することとし、UNICRI 及びレイデン大学の了承を得た。

調査は、官公庁や通信社関係の世論調査で実績のある社団法人中央調査社に委託し、同社が回答者のサンプリング、面接調査の実施、及びデータベースの作成を担当した。また、調査の性格上、回答者が安心して回答することができるように、調査に際して法務省の連絡先を記した「調査協力のお願い」を手渡すほか、マスコミ等の取材にも応じ、広報活動も行った。

(4) 質問項目

調査項目は、巻末の参考資料「質問紙」のとおりである。犯罪被害の有無等に関する質問においては、過去5年間の被害の有無を確認した上、被害体験のあった者を対象に、1999年における被害の有無及び回数を調査し、さらに、直近の被害につき、被害場所、被害の態様、被害に対する対処（警察に対する申告の有無、その理由）等を調査している。また、犯罪に対する不安と防犯活動等に関する質問においては、回答者全員に、その認識や意見等を調査している。

本調査の主な質問項目は以下のとおりである。

ア 「世帯犯罪被害」の有無等

- ① 乗り物盗等（自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗）
- ② 不法侵入及び同未遂

イ 「個人犯罪被害」の有無等

- ① 強盗（未遂を含む）
- ② 窃盗（侵入盗を含まない）
- ③ 性的暴行
- ④ 暴行・脅迫
- ⑤ 消費者詐欺
- ⑥ 汚職

ウ 犯罪に対する不安と防犯活動等

- ① 犯罪に対する不安
- ② 警察活動に関する認識
- ③ 量刑意見等
- ④ 住居の防犯設備

⑤ 銃器の所有

⑥ 夜間外出頻度

なお、「世帯犯罪被害」とは、世帯単位で被害の有無等を調査する犯罪被害であり、本調査では、「あなた又はあなたの世帯で…の犯罪被害に遭いましたか？」という聞き方をしており、自動車盗、車上盗、自動車損壊（バンダリズム）、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂がこれに該当する。また、「個人犯罪被害」とは、個人単位で被害の有無等を調査する犯罪被害であり、本調査では、「あなた自身が…の犯罪に遭いましたか？」と尋ねており、強盗、スリ等の窃盗、性的暴行、暴行・脅迫等がこれに該当する。「世帯犯罪被害」として取り上げたものは、被害者が不在の場合に行われることが多く、被害者と加害者が直接接触しない場合が多いが、「個人犯罪被害」として取り上げたものは、加害者が直接被害者と接触することが大きな特徴といえる。

(5) 分析方針

本調査報告書では、まず、各質問項目についての単純集計結果として、①世帯犯罪被害及び個人犯罪被害ごとに、過去5年間及び1999年1年間の被害の有無である被害率、②過去5年間の被害のうち直近の被害についての警察への申告率等（申告理由、不申告理由等）、③犯罪に対する不安と防犯活動等を見ることとする。なお、世帯犯罪被害については、それぞれの罪種について都市規模別、世帯収入別に、個人犯罪被害については、男女別、年齢層別に過去5年間の被害率についても見てみることにし、犯罪に対する不安と防犯活動等については、都市規模別、世帯収入別、男女別、年齢層別にも見てみることにする。

次いで、総合的分析（統計解析）として、①被害を受けた世帯や個人の属性と、被害の有無、犯罪に対する不安、及び量刑意見等とのクロス集計分析や、②被害の有無、犯罪に対する不安、及び量刑意見等に影響を与える要因について、多変量解析の手法である、ロジスティック回帰分析を使用した統計的な分析を行うこととする。

さらに、本調査結果と、①1989年に都市防犯研究センターが実施した同種調査のうち比較可能な項目についての経年比較、及び②1996年に実施された第3回ICVSにおける欧米先進国の結果との比較等を行うこととする。

なお、本調査は、日本全体の犯罪被害発生状況をサンプリングという手法によって推計、把握するために実施されたものであり、質問紙への回答実数（実数としての被害世帯・被害者数や被害件数）自体にはさほど意味がなく、無作為に抽出された回答者の被害の有無等の割合に意味があるため、調査結果については、原則として、回答者を100とした場合の比率で示すこととする。また、ほとんどの質問項目の選択肢に「わからない」を設けているが、集計上、無回答も「わからない」に含んでいる。さらに、本調査では、1999年に何回犯罪被害に遭ったことがあるかという回数についても尋ねているが、犯罪被害率としては、原則として、過去5年間及び1999年1年間に1回以上被害に遭ったことの有無（prevalence rateといわれる。）を指標としている。

第2 調査結果と分析

1 調査対象者の属性

3,000人のサンプル中、回答が得られた者は2,211人で、その内訳は、男1,073人(48.5%)、女1,138人(51.5%)で、回答率は73.7%であった。

また、有効回答者(世帯)の①地域別(高等裁判所管轄単位)、②都市規模別、③住居形態別、④世帯収入別²、⑤年齢層別、⑥就労状況別、及び⑦婚姻関係別の構成比は、表1のとおりである。

表1 調査対象者の属性

①地域別		総数	男性	女性
区	分			
総	数	2,211 (100.0)	1,073 (100.0)	1,138 (100.0)
関	東	857 (38.8)	439 (40.9)	418 (36.7)
近	畿	338 (15.3)	155 (14.4)	183 (16.1)
中	部	260 (11.8)	119 (11.1)	141 (12.4)
中	国	147 (6.6)	79 (7.4)	68 (6.0)
九	州	254 (11.5)	113 (10.5)	141 (12.4)
東	北	174 (7.9)	81 (7.5)	93 (8.2)
北	海	98 (4.4)	45 (4.2)	53 (4.7)
四	国	83 (3.8)	42 (3.9)	41 (3.6)

②都市規模別		総数	男性	女性
区	分			
総	数	2,211 (100.0)	1,073 (100.0)	1,138 (100.0)
13	大都市	458 (20.7)	220 (20.5)	238 (20.9)
	人口10万人以上の市	845 (38.2)	404 (37.7)	441 (38.8)
	人口10万人未満の市	407 (18.4)	188 (17.5)	219 (19.2)
町	村	501 (22.7)	261 (24.3)	240 (21.1)

③住居形態別		総数	男性	女性
区	分			
総	数	2,211 (100.0)	1,073 (100.0)	1,138 (100.0)
	アパート・マンション	388 (17.5)	189 (17.6)	199 (17.5)
	テラスハウス	39 (1.8)	21 (2.0)	18 (1.6)
	一戸建て	1,765 (79.8)	856 (79.8)	909 (79.9)
	公共の建物	-	-	-
	その他の	19 (0.9)	7 (0.7)	12 (1.1)

④世帯収入別

区 分	総 数	男 性	女 性
総 数	2,211 (100.0)	1,073 (100.0)	1,138 (100.0)
396万円より低い	419 (19.0)	197 (18.4)	222 (19.5)
396万～758万円	679 (30.7)	378 (35.2)	301 (26.4)
758万～1,024万円	392 (17.7)	183 (17.1)	209 (18.4)
1,024万円より高い	258 (11.7)	134 (12.5)	124 (10.9)
わからない	463 (20.9)	181 (16.9)	282 (24.8)

⑤年齢層別

区 分	総 数	男 性	女 性
総 数	2,211 (100.0)	1,073 (100.0)	1,138 (100.0)
16～19歳	105 (4.7)	59 (5.5)	46 (4.0)
20～29歳	243 (11.0)	119 (11.1)	124 (10.9)
30～39歳	339 (15.3)	158 (14.7)	181 (15.9)
40～49歳	404 (18.3)	184 (17.1)	220 (19.3)
50～59歳	473 (21.4)	233 (21.7)	240 (21.1)
60歳以上	647 (29.3)	320 (29.8)	327 (28.7)

⑥就労状況別

区 分	総 数	男 性	女 性
総 数	2,211 (100.0)	1,073 (100.0)	1,138 (100.0)
働いている	1,389 (62.8)	817 (76.1)	572 (50.3)
求職中である（失業中）	25 (1.1)	13 (1.2)	12 (1.1)
主婦・主夫	389 (17.6)	-	389 (34.2)
無職（定年退職者等）	281 (12.7)	173 (16.1)	108 (9.5)
学校に行っている（学生）	127 (5.7)	70 (6.5)	57 (5.0)

⑦婚姻関係別

区 分	総 数	男 性	女 性
総 数	2,211 (100.0)	1,073 (100.0)	1,138 (100.0)
独身（未婚）	417 (18.9)	240 (22.4)	177 (15.6)
既 婚	1,581 (71.5)	786 (73.3)	795 (69.9)
同棲（結婚はしていない）	7 (0.3)	1 (0.1)	6 (0.5)
離婚／別居	54 (2.4)	18 (1.7)	36 (3.2)
配偶者が死亡	142 (6.4)	27 (2.5)	115 (10.1)
回答拒否	10 (0.5)	1 (0.1)	9 (0.8)

注 （ ）内は、構成比である。

2 世帯犯罪被害

以下では、質問項目に従って、被害率等主要な調査結果を見ることとする。各項目ごとに、都市規模別、世帯収入別、男女別及び年齢層別などの比率を結果として示しているが、これらの分析については、「総合的分析」で改めて行う。なお、各質問項目ごとの単純集計表を、巻末に参考資料として添付した。

(1) 自動車盗

自動車盗は、過去5年間に自家用の乗用車、バン、トラック（以下、自家用車という。）を保有していた世帯を調査の対象としている。過去5年間に自家用車を保有していた世帯は1,907世帯（86.3%）であり、そのうち過去5年間に自家用車を盗まれる自動車盗の被害を受けたことがあるのは0.7%（13世帯）、そのうち1999年に被害を受けたことがあるのは0.2%（3世帯）である³。

表2は、過去5年間の被害の有無を、①都市規模別及び②世帯収入別に見たものである。

表2 自動車盗の被害の有無

①都市規模別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,907	(0.7)	(99.1)	(0.3)
13 大 都 市	330	(0.6)	(99.1)	(0.3)
人口10万人以上の市	743	(0.4)	(99.3)	(0.3)
人口10万人未満の市	375	(0.5)	(99.2)	(0.3)
町 村	459	(1.3)	(98.5)	(0.2)
②世帯収入別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,907	(0.7)	(99.1)	(0.3)
396万円より低い	271	(1.1)	(98.5)	(0.4)
396万～758万円	603	(0.7)	(99.2)	(0.2)
758万～1,024万円	368	(0.3)	(99.7)	-
1,024万円より高い	247	(1.2)	(98.8)	-

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に自動車盗の被害に遭った世帯について、直近の被害に関して質問した結果、被害を受けた場所では、自宅又は自宅付近が53.8%（7世帯）であった。また、警察へ事件を申告した申告率は61.5%⁴（ただし、申告したかどうか「わからない」が30.8%）であった。なお、盗難車が戻ったとしたものは61.5%であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は76.9%であった。

(2) 車上盗

車上盗は、車の中に置いておいてあった物又は車の部品を盗む犯罪被害であり、自動車盗同様、過去5年間に自家用車を保有していた世帯を調査の対象としている。過去5年間に車上盗の被害を受けたことがあるのは5.7%（108世帯）、1999年に被害に遭ったことがあるのは1.6%（31世帯）であり、そのうち1999年に2回以上被害に遭ったことがあるのは6.5%（2世帯）、延べ被害件数33件であった。

表3は、過去5年間の被害の有無を、①都市規模別及び②世帯収入別に見たものである。

表3 車上盗の被害の有無

①都市規模別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,907	(5.7)	(93.8)	(0.6)
13 大 都 市	330	(6.1)	(93.6)	(0.3)
人口10万人以上の市	743	(5.7)	(93.5)	(0.8)
人口10万人未満の市	375	(5.6)	(94.1)	(0.3)
町 村	459	(5.4)	(93.9)	(0.7)

②世帯収入別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,907	(5.7)	(93.8)	(0.6)
396万円より低い	271	(7.0)	(92.6)	(0.4)
396万～758万円	603	(4.8)	(94.9)	(0.3)
758万～1,024万円	368	(6.5)	(93.2)	(0.3)
1,024万円より高い	247	(7.3)	(92.3)	(0.4)

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に車上盗の被害に遭った世帯について、直近の被害に関して質問した結果、被害を受けた場所では、自宅又は自宅付近が55.6%（60世帯）であった。また、警察へ事件を申告した申告率は41.7%（「わからない」が4.6%）であり、警察に申告した者のうち警察の対応に満足したものは37.8%、不満であったものは31.1%であり、不満理由（複数選択による。以下同じ。）として最も多かったのは、「犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった」の64.3%であった。他方、警察に申告しなかった理由（複数選択による。以下同じ。）の中で最も多かったのは、「それほど重大ではない／損失がない」の58.6%であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は61.1%であった。

(3) 自動車損壊

自動車損壊は、自家用車に対する破損を内容とする犯罪被害であり、自動車盗同様、過去5年間に自家用車を保有していた世帯を調査の対象としている。過去5年間に自動車損壊の被害を受けたことがあるのは16.8% (321世帯)、1999年に被害に遭ったことがあるのは4.8% (92世帯) であり、そのうち1999年に2回以上被害に遭ったことがあるのは23.9% (22世帯)、延べ被害件数123件であった。

表4は、過去5年間の被害の有無を、①都市規模別及び②世帯収入別に見たものである。

表4 自動車損壊の被害の有無

①都市規模別

区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,907	(16.8)	(82.3)	(0.8)
13 大 都 市	330	(19.7)	(79.4)	(0.9)
人口10万人以上の市	743	(17.4)	(81.8)	(0.8)
人口10万人未満の市	375	(14.7)	(84.8)	(0.5)
町 村	459	(15.7)	(83.2)	(1.1)

②世帯収入別

区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,907	(16.8)	(82.3)	(0.8)
396万円より低い	271	(17.3)	(80.8)	(1.8)
396万～758万円	603	(17.6)	(81.9)	(0.5)
758万～1,024万円	368	(18.8)	(81.3)	-
1,024万円より高い	247	(15.8)	(83.8)	(0.4)

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に自動車損壊の被害に遭った世帯について、直近の被害に関して質問した結果、被害を受けた場所では、自宅又は自宅付近が51.7% (166世帯) であった。また、警察へ事件を申告した申告率は20.9% (「わからない」が2.2%) であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は51.1%であった。

(4) バイク盗

バイク盗も、過去5年間に原付自転車、スクーター、オートバイ（以下、バイクという。）を保有していた世帯を調査の対象としている。過去5年間にバイクを保有していた世帯は712世帯（32.2%）であり、そのうち過去5年間にバイク盗の被害を受けたことがあるのは12.4%（88世帯）、そのうち1999年に被害を受けたことがあるのは2.8%（20世帯）である。

表5は、過去5年間の被害の有無を、①都市規模別及び②世帯収入別に見たものである。

表5 バイク盗の被害の有無

①都市規模別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	712	(12.4)	(87.2)	(0.4)
13 大 都 市	111	(23.4)	(76.6)	-
人口10万人以上の市	265	(10.9)	(88.7)	(0.4)
人口10万人未満の市	149	(12.8)	(86.6)	(0.7)
町 村	187	(7.5)	(92.0)	(0.5)

②世帯収入別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	712	(12.4)	(87.2)	(0.4)
396万円より低い	111	(14.4)	(84.7)	(0.9)
396万～758万円	220	(11.4)	(88.6)	-
758万～1,024万円	127	(12.6)	(87.4)	-
1,024万円より高い	101	(8.9)	(90.1)	(1.0)

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間にバイク盗の被害に遭った世帯について、直近の被害に関して質問した結果、被害を受けた場所では、自宅又は自宅付近が59.1%（52世帯）、警察へ事件を申告した申告率は72.7%（「わからない」が8.0%）であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は76.1%であった。

(5) 自転車盗

自転車盗は、過去5年間に自転車を保有していた世帯を調査の対象としている。過去5年間に自転車を保有していた世帯は1,788世帯(80.9%)であり、そのうち過去5年間に自転車盗の被害を受けたことがあるのは27.3%(488世帯)、そのうち1999年に被害を受けたことがあるのは7.9%(141世帯)である。1999年に2回以上被害に遭ったことがあるのは19.1%(27世帯)、延べ被害件数172件であった。

表6は、過去5年間の被害の有無を、①都市規模別及び②世帯収入別に見たものである。

表6 自転車盗の被害の有無

①都市規模別

区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,788	(27.3)	(72.3)	(0.4)
13 大 都 市	363	(35.8)	(63.4)	(0.8)
人口10万人以上の市	714	(27.2)	(72.5)	(0.3)
人口10万人未満の市	346	(26.3)	(73.4)	(0.3)
町 村	365	(20.0)	(79.5)	(0.5)

②世帯収入別

区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	1,788	(27.3)	(72.3)	(0.4)
396万円より低い	292	(22.9)	(77.1)	-
396万～758万円	560	(24.5)	(75.2)	(0.4)
758万～1,024万円	333	(37.2)	(62.5)	(0.3)
1,024万円より高い	226	(26.5)	(73.0)	(0.4)

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に自転車盗の被害に遭った世帯について、直近の被害に関して質問した結果、被害を受けた場所では、自宅又は自宅付近が49.8%(243世帯)であった。また、警察へ事件を申告した申告率は36.1%〔「わからない」6.1%〕であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は63.3%であった。

(6) 不法侵入

本調査では、不法侵入とは、他人が許可なく不法行為目的で住居侵入をすることとし、質問紙では、「誰かがあなたの家又はアパートに許可なく入り込み、何かを盗んだ、又は盗もうとしたことがありましたか。」と尋ねている。過去5年間に不法侵入の被害に遭った世帯は4.1% (90世帯)、1999年に被害に遭ったことがあるのは1.2% (27世帯)であり、そのうち1999年に2回以上被害に遭ったことがあるのは29.6% (8世帯)、延べ被害件数38件であった。

表7は、過去5年間の被害の有無を、①都市規模別及び②世帯収入別に見たものである。

表7 不法侵入の被害の有無

①都市規模別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	2,211	(4.1)	(95.5)	(0.4)
13 大 都 市	458	(3.7)	(96.3)	-
人口10万人以上の市	845	(4.0)	(95.5)	(0.5)
人口10万人未満の市	407	(5.4)	(94.1)	(0.5)
町 村	501	(3.4)	(96.0)	(0.6)

②世帯収入別				
区 分	総 数	あ り	な し	わからない
総 数	2,211	(4.1)	(95.5)	(0.4)
396万円より低い	419	(4.5)	(95.2)	(0.2)
396万～758万円	679	(3.8)	(95.6)	(0.6)
758万～1,024万円	392	(5.4)	(94.1)	(0.5)
1,024万円より高い	258	(5.4)	(94.2)	(0.4)

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に不法侵入の被害に遭った世帯について、直近の被害に関して質問した結果、実際に何かを盗まれたのは68.9% (62世帯)、盗まれた物の平均価格は約13万円、また、盗まれた物以外に財産上の被害のあった世帯は16.7%であった。警察へ事件を申告した申告率は61.1% (「わからない」が4.4%)であり、警察に届けた理由としては、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」が最も多く72.7%、次いで「再発を防ぐため」65.5%、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」58.2%と続いている。警察に申告した者のうち警察の対応に満足したものは60.0%、不満であったものは32.7%であり、不満理由として最も多かったのは、「十分な対処をしなかった」の55.6%、次いで「十分な経過通知がなされなかった」の50.0%であった。他方、警察に申告しなかった理由の中で最も多かったのは「それほど重大ではない／損失がない」の51.6%であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は70.0%であった。さらに、不法侵入では、被害に遭った者のうち警察に事件を申告したものに対し、犯罪被害者を実際又は精神的に支援する専門機関の必要性についての意見を聞いているが、40.0%のものが、そうした機関があれば「役に立った(はず)」と回答している。

(7) 不法侵入未遂

次に、他人が許可なく不法行為目的で住居侵入をする形跡があった不法侵入未遂について、質問紙では、「誰かがあなたの家又はアパートに侵入しようとした形跡がありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されていたり、鍵の周りに傷跡などがありましたか。」と尋ねている。過去5年間に不法侵入未遂の被害に遭った世帯は2.6% (58世帯)、1999年に被害に遭ったことがあるのは0.8% (17世帯) であり、そのうち1999年に2回以上被害に遭ったことがあるのは41.2% (7世帯)、延べ被害件数26件であった。

表8は、過去5年間の被害の有無を、①都市規模別及び②世帯収入別に見たものである。

表8 不法侵入未遂の被害の有無

①都市規模別					
区 分	総 数	あ り	な し	わ か ら な い	
総 数	2,211	(2.6)	(96.7)	(0.6)	
13 大 都 市	458	(2.8)	(96.7)	(0.4)	
人口10万人以上の市	845	(2.4)	(97.2)	(0.5)	
人口10万人未満の市	407	(2.7)	(96.3)	(1.0)	
町 村	501	(2.8)	(96.4)	(0.8)	

②世帯収入別					
区 分	総 数	あ り	な し	わ か ら な い	
総 数	2,211	(2.6)	(96.7)	(0.6)	
396万円より低い	419	(1.2)	(98.1)	(0.7)	
396万～758万円	679	(2.8)	(96.5)	(0.7)	
758万～1,024万円	392	(2.8)	(96.4)	(0.8)	
1,024万円より高い	258	(3.9)	(95.3)	(0.8)	

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に不法侵入未遂の被害に遭った世帯について、直近の被害に関して質問した結果、警察へ事件を申告した申告率は36.2% (ただし、「わからない」20.7%) であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は63.8%であった。

3 個人犯罪被害

(1) 強盗及び強盗未遂

本調査では、強盗とは、暴力等によって（無理矢理に）物を盗まれる犯罪被害とし、質問紙では、「暴力又は脅迫により何かを盗まれたことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。」と尋ねている。過去5年間に強盗及び強盗未遂（以下、強盗という。）の被害に遭った者は0.6%（13人）、1999年に被害に遭ったことがあるのは0.0%（1人）であった。

表9は、過去5年間の被害の有無を、①男女別及び②年齢層別に見たものである。

表9 強盗の被害の有無

①男女別					
区 分		総 数	あ り	な し	わからない
総	数	2,211	(0.6)	(99.2)	(0.2)
男	性	1,073	(1.0)	(98.7)	(0.3)
女	性	1,138	(0.2)	(99.7)	(0.1)

②年齢層別					
区 分		総 数	あ り	な し	わからない
総	数	2,211	(0.6)	(99.2)	(0.2)
16	～ 19 歳	105	(2.9)	(97.1)	-
20	～ 29 歳	243	(1.2)	(98.8)	-
30	～ 39 歳	339	(0.3)	(99.4)	(0.3)
40	～ 49 歳	404	(0.2)	(99.5)	(0.2)
50	～ 59 歳	473	(0.4)	(99.4)	(0.2)
60	歳 以 上	647	(0.5)	(99.4)	(0.2)

注 () 内は、構成比である。

次に、過去5年間に強盗の被害に遭った者に対し、直近の被害に関して質問した結果、実際に何かを取られたものは53.8%であり、犯人の人数では、犯人が3人以上だったものが最も多く38.5%となっている。また、犯人を知らなかったとしたものが38.5%であった。さらに、警察へ事件を申告した申告率は30.8%（「わからない」が23.1%）であったが、警察に届けた理由としては、「財産を取り戻すため」、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」、「再発を防ぐため」、「犯罪は届け出るべきである／重大な事件である」が、それぞれ50.0%であった。警察に申告した者のうち警察の対応に満足したものは25.0%、不満であったのは75.0%であり、不満理由として最も多かったのが「十分な対処をしなかった」及び「自分の財産を取り戻せなかった」で、共に66.7%であった。他方、警察に申告しなかった理由の中で最も多かったのは、「それほど重大ではない／損失がない」の83.3%であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は46.2%であった。さらに、強盗では、被害に遭った者のうち警察に申告した者に対し、犯罪被害者を实际的又は精神的に支援する専門機関の必要性についての意見を聞いているが、25.0%のものが、そうした機関があれば「役に立った（はず）」と回答している。

(2) スリ等の窃盗

本調査では、スリ等の窃盗とは、上記自動車盗等世帯犯罪被害として取り上げたものを除く、不法侵入を伴わない窃盗被害としており、質問紙では、「窃盗は、暴力を伴う強盗とは異なり、スリ、又は財布、衣類、宝石、スポーツ用具を盗むことなど様々です。これらは職場、学校、飲食店、公共の交通機関、海岸、町中などで起こり得ます。すでにお聞きした家での被害を除いて、(略)これら盗難の被害者となったことがありますか。」と尋ねている。過去5年間にスリ等の窃盗(以下、窃盗という。)の被害に遭った者は2.7%(60人)、1999年に被害に遭ったことがあるのは0.5%(10人)であった。

表10は、過去5年間の被害の有無を、①男女別及び②年齢層別に見たものである。

表10 窃盗の被害の有無

①男女別

区 分		総 数	あ り	な し	わからない
総	数	2,211	(2.7)	(97.1)	(0.2)
男	性	1,073	(2.1)	(97.6)	(0.4)
女	性	1,138	(3.3)	(96.6)	(0.1)

②年齢層別

区 分		総 数	あ り	な し	わからない
総	数	2,211	(2.7)	(97.1)	(0.2)
16	～ 19 歳	105	(5.7)	(94.3)	-
20	～ 29 歳	243	(4.1)	(95.9)	-
30	～ 39 歳	339	(2.9)	(97.1)	-
40	～ 49 歳	404	(2.7)	(97.0)	(0.2)
50	～ 59 歳	473	(3.0)	(96.4)	(0.6)
60	歳 以 上	647	(1.4)	(98.5)	(0.2)

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に窃盗の被害に遭った者に対し、直近の被害に関して質問した結果、警察へ事件を申告した申告率は43.3%（「わからない」が10.0%）であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は78.3%であった。

(3) 性的暴行

本調査では、性的暴行とは、性的な目的によって行われる暴力被害であり、いわゆる痴漢やセクシャル・ハラスメントを含んでいる。質問紙では、「人は、しばしば性的な目的のために他人を掴んだり、触ったり、暴行を加えたりすることがあり、それが実に許し難い場合があります。これは家又はその他の場所、飲食店、町中、学校、公共の交通機関、映画館、海岸、職場などで起こり得ます。過去5年間に、あなたはこれらの行為による被害を受けたことがありますか。」と尋ねている。なお、本項目は、女性のみを対象としている。過去5年間に性的暴行の被害に遭った者は2.7%（31人）、1999年に被害に遭ったことがあるのは1.0%（11人）であり、そのうち1999年に2回以上被害に遭ったことがあるのは54.5%（6人）、延べ被害件数28件であった。

表11は、過去5年間の被害の有無を、年齢層別に見たものである。

表11 性的暴行の被害の有無

年齢層別			総数	あり	なし	わからない
区	分					
総		数	1,138	(2.7)	(96.9)	(0.4)
16	～	19 歳	46	(6.5)	(93.5)	-
20	～	29 歳	124	(8.1)	(91.9)	-
30	～	39 歳	181	(4.4)	(95.0)	(0.6)
40	～	49 歳	220	(2.3)	(97.3)	(0.5)
50	～	59 歳	240	(0.8)	(98.8)	(0.4)
60	歳	以 上	327	(0.9)	(98.8)	(0.3)

注 () 内は、構成比である。

次に、過去5年間に性的暴行の被害に遭った者に対し、直近の被害に関して質問した結果、被害を受けた場所では、(居住する)市町村内が最も多く29.0%、次いで自宅付近22.6%、国内22.6%、職場19.4%となっている。犯人が複数であったものは16.1%である。犯人が知人であったものは22.6%であるが、そのうち42.9%が職場関係者であった。また、性的暴行の犯行態様では、レイプ未遂としたものが3.2%、強制わいせつが6.5%、許し難い行為(痴漢、セクシャル・ハラスメントなど)としたものが83.9%であり、そうした行為を犯罪であると回答したものが71.0%であった。警察へ事件を申告した申告率は9.7%（「わからない」が3.2%）であったが、警察に届けた理由としては、「犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから」が最も多く100.0%であった。警察に申告した者のうち警察の対応に満足したものは33.3%、不満であったのは66.7%であり、不満理由として最も多かったのは、「犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった」の100.0%であった。他方、警察に申告しなかった理由の中で最も多かったのは、「それほど重大ではない／損失がない」の37.0%で、次いで「警察は何もできない／証拠がない」の22.2%、「(復讐の恐れから) あえてしない」が14.8%であり、「その他」が44.4%であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は74.2%であった。さらに、性的暴行では、被害に遭っ

た者のうち警察に事件を申告した者に対し、犯罪被害者を実際の又は精神的に支援する専門機関の必要性についての意見を聞いているが、66.7%のものが、そうした機関があれば「役に立った(はず)」と回答している。

(4) 暴行・脅迫

本調査では、暴行・脅迫とは、他人に暴力を振るわれたり、脅迫されたりする犯罪被害とし、質問紙では、「家又は飲食店、町中、学校、公共の交通機関、海岸、あなたの職場などで、本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を受けたことがありますか。家庭内暴力を含めてください」と尋ねている。過去5年間に暴行・脅迫の被害に遭った者は1.9% (42人)、1999年に被害に遭ったことがあるのは0.4% (9人)であり、そのうち1999年に2回以上被害に遭ったことがあるのは22.2%、延べ被害件数14件であったが、過去5年間に暴行・脅迫の被害に遭ったことがないと回答した者に対し、さらに、「この種の事件は、あなたのパートナー、家族、親しい友人が関係していることがあります。これまでに述べた事件は別にして、過去5年間に、あなたは自分が知っている相手から本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を個人的に受けたことがありますか。」と尋ねたところ、該当者の中の0.2% (5人)があったと回答しており、結局、家庭内暴力等も含め過去5年間に暴行・脅迫の被害に遭った者は2.1% (47人)であった。

表12は、過去5年間の被害の有無を、①男女別及び②年齢層別に見たものである。

表12 暴行・脅迫の被害の有無

①男女別				総数	あり	なし	わからない
区分							
総		数	2,211	(1.9)	(98.0)	(0.1)	
男		性	1,073	(1.8)	(98.1)	(0.1)	
女		性	1,138	(2.0)	(97.9)	(0.1)	

②年齢層別				総数	あり	なし	わからない
区分							
総		数	2,211	(1.9)	(98.0)	(0.1)	
16	～	19 歳	105	(1.9)	(98.1)	-	
20	～	29 歳	243	(3.3)	(96.7)	-	
30	～	39 歳	339	(2.4)	(97.6)	-	
40	～	49 歳	404	(2.2)	(97.5)	(0.2)	
50	～	59 歳	473	(1.9)	(97.9)	(0.2)	
60	歳	以 上	647	(0.9)	(99.1)	-	

注 ()内は、構成比である。

次に、過去5年間に暴行・脅迫の被害に遭った者に対し、直近の被害に関して質問した結果、被害を受けた場所では、自宅としたものが最も多く27.7%、次いで自宅付近19.1%、職場14.9%と続いている。犯人が複数であったものは25.5% (12人)である。犯人が知人であったものは36.2% (17人)であったが、そのうち23.5% (4人)が配偶者を含む家族であった。また、暴行・脅迫の犯行態様では、脅迫されただけとしたものが55.3%、暴力を振るわれたとしたものが21.3%、「わからない」が23.4%であり、そのうち「わからない」と回答したものを除いた者に対して、傷害の有無及び凶器の有無を尋ねたところ、それぞれ「けがをした」が13.9%、「犯人が凶器を持っていた」が8.3%であった。また、警察へ事

件を申告した申告率は21.3%（「わからない」が19.1%）であったが、警察に届けた理由は、「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」が最も多く50.0%であった。警察に申告した者のうち警察の対応に満足したものは30.0%、不満であったのは70.0%であり、不満理由として最も多かったのは、「適切な扱いを受けなかった／失礼だった」の71.4%であり、次いで「十分な対処をしなかった」の57.1%であった。他方、警察に申告しなかった理由の中で最も多かったのは、「それほど重大ではない／損失がない」の32.1%で、次いで「警察は何もできない／証拠がない」の25.0%であり、「その他」が25.0%であった。

被害に遭った者に、すべてのことを考慮に入れて、その被害がどの程度重大であったかを尋ねた結果、事件がとても重大又はある程度重大とした回答は55.3%であった。さらに、暴行・脅迫では、被害に遭った者のうちで警察に事件を申告した者に対し、犯罪被害者を实际的又は精神的に支援する専門機関の必要性についての意見を聞いているが、60.0%のものが、そうした機関があれば「役に立った（はず）」と回答している。

(5) 消費者詐欺

本調査では、消費者詐欺とは、商品の購入又は購入契約時に相手からだまされる被害とし、質問紙では、「昨年（1999年）あなたは消費者詐欺に遭いましたか。誰かからあなたが物を買うときやサービスを受けるときに、商品やサービスの量や質について騙されたことがありますか。」と尋ねている。1999年に消費者詐欺の被害に遭った者は2.3%（50人）であった。被害を受けた場所は、商品を購入する「お店」が最も多く36.0%であるが、その他が54.0%であった。その事件を警察へ申告した申告率は2.0%であり、申告しなかった者のうち警察以外の機関に届けたものは10.2%であった。

(6) 汚職

本調査では、汚職とは、公務員から当然受けることのできるサービスに対して賄賂を求められることとし、質問紙では、「1999年中に、あなたの国で、公務員、たとえば税関職員、警察官、検査官・監督官等から、サービスを受けるために、賄賂を支払うよう要求されたり、又はそれを期待されたことがありますか。」と尋ねている。1999年に賄賂を支払うよう要求されるなどしたことがあると回答した者は0.0%（1人）であり、その相手（犯人）は、政府の役人であった。その事件を警察へ申告した申告率は0%であった。

4 犯罪に対する不安と防犯活動等

以下の項目は、回答者の犯罪被害ではなく、回答者の認識や意見等に関する調査結果であり、有効回答者である2,211人（世帯）すべてが質問の対象となっているため、原則として比率のみを記述する。また、各項目ごとに、都市規模別、世帯収入別、男女別及び年齢層別の比率を結果として示しているが、これらの分析については、「総合的分析」で改めて行う。

(1) 犯罪に対する不安

ここでは、犯罪に対する（又は遭う）不安、地域の安全性について、ア 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安、イ 自宅に夜間一人でいることへの不安、ウ 不法侵入の被害に遭う不安のそれぞれについて尋ねている。

ア 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

この項目では、居住地域を暗くなってから、一人で歩くことの安全性に関する認識について質問しており、質問紙では、「暗くなった後、あなたの住んでおられる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。」と尋ねている。安全（「とても安全」及び「まあまあ安全」）としたものは77.6%であり、危険（「とても危険」及び「やや危険」）としたものは22.4%であった。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表13のとおりである。

表13 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

①都市規模別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(12.4)	(65.2)	(19.9)	(2.5)	(0.0)
13 大 都 市	458	(9.4)	(65.5)	(22.1)	(3.1)	-
人口10万人以上の市	845	(9.8)	(65.3)	(22.4)	(2.5)	-
人口10万人未満の市	407	(13.8)	(66.3)	(16.7)	(2.9)	(0.2)
町 村	501	(18.4)	(63.7)	(16.2)	(1.8)	-

②世帯収入別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(12.4)	(65.2)	(19.9)	(2.5)	(0.0)
396万円より低い	419	(14.1)	(64.0)	(18.6)	(3.1)	(0.2)
396万～758万円	679	(12.5)	(66.3)	(19.0)	(2.2)	-
758万円～1,024万円	392	(10.7)	(67.6)	(19.4)	(2.3)	-
1,024万円より高い	258	(12.8)	(61.6)	(22.9)	(2.7)	-

③男女別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(12.4)	(65.2)	(19.9)	(2.5)	(0.0)
男 性	1,073	(17.7)	(66.5)	(14.5)	(1.1)	(0.1)
女 性	1,138	(7.4)	(63.9)	(24.9)	(3.9)	-

④年齢層別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(12.4)	(65.2)	(19.9)	(2.5)	(0.0)
16 ～ 19 歳	105	(12.4)	(65.7)	(17.1)	(4.8)	-
20 ～ 29 歳	243	(15.6)	(65.0)	(17.3)	(2.1)	-
30 ～ 39 歳	339	(8.3)	(61.4)	(26.0)	(4.4)	-
40 ～ 49 歳	404	(9.4)	(64.9)	(23.3)	(2.5)	-
50 ～ 59 歳	473	(12.3)	(66.6)	(18.6)	(2.5)	-
60 歳 以 上	647	(15.3)	(66.3)	(16.8)	(1.4)	(0.2)

注 ()内は、構成比である。

イ 自宅に夜間一人でいることの不安

この項目では、自宅で暗くなってから一人でいることの安全性に関する認識について質問しており、質問紙では、「暗くなってから家に一人でいるとき、どの程度安全であると感じますか。」と尋ねている。安全（「とても安全」及び「まあまあ安全」）としたものは91.2%であり、危険（「とても危険」及び「やや危険」）としたものは8.8%であった。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表14のとおりである。

表14 自宅に夜間一人でいることの不安

①都市規模別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(23.9)	(67.3)	(8.1)	(0.7)	(0.0)
13 大 都 市	458	(23.6)	(68.1)	(7.9)	(0.4)	-
人口10万人以上の市	845	(19.3)	(72.2)	(7.9)	(0.6)	-
人口10万人未満の市	407	(26.8)	(63.1)	(8.8)	(1.0)	(0.2)
町 村	501	(29.5)	(61.7)	(7.8)	(1.0)	-

②世帯収入別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(23.9)	(67.3)	(8.1)	(0.7)	(0.0)
396万円より低い	419	(22.7)	(69.5)	(6.9)	(0.7)	(0.2)
396万～758万円	679	(24.6)	(67.6)	(6.8)	(1.0)	-
758万円～1,024万円	392	(23.0)	(70.7)	(6.4)	-	-
1,024万円より高い	258	(26.7)	(62.4)	(9.7)	(1.2)	-

③男女別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(23.9)	(67.3)	(8.1)	(0.7)	(0.0)
男 性	1,073	(31.6)	(63.7)	(4.4)	(0.2)	(0.1)
女 性	1,138	(16.6)	(70.7)	(11.5)	(1.2)	-

④年齢層別

区 分	総 数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
総 数	2,211	(23.9)	(67.3)	(8.1)	(0.7)	(0.0)
16～19歳	105	(35.2)	(58.1)	(5.7)	(1.0)	-
20～29歳	243	(30.9)	(59.3)	(9.5)	(0.4)	-
30～39歳	339	(20.6)	(69.6)	(8.6)	(1.2)	-
40～49歳	404	(20.0)	(71.0)	(8.2)	(0.7)	-
50～59歳	473	(21.4)	(69.8)	(8.0)	(0.8)	-
60歳以上	647	(25.3)	(66.5)	(7.6)	(0.5)	(0.2)

注 ()内は、構成比である。

ウ 不法侵入の被害に遭う不安

この項目では、自宅における不法侵入の被害に遭う可能性に関する認識について質問しており、質問紙では、「今後12か月の内に、誰かがあなたの家に侵入しようとすることについて考えてみて下さい。それは非常にあり得ますか、あり得ますかそれともあり得ませんか。」と尋ねている。あり得る（「非常にあり得る」及び「あり得る」）としたものは33.9%であり、あり得ないとしたものは52.8%であった。これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表15のとおりである。

表15 不法侵入の被害に遭う不安

①都市規模別

区 分	総 数	非常にあり得る	あり得る	あり得ない	わからない
総 数	2,211	(1.9)	(32.0)	(52.8)	(13.3)
13 大 都 市	458	(3.5)	(32.8)	(50.9)	(12.9)
人口10万人以上の市	845	(1.2)	(34.4)	(49.5)	(14.9)
人口10万人未満の市	407	(2.0)	(30.2)	(60.4)	(7.4)
町 村	501	(1.8)	(28.5)	(54.1)	(15.6)

②世帯収入別

区 分	総 数	非常にあり得る	あり得る	あり得ない	わからない
総 数	2,211	(1.9)	(32.0)	(52.8)	(13.3)
396万円より低い	419	(3.1)	(26.3)	(58.9)	(11.7)
396万～758万円	679	(2.2)	(35.6)	(50.2)	(11.9)
758万円～1,024万円	392	(2.0)	(37.8)	(51.0)	(9.2)
1,024万円より高い	258	(0.8)	(38.0)	(53.1)	(8.1)

③男女別

区 分	総 数	非常にあり得る	あり得る	あり得ない	わからない
総 数	2,211	(1.9)	(32.0)	(52.8)	(13.3)
男 性	1,073	(1.6)	(33.5)	(53.5)	(11.5)
女 性	1,138	(2.3)	(30.6)	(52.2)	(14.9)

④年齢層別

区 分	総 数	非常にあり得る	あり得る	あり得ない	わからない
総 数	2,211	(1.9)	(32.0)	(52.8)	(13.3)
16 ～ 19 歳	105	(1.9)	(25.7)	(59.0)	(13.3)
20 ～ 29 歳	243	(1.6)	(32.9)	(52.3)	(13.2)
30 ～ 39 歳	339	(2.1)	(39.2)	(44.8)	(13.9)
40 ～ 49 歳	404	(3.0)	(39.6)	(46.0)	(11.4)
50 ～ 59 歳	473	(1.5)	(32.6)	(51.8)	(14.2)
60 歳 以 上	647	(1.7)	(23.6)	(61.2)	(13.4)

注 ()内は、構成比である。

(2) 警察活動に関する認識

ア 警察の防犯活動に関する認識

この項目では、警察の防犯活動に関する認識を質問しており、質問紙では、「すべてのことを考慮に入れた場合、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。」と尋ねている。良くやっている（「非常に良くやっている」及び「まあまあ良くやっている」）としたものは53.6%であり、不十分である（「やや不十分である」及び「非常に不十分である」）としたものは29.8%であった。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表16のとおりである。

表16 警察の防犯活動に関する認識

①都市規模別

区 分	総 数	非常に良く やっている	まあまあ良く やっている	やや不十分 である	非常に不十 分である	わからない
総 数	2,211	(6.0)	(47.7)	(24.6)	(5.1)	(16.6)
13 大 都 市	458	(3.5)	(45.6)	(23.1)	(7.2)	(20.5)
人口10万人以上の市	845	(4.4)	(45.8)	(28.9)	(5.8)	(15.1)
人口10万人未満の市	407	(8.6)	(46.7)	(26.3)	(3.4)	(15.0)
町 村	501	(8.8)	(53.5)	(17.6)	(3.4)	(16.8)

②世帯収入別

区 分	総 数	非常に良く やっている	まあまあ良く やっている	やや不十分 である	非常に不十 分である	わからない
総 数	2,211	(6.0)	(47.7)	(24.6)	(5.1)	(16.6)
396万円より低い	419	(9.3)	(44.9)	(23.4)	(4.8)	(17.7)
396万～758万円	679	(6.2)	(53.0)	(24.3)	(4.3)	(12.2)
758万円～1,024万円	392	(3.8)	(48.7)	(27.0)	(5.1)	(15.3)
1,024万円より高い	258	(3.9)	(50.4)	(27.1)	(7.0)	(11.6)

③男女別

区 分	総 数	非常に良く やっている	まあまあ良く やっている	やや不十分 である	非常に不十 分である	わからない
総 数	2,211	(6.0)	(47.7)	(24.6)	(5.1)	(16.6)
男 性	1,073	(7.5)	(50.8)	(22.5)	(4.8)	(14.4)
女 性	1,138	(4.5)	(44.7)	(26.7)	(5.4)	(18.6)

④年齢層別

区 分	総 数	非常に良く やっている	まあまあ良く やっている	やや不十分 である	非常に不十 分である	わからない
総 数	2,211	(6.0)	(47.7)	(24.6)	(5.1)	(16.6)
16 ～ 19 歳	105	(6.7)	(42.9)	(25.7)	(5.7)	(19.0)
20 ～ 29 歳	243	(4.1)	(46.1)	(30.0)	(4.1)	(15.6)
30 ～ 39 歳	339	(3.2)	(42.2)	(31.6)	(7.7)	(15.3)
40 ～ 49 歳	404	(4.0)	(45.8)	(28.2)	(7.2)	(14.9)
50 ～ 59 歳	473	(5.3)	(51.0)	(21.1)	(4.4)	(18.2)
60 歳 以 上	647	(9.7)	(50.7)	(19.2)	(3.2)	(17.2)

注 () 内は、構成比である。

イ 警察の親切さに関する認識

この項目では、警察の親切さ（誠実さ）に関する認識を質問しており、質問紙では、「それでは、警察の親切さはどうでしょうか。警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っているという点については、全く同感ですか、どちらかといえば同感ですか、どちらかといえば反対、全く反対ですか。」と尋ねている。親切である（「全く同感」及び「どちらかといえば同感」）としたものは59.5%であり、親切ではない（「全く反対」及び「どちらかといえば反対」）としたものは19.5%であった。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表17のとおりである。

表17 警察の親切さに関する認識

①都市規模別

区 分	総 数	全く同感	どちらかと 言えば同感	どちらかと 言えば反対	全く反対	わからない
総 数	2,211	(10.4)	(49.1)	(16.0)	(3.5)	(21.0)
13 大 都 市	458	(5.5)	(47.4)	(17.2)	(5.9)	(24.0)
人口10万人以上の市	845	(9.7)	(49.5)	(17.8)	(3.2)	(19.9)
人口10万人未満の市	407	(14.5)	(47.9)	(16.0)	(3.4)	(18.2)
町 村	501	(12.8)	(51.1)	(12.0)	(1.8)	(22.4)

②世帯収入別

区 分	総 数	全く同感	どちらかと 言えば同感	どちらかと 言えば反対	全く反対	わからない
総 数	2,211	(10.4)	(49.1)	(16.0)	(3.5)	(21.0)
396万円より低い	419	(14.3)	(45.8)	(14.3)	(3.3)	(22.2)
396万～758万円	679	(10.0)	(53.9)	(14.7)	(3.4)	(18.0)
758万円～1,024万円	392	(9.4)	(54.1)	(16.8)	(3.3)	(16.3)
1,024万円より高い	258	(9.3)	(47.7)	(22.5)	(3.5)	(17.1)

③男女別

区 分	総 数	全く同感	どちらかと 言えば同感	どちらかと 言えば反対	全く反対	わからない
総 数	2,211	(10.4)	(49.1)	(16.0)	(3.5)	(21.0)
男 性	1,073	(11.5)	(51.2)	(15.3)	(3.4)	(18.6)
女 性	1,138	(9.4)	(47.2)	(16.7)	(3.5)	(23.2)

④年齢層別

区 分	総 数	全く同感	どちらかと 言えば同感	どちらかと 言えば反対	全く反対	わからない
総 数	2,211	(10.4)	(49.1)	(16.0)	(3.5)	(21.0)
16 ～ 19 歳	105	(10.5)	(41.9)	(17.1)	(6.7)	(23.8)
20 ～ 29 歳	243	(6.2)	(47.3)	(21.4)	(3.3)	(21.8)
30 ～ 39 歳	339	(5.3)	(51.0)	(21.5)	(4.1)	(18.0)
40 ～ 49 歳	404	(9.4)	(49.5)	(19.1)	(3.7)	(18.3)
50 ～ 59 歳	473	(9.1)	(50.5)	(12.7)	(4.2)	(23.5)
60 歳 以 上	647	(16.2)	(48.7)	(11.4)	(2.0)	(21.6)

注 ()内は、構成比である。

(3) 量刑意見等

ア 量刑意見

この項目では、不法侵入・窃盗の簡単な事例を挙げ、どのような量刑が適切かという、量刑に関する意見を質問しており、質問紙では、「犯罪者に科せられる処罰については、人によって意見が異なります。一例として、21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適切な刑は次のうちどれだと思いますか。」と尋ねている。懲役が適当であると回答したものが最も多く50.2%、次いで執行猶予が18.5%、罰金が17.6%と続いている。懲役が適当であると回答したものに対して、更に懲役として適当な期間を質問したところ、2年未満と回答したものが70.4%であった。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表18のとおりである。

表18 量刑意見

①都市規模別

区 分	総 数	罰 金	懲 役	執行猶予	その他	わからない
総 数	2,211	(17.6)	(50.2)	(18.5)	(0.7)	(12.9)
13 大 都 市	458	(13.5)	(57.2)	(18.6)	(1.1)	(9.6)
人口10万人以上の市	845	(16.7)	(53.4)	(17.6)	(0.6)	(11.7)
人口10万人未満の市	407	(19.4)	(45.7)	(21.9)	(0.5)	(12.5)
町 村	501	(21.6)	(42.3)	(17.2)	(0.8)	(18.2)

②世帯収入別

区 分	総 数	罰 金	懲 役	執行猶予	その他	わからない
総 数	2,211	(17.6)	(50.2)	(18.5)	(0.7)	(12.9)
396万円より低い	419	(21.2)	(46.1)	(17.9)	(0.5)	(14.3)
396万～758万円	679	(17.2)	(52.3)	(18.6)	(0.3)	(11.6)
758万円～1,024万円	392	(16.6)	(57.1)	(20.2)	(1.0)	(5.1)
1,024万円より高い	258	(16.3)	(55.4)	(17.1)	(1.2)	(10.1)

③男女別

区 分	総 数	罰 金	懲 役	執行猶予	その他	わからない
総 数	2,211	(17.6)	(50.2)	(18.5)	(0.7)	(12.9)
男 性	1,073	(18.0)	(51.4)	(19.7)	(0.7)	(10.2)
女 性	1,138	(17.3)	(49.1)	(17.4)	(0.7)	(15.5)

④年齢層別

区 分	総 数	罰 金	懲 役	執行猶予	その他	わからない
総 数	2,211	(17.6)	(50.2)	(18.5)	(0.7)	(12.9)
16 ～ 19 歳	105	(13.3)	(49.5)	(24.8)	-	(12.4)
20 ～ 29 歳	243	(11.1)	(58.4)	(22.2)	-	(8.2)
30 ～ 39 歳	339	(10.0)	(59.9)	(18.6)	(0.9)	(10.6)
40 ～ 49 歳	404	(16.6)	(55.4)	(18.8)	(0.7)	(8.4)
50 ～ 59 歳	473	(19.9)	(46.3)	(21.8)	(0.8)	(11.2)
60 歳 以 上	647	(23.8)	(41.9)	(13.4)	(0.9)	(19.9)

注 () 内は、構成比である。

イ 青少年犯罪対策に関する意見

この項目では、最近深刻化したとされている青少年犯罪の防止策に関する意見を質問しており、質問紙では、「青少年による犯罪に対する懸念が高まっています。青少年による犯罪を減らすために最も有効だと考えている措置はありますか。」と尋ねている。家庭によるしつけの強化が最も多く85.0%、次いで青少年犯罪に対する厳罰化が48.1%、学校教育の強化が48.0%であった。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表19のとおりである。

表19 青少年犯罪対策に関する意見

①都市規模別

区分	総数	両親による 厳しいしつけ／ より良い子育て／ 法律を尊重するこ とを教える家庭 教育	学校での より厳しいし つけ／より良 い教育	貧困を減 らす／雇 用を改善 する	より良い 警察活動 ／警官の 増員	犯罪に対 する刑を 重くする ／刑罰を 厳しくす る	その他	わからない
総数	2,211	(85.0)	(48.0)	(19.4)	(26.8)	(48.1)	(5.2)	(3.6)
13大都市	458	(84.5)	(45.6)	(21.6)	(27.7)	(53.5)	(5.2)	(3.3)
人口10万人以上の市	845	(84.7)	(48.8)	(20.6)	(28.8)	(48.9)	(5.6)	(2.4)
人口10万人未満の市	407	(86.2)	(52.8)	(19.7)	(22.4)	(44.2)	(2.9)	(3.9)
町村	501	(84.8)	(45.1)	(15.4)	(26.3)	(44.9)	(6.4)	(5.6)

②世帯収入別

区分	総数	両親による 厳しいしつけ／ より良い子育て／ 法律を尊重するこ とを教える家庭 教育	学校での より厳しいし つけ／より良 い教育	貧困を減 らす／雇 用を改善 する	より良い 警察活動 ／警官の 増員	犯罪に対 する刑を 重くする ／刑罰を 厳しくす る	その他	わからない
総数	2,211	(85.0)	(48.0)	(19.4)	(26.8)	(48.1)	(5.2)	(3.6)
396万円より低い	419	(81.9)	(47.5)	(19.1)	(26.5)	(48.9)	(3.3)	(3.1)
396万～758万円	679	(85.6)	(50.5)	(17.7)	(28.9)	(50.2)	(4.7)	(3.5)
758万円～1,024万円	392	(89.5)	(50.3)	(25.5)	(25.5)	(52.3)	(5.9)	(0.8)
1,024万円より高い	258	(91.9)	(50.0)	(16.7)	(22.1)	(41.9)	(7.4)	-

③男女別

区分	総数	両親による 厳しいしつけ／ より良い子育て／ 法律を尊重するこ とを教える家庭 教育	学校での より厳しいし つけ／より良 い教育	貧困を減 らす／雇 用を改善 する	より良い 警察活動 ／警官の 増員	犯罪に対 する刑を 重くする ／刑罰を 厳しくす る	その他	わからない
総数	2,211	(85.0)	(48.0)	(19.4)	(26.8)	(48.1)	(5.2)	(3.6)
男性	1,073	(84.8)	(50.2)	(20.8)	(27.8)	(47.1)	(4.9)	(3.4)
女性	1,138	(85.1)	(46.0)	(18.2)	(25.9)	(49.0)	(5.4)	(3.8)

④年齢層別

区分	総数	両親による 厳しいしつけ／ より良い子育て／ 法律を尊重するこ とを教える家庭 教育	学校での より厳しいし つけ／より良 い教育	貧困を減 らす／雇 用を改善 する	より良い 警察活動 ／警官の 増員	犯罪に対 する刑を 重くする ／刑罰を 厳しくす る	その他	わからない
総数	2,211	(85.0)	(48.0)	(19.4)	(26.8)	(48.1)	(5.2)	(3.6)
16～19歳	105	(72.4)	(43.8)	(21.0)	(41.0)	(44.8)	(1.9)	(5.7)
20～29歳	243	(77.8)	(43.6)	(19.3)	(28.8)	(57.2)	(5.8)	(5.3)
30～39歳	339	(84.7)	(47.5)	(21.8)	(28.6)	(57.8)	(6.5)	(1.8)
40～49歳	404	(86.9)	(51.2)	(21.3)	(25.7)	(47.3)	(5.0)	(2.7)
50～59歳	473	(88.2)	(50.5)	(17.1)	(24.7)	(47.8)	(6.6)	(3.8)
60歳以上	647	(86.4)	(46.8)	(18.5)	(25.0)	(40.8)	(4.0)	(3.9)

注 1 ()内は、構成比である。

注 2 重複選択（3項目まで）による。

(4) 住居の防犯設備

この項目では、自宅の防犯設備について質問しており、質問紙では、「あなたの家の防犯設備についてお聞きします。あなたの家はここにあげるようなものによって護られていますか。」と尋ねている。特別な防犯設備はないという「これらでは護られていない」が最も多く55.7%、次いで「番犬」が16.8%、「互いの家を監視するための隣人との助け合いの申し合わせ」が14.2%と続いている。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表20のとおりである。

表20 住居の防犯設備

①都市規模別

区 分	総 数	侵入防止 警報機	特別のド ア鍵	特別の窓 ／ドア格 子	番犬	高い塀	管理人/ ガードマ ン	互いの家を監 視するための 隣人との助け 合いの申し合 わせ	これらでは 護られてい ない
総 数	2,211	(3.7)	(9.9)	(5.3)	(16.8)	(2.2)	(3.5)	(14.2)	(55.7)
13 大 都 市	458	(5.5)	(15.1)	(5.5)	(9.2)	(1.5)	(10.7)	(8.3)	(53.5)
人口10万人以上の市	845	(3.9)	(9.3)	(6.7)	(15.0)	(2.8)	(2.4)	(14.1)	(58.6)
人口10万人未満の市	407	(2.9)	(8.6)	(4.7)	(20.4)	(2.2)	(1.5)	(17.2)	(53.6)
町 村	501	(2.4)	(7.2)	(3.2)	(24.0)	(1.8)	(0.4)	(17.2)	(54.7)

②世帯収入別

区 分	総 数	侵入防止 警報機	特別のド ア鍵	特別の窓 ／ドア格 子	番犬	高い塀	管理人/ ガードマ ン	互いの家を監 視するための 隣人との助け 合いの申し合 わせ	これらでは 護られてい ない
総 数	2,211	(3.7)	(9.9)	(5.3)	(16.8)	(2.2)	(3.5)	(14.2)	(55.7)
396万円より低い	419	(3.3)	(7.6)	(4.3)	(7.9)	(1.0)	(4.8)	(15.5)	(61.8)
396万～758万円	679	(1.8)	(10.3)	(4.6)	(15.3)	(1.5)	(2.8)	(12.7)	(60.5)
758万円～1,024万円	392	(4.6)	(10.2)	(5.6)	(19.4)	(2.8)	(4.3)	(15.3)	(51.3)
1,024万円より高い	258	(8.1)	(16.3)	(12.0)	(24.4)	(4.7)	(2.3)	(16.3)	(39.5)

③男女別

区 分	総 数	侵入防止 警報機	特別のド ア鍵	特別の窓 ／ドア格 子	番犬	高い塀	管理人/ ガードマ ン	互いの家を監 視するための 隣人との助け 合いの申し合 わせ	これらでは 護られてい ない
総 数	2,211	(3.7)	(9.9)	(5.3)	(16.8)	(2.2)	(3.5)	(14.2)	(55.7)
男 性	1,073	(3.4)	(10.4)	(5.5)	(16.3)	(1.9)	(3.4)	(12.1)	(58.4)
女 性	1,138	(4.0)	(9.4)	(5.1)	(17.3)	(2.5)	(3.5)	(16.1)	(53.2)

④年齢層別

区 分	総 数	侵入防止 警報機	特別のド ア鍵	特別の窓 ／ドア格 子	番犬	高い塀	管理人/ ガードマ ン	互いの家を監 視するための 隣人との助け 合いの申し合 わせ	これらでは 護られてい ない
総 数	2,211	(3.7)	(9.9)	(5.3)	(16.8)	(2.2)	(3.5)	(14.2)	(55.7)
16 ～ 19 歳	105	(2.9)	(5.7)	(4.8)	(21.0)	(1.9)	(6.7)	(5.7)	(60.0)
20 ～ 29 歳	243	(0.8)	(8.2)	(4.5)	(15.2)	(2.5)	(4.9)	(13.6)	(60.9)
30 ～ 39 歳	339	(2.4)	(11.5)	(9.7)	(13.3)	(2.9)	(5.6)	(11.8)	(54.0)
40 ～ 49 歳	404	(5.0)	(10.6)	(3.7)	(20.8)	(2.0)	(3.2)	(14.6)	(54.0)
50 ～ 59 歳	473	(4.7)	(8.2)	(5.5)	(20.9)	(1.9)	(2.7)	(13.7)	(52.9)
60 歳 以 上	647	(4.2)	(11.1)	(4.2)	(13.1)	(2.2)	(2.0)	(17.0)	(57.2)

注 1 ()内は、構成比である。

2 重複選択による。

(5) 銃器の所有

この項目では、自宅における銃器の所有について質問しており、質問紙では、「あなたの世帯で誰か、拳銃、散弾銃、ライフル、空気銃を持っている人がいますか。」と尋ねている。所有しているとしたものは1.0%（22世帯）であったが、所有している銃器の種類としては、空気銃が最も多く45.5%、次いで散弾銃が27.3%であった。銃器所有の目的は、「狩猟のため」及び「収集物として（コレクターズアイテム）」が共に45.5%で最も多い。

(6) 夜間外出頻度

この項目では、夜間の外出頻度について質問しており、質問紙では、「娯楽目的、例えば飲食店やレストランや映画に行ったり友達に会ったりするために、夜間、個人的にどのくらい外出されますか。」と尋ねている。「月1回以下」が最も多く35.3%、次いで「決して外出しない」が24.0%、「少なくとも週1回」が19.1%と続いている。

これを①都市規模別、②世帯収入別、③男女別及び④年齢層別に見ると、表21のとおりである。

表21 夜間外出頻度

①都市規模別

区 分	総 数	ほとんど 毎日	少なくと も週1回	少なくと も月1回	月1回以 下	決して外 出しない	わからない
総 数	2,211	(2.2)	(19.1)	(18.4)	(35.3)	(24.0)	(1.0)
13 大 都 市	458	(4.1)	(22.5)	(17.5)	(31.4)	(23.6)	(0.9)
人口10万人以上の市	845	(1.8)	(19.4)	(17.8)	(36.1)	(23.7)	(1.3)
人口10万人未満の市	407	(2.0)	(16.0)	(16.7)	(36.6)	(28.0)	(0.7)
町 村	501	(1.4)	(18.0)	(21.8)	(36.3)	(21.8)	(0.8)

②世帯収入別

区 分	総 数	ほとんど 毎日	少なくと も週1回	少なくと も月1回	月1回以 下	決して外 出しない	わからない
総 数	2,211	(2.2)	(19.1)	(18.4)	(35.3)	(24.0)	(1.0)
396万円より低い	419	(2.1)	(14.8)	(14.3)	(32.2)	(35.8)	(0.7)
396万～758万円	679	(2.2)	(19.6)	(20.2)	(38.3)	(19.0)	(0.7)
758万円～1,024万円	392	(3.1)	(18.1)	(19.4)	(38.5)	(20.4)	(0.5)
1,024万円より高い	258	(1.9)	(22.5)	(24.4)	(32.9)	(18.2)	-

③男女別

区 分	総 数	ほとんど 毎日	少なくと も週1回	少なくと も月1回	月1回以 下	決して外 出しない	わからない
総 数	2,211	(2.2)	(19.1)	(18.4)	(35.3)	(24.0)	(1.0)
男 性	1,073	(3.4)	(24.9)	(21.9)	(31.6)	(17.1)	(1.1)
女 性	1,138	(1.1)	(13.6)	(15.1)	(38.8)	(30.5)	(0.9)

④年齢層別

区 分	総 数	ほとんど 毎日	少なくと も週1回	少なくと も月1回	月1回以 下	決して外 出しない	わからない
総 数	2,211	(2.2)	(19.1)	(18.4)	(35.3)	(24.0)	(1.0)
16 ～ 19 歳	105	(3.8)	(34.3)	(10.5)	(28.6)	(19.0)	(3.8)
20 ～ 29 歳	243	(4.9)	(46.5)	(23.0)	(17.7)	(7.4)	(0.4)
30 ～ 39 歳	339	(2.4)	(21.2)	(21.5)	(36.9)	(17.1)	(0.9)
40 ～ 49 歳	404	(1.7)	(18.1)	(22.8)	(41.6)	(14.6)	(1.2)
50 ～ 59 歳	473	(3.0)	(15.2)	(19.0)	(41.6)	(20.5)	(0.6)
60 歳 以 上	647	(0.6)	(8.7)	(13.1)	(33.5)	(43.1)	(0.9)

注 ()内は、構成比である。

5 まとめ（罪種別被害率や申告率の比較等）

世帯犯罪被害，個人犯罪被害のそれぞれについて，罪種別に，過去5年間及び1999年に1回以上犯罪被害に遭ったことの有無（被害率），並びに過去5年間にこれらの犯罪被害に遭った世帯及び個人につき，直近の被害について，事件の警察への申告率等を比較することとする。

図1は，世帯犯罪被害，個人犯罪被害のそれぞれについて，罪種別に，過去5年間及び1999年1年間に1回以上犯罪被害に遭ったことの有無（被害率）を示したものである。世帯犯罪被害は，全体的に，個人犯罪被害よりも被害率が高く，自転車盗や自動車損壊といった比較的軽微な犯罪については，過去5年間の被害率がいずれも15%を超えており，過去5年間に，自転車盗については，自転車を所有している世帯の4世帯に1世帯，バイク盗については，バイク所有世帯の8世帯に1世帯，不法侵入については，25世帯に1世帯が，それぞれ被害に遭っていることになる。

一方，個人犯罪被害は，世帯犯罪被害と比較して，全体的に被害率が低く，過去5年間で見ても，最も被害率の高い窃盗や性的暴行でも2.7%，約37人に1人である。ただし，個人犯罪被害の中では，性的暴行が，窃盗や暴行・脅迫よりも，過去5年間及び1999年1年間共に被害率が高くなっている。

図1 罪種別過去5年間及び1999年の被害率

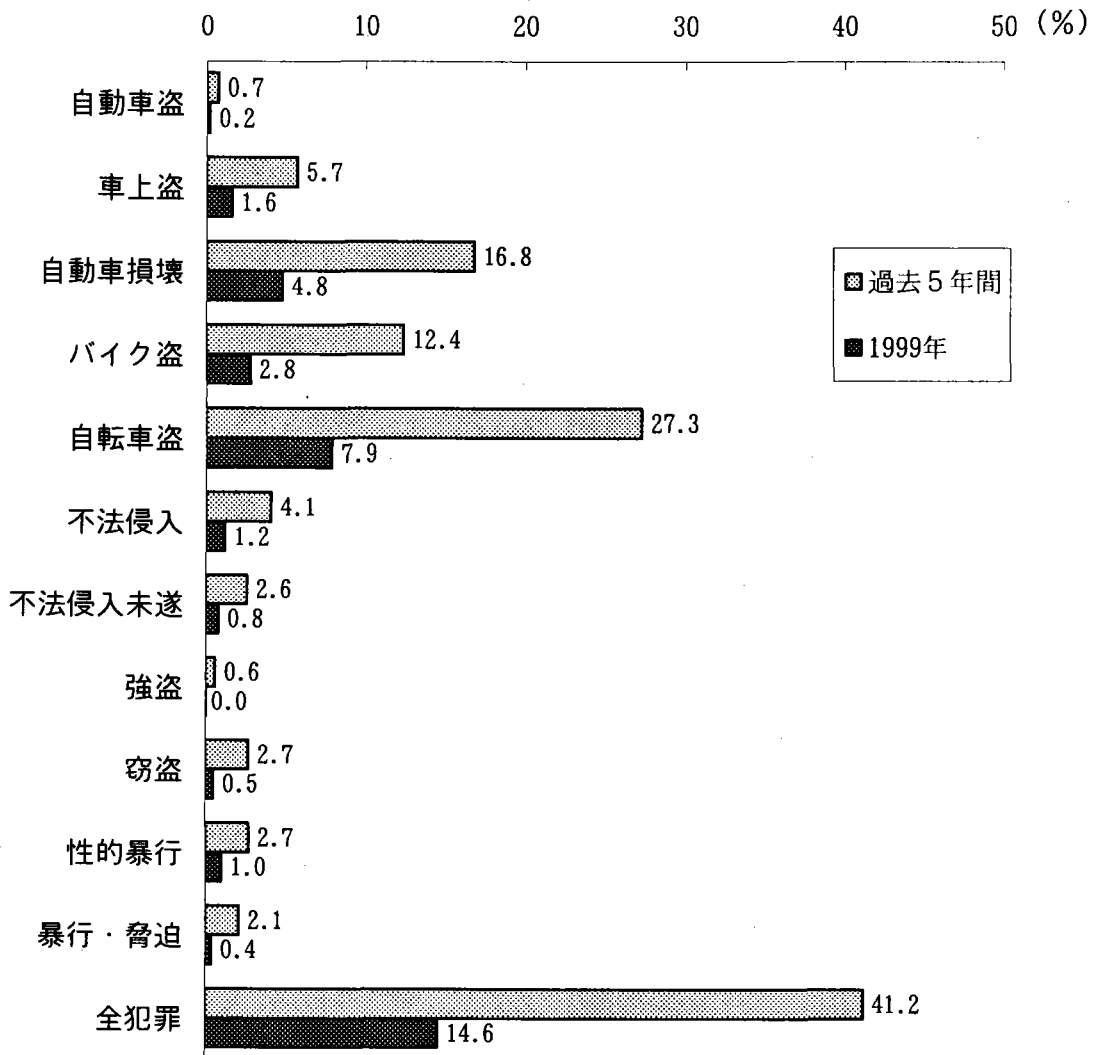
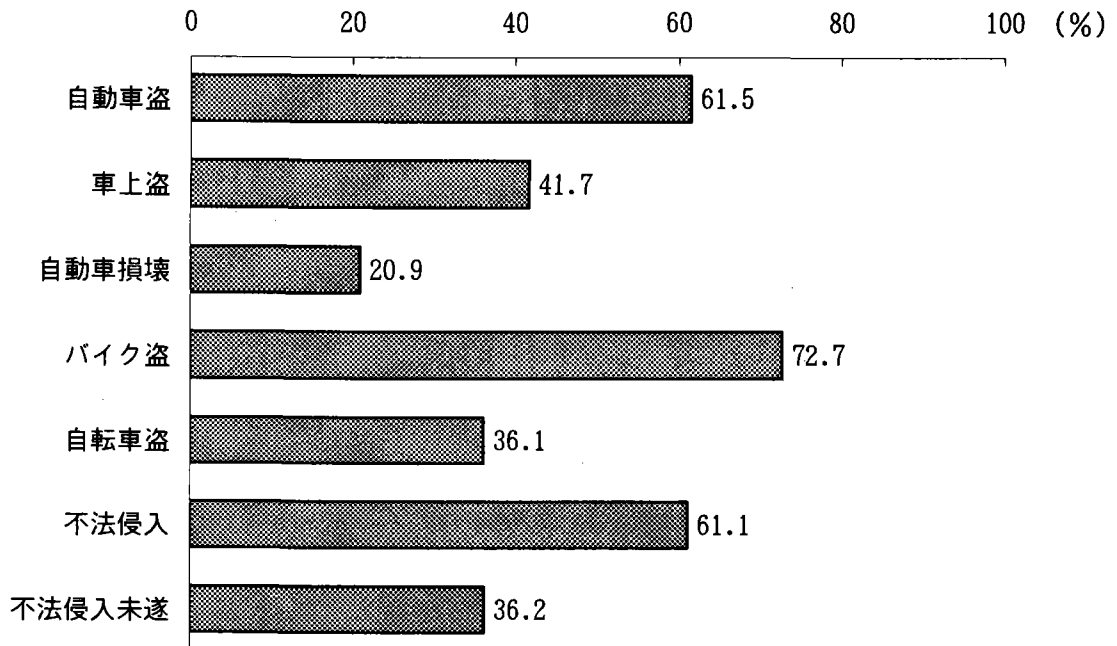


図2は、世帯犯罪被害、個人犯罪被害のそれぞれについて、罪種別に、過去5年間にこれらの犯罪被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害に関する警察への申告率を見たものである。世帯犯罪被害は、全体的に、個人犯罪被害よりも申告率が高く、自動車盗、バイク盗及び不法侵入において50%を超えている。ただし、その他の比較的軽微な事件では、申告率がいずれも40%を下回っている。他方、個人犯罪被害では申告率がいずれも50%を下回っており、性的暴行では10%未満である。なお、全犯罪被害全体の申告率は、36.4%、世帯犯罪被害が37.4%、個人犯罪被害が28.5%となっている。

図2 罪種別世帯犯罪被害及び個人犯罪被害における申告率

① 「世帯犯罪被害」



② 「個人犯罪被害」

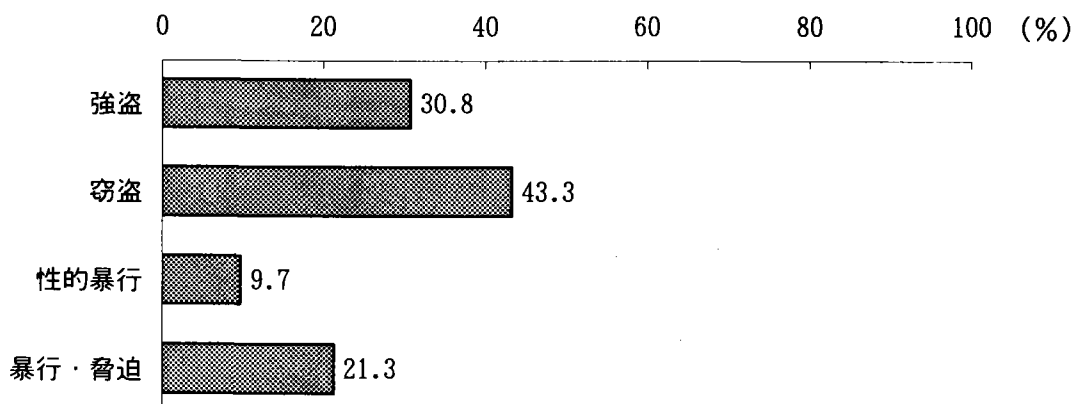
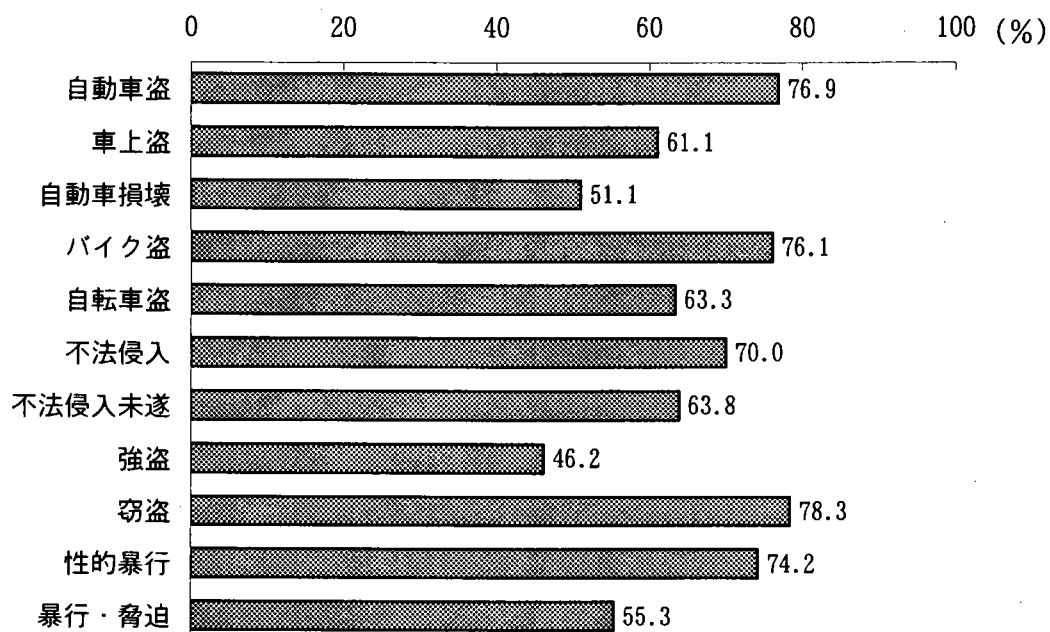


図3は、世帯犯罪被害、個人犯罪被害のそれぞれについて、罪種別に、過去5年間にこれらの犯罪被害に遭った世帯及び個人につき、直近の被害に関し、その事件の重大性について尋ねた結果（「とても重大」及び「ある程度重大」と回答した者の比率）を見たものである。強盗を除く罪種で、50%以上のものが事件を重大であるとしてらえている。

図3 罪種別事件の重大性の認識



第3 総合的分析（統計解析）

次に、①犯罪被害の有無（被害率）、②犯罪に対する不安及び③量刑等に関する意見と、そのほかの質問項目との関係を分析することにより、これらに影響を与える要因を統計的に探ることとする。そのため、①犯罪被害の有無（被害率）、②犯罪に対する不安及び③量刑意見等を従属変数（目的変数）ととらえ、それらに影響を与える回答者の属性や意見・認識といった他の変数を独立変数（説明変数）として統計的に解析する。また、従属変数相互間の関係についても併せて分析する。

なお、犯罪被害の有無については、統計的に解析しやすいように、世帯犯罪被害（自動車盗、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入及び不法侵入未遂）、個人犯罪被害（強盗、窃盗、性的暴行及び暴行・脅迫）及び全犯罪被害について過去5年間にいずれかの犯罪被害に遭ったことがあるという変数を新たに作って分析した。その他の変数についても、できるだけ構造を単純化し、結果を理解しやすくするため、幾つかのカテゴリーを統合し、「わからない」や無回答等を除いて分析した。また、個人犯罪被害のうち性的暴行については、女性のみが回答しているため、全犯罪被害及び個人犯罪被害において、その分だけ女性の被害率が増加している。

分析の手法としては、まず、それぞれの従属変数と関係のありそうな項目（独立変数）ごとに、クロス集計分析を行った。このクロス集計分析は、変数間に統計的に有意な関係があるかどうかを見るための分析手法であり、ここでは χ^2 検定⁵を実施し、変数間の関連の有意性を確認した後、有意であった変数の組合せに対して、さらに、どの項目が最も有意性に貢献しているかを探るため残差分析を実施した。こうした分析によって、各従属変数と関係がありそうな項目を抽出した上、有意な独立変数がどのように組み合わせられた場合に最も従属変数を説明できるのか、独立変数間の関係を分析し、従属変数を説明するための最も良いモデルを見つけ出すために、ロジスティック回帰分析を行った。

1 クロス集計分析

(1) 犯罪被害の有無に与える要因

ア 全犯罪被害

表22は、全犯罪被害について、犯罪被害の有無と回答者の属する世帯及び回答者の属性や警察活動に関する認識等との関係を見るために、犯罪被害と関係があると考えられる項目（変数）ごとに、過去5年間に世帯犯罪被害及び個人犯罪被害を含め、いずれかの犯罪に1回以上遭ったことの有無とのクロス集計を行い、その関係が統計的に有意であるかどうかを見たものである。

なお、ここでは、犯罪被害に影響を与える要因を分析するため、犯罪被害と犯罪に対する不安との関係について、別途、「犯罪に対する不安に与える要因」で分析する。

有意な関係があった項目について見ると、都市規模が大きくなるほど犯罪被害に遭ったものの比率（以下、本編では被害率という。）が高くなっている。また、世帯収入が中の上にあるものの被害率が高く、世帯当たりの人員が多いと被害率が高い⁶。

年齢層別では、10代、40代において被害率が高く、逆に60歳以上で被害率が低い。また、学生、独身者の被害率が比較的高い。さらに、教育歴が長くなると被害率が高くなり、外出頻度が多いものほど、被害率が高くなる傾向にある。

警察活動に関する認識と被害率との関係を見ると、犯罪被害に遭ったものほど警察の防犯活動及び警察の親切さに関する意見が厳しくなる傾向がある⁷。

表22 「全犯罪被害」に関するクロス表

①都市規模別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
13 大 都 市	237 (51.7) [-3.4]	221 (48.3) [3.4]	458 (100.0)	$\chi^2(3)=19.231$ $p=0.000^{**}$
人口10万人以上の市	493 (58.3) [-0.3]	352 (41.7) [0.3]	845 (100.0)	
人口10万人未満の市	240 (59.0) [0.1]	167 (41.0) [-0.1]	407 (100.0)	
町 村	329 (65.7) [3.6]	172 (34.3) [-3.6]	501 (100.0)	
合 計	1,299 (58.8)	912 (41.2)	2,211 (100.0)	

②住居形態別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
アパート/マンション	210 (54.1)	178 (45.9)	388 (100.0)	$\chi^2(2)=4.168$ $p=0.124$
一戸建て住宅	1,054 (59.7)	711 (40.3)	1,765 (100.0)	
そ の 他	35 (60.3)	23 (39.7)	58 (100.0)	
合 計	1,299 (58.8)	912 (41.2)	2,211 (100.0)	

③世帯収入別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
396万円より低い	290 (69.2) [5.1]	129 (30.8) [-5.1]	419 (100.0)	$\chi^2(3)=40.231$ $p=0.000^{**}$
396万～758万円	402 (59.2) [0.5]	277 (40.8) [-0.5]	679 (100.0)	
758万～1,024万円	186 (47.4) [-5.1]	206 (52.6) [5.1]	392 (100.0)	
1,024万円より高い	145 (56.2) [-0.8]	113 (43.8) [0.8]	258 (100.0)	
合 計	1,023 (58.5)	725 (41.5)	1,748 (100.0)	

④世帯当たりの人員別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
1 人	98 (74.2) [3.7]	34 (25.8) [-3.7]	132 (100.0)	$\chi^2(5)=40.448$ $p=0.000^{**}$
2 人	317 (66.3) [3.8]	161 (33.7) [-3.8]	478 (100.0)	
3 人	282 (60.5) [0.9]	184 (39.5) [-0.9]	466 (100.0)	
4 人	284 (53.1) [-3.0]	251 (46.9) [3.0]	535 (100.0)	
5 人	169 (53.0) [-2.3]	150 (47.0) [2.3]	319 (100.0)	
6人以上	148 (52.9) [-2.1]	132 (47.1) [2.1]	280 (100.0)	
合 計	1,298 (58.7)	912 (41.3)	2,210 (100.0)	

⑤男女別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
男 性	650 (60.6)	423 (39.4)	1,073 (100.0)	$\chi^2(1)=2.869$ $p=0.090$
女 性	649 (57.0)	489 (43.0)	1,138 (100.0)	
合 計	1,299 (58.8)	912 (41.2)	2,211 (100.0)	

⑥年齢層別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
16 ~ 19 歳	35 (44.9) [-2.5]	43 (55.1) [2.5]	78 (100.0)	$\chi^2(5)=52.768$ $p=0.000^{**}$
20 ~ 29 歳	136 (56.0) [-0.9]	107 (44.0) [0.9]	243 (100.0)	
30 ~ 39 歳	183 (54.8) [-1.6]	151 (45.2) [1.6]	334 (100.0)	
40 ~ 49 歳	192 (50.4) [-3.6]	189 (49.6) [3.6]	381 (100.0)	
50 ~ 59 歳	276 (56.7) [-1.1]	211 (43.3) [1.1]	487 (100.0)	
60 歳 以 上	477 (69.3) [6.8]	211 (30.7) [-6.8]	688 (100.0)	
合 計	1,299 (58.8)	912 (41.2)	2,211 (100.0)	

⑦就業状況別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
働いている	785 (56.5) [-2.8]	604 (43.5) [2.8]	1,389 (100.0)	$\chi^2(2)=22.193$ $p=0.000^{**}$
無職・主婦	454 (65.3) [4.3]	241 (34.7) [-4.3]	695 (100.0)	
学 生	60 (47.2) [-2.7]	67 (52.8) [2.7]	127 (100.0)	
合 計	1,299 (58.8)	912 (41.2)	2,211 (100.0)	

⑧婚姻関係別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
独 身	222 (53.2) [-2.5]	195 (46.8) [2.5]	417 (100.0)	$\chi^2(2)=7.046$ $p=0.030^*$
既 婚	943 (59.6) [1.4]	638 (40.4) [-1.4]	1,581 (100.0)	
離婚・別居・死別	123 (62.8) [1.2]	73 (37.2) [-1.2]	196 (100.0)	
合 計	1,288 (58.7)	906 (41.3)	2,194 (100.0)	

⑨教育歴別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
6 年 間	40 (75.5) [2.4]	13 (24.5) [-2.4]	53 (100.0)	$\chi^2(3)=26.652$ $p=0.000^{**}$
9 年 間	296 (68.0) [4.1]	139 (32.0) [-4.1]	435 (100.0)	
12 年 間	557 (57.9) [-1.3]	405 (42.1) [1.3]	962 (100.0)	
13 年 以 上	342 (54.4) [-3.1]	287 (45.6) [3.1]	629 (100.0)	
合 計	1,235 (59.4)	844 (40.6)	2,079 (100.0)	

⑩外出頻度別

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
毎 日	19 (38.8) [-2.9]	30 (61.2) [2.9]	49 (100.0)	$\chi^2(4)=29.741$ $p=0.000^{**}$
週 1 回 以 上	219 (51.9) [-3.2]	203 (48.1) [3.2]	422 (100.0)	
月 1 回 以 上	233 (57.2) [-0.7]	174 (42.8) [0.7]	407 (100.0)	
月 1 回 以 下	461 (59.1) [0.3]	319 (40.9) [-0.3]	780 (100.0)	
外 出 し な い	353 (66.5) [4.2]	178 (33.5) [-4.2]	531 (100.0)	
合 計	1,285 (58.7)	904 (41.3)	2,189 (100.0)	

⑪警察の防犯活動に関する認識

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
良くやっている	757 (63.8)	429 (36.2)	1,186 (100.0)	$\chi^2(1)=54.737$ $p=0.000^{**}$
不十分である	303 (46.0)	355 (54.0)	658 (100.0)	
合 計	1,060 (57.5)	784 (42.5)	1,844 (100.0)	

⑫警察の親切さに関する認識

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
親切である	797 (60.6)	519 (39.4)	1,316 (100.0)	$\chi^2(1)=37.897$ $p=0.000^{**}$
親切ではない	188 (43.6)	243 (56.4)	431 (100.0)	
合 計	985 (56.4)	762 (43.6)	1,747 (100.0)	

⑬個人犯罪被害に対する不安

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
安 全	1,063 (62.0)	652 (38.0)	1,715 (100.0)	$\chi^2(1)=33.357$ $p=0.000^{**}$
危 険	235 (47.5)	260 (52.5)	495 (100.0)	
合 計	1,298 (58.7)	912 (41.3)	2,210 (100.0)	

⑭世帯犯罪被害に対する不安

区 分	全犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
あり得る	379 (50.5)	371 (49.5)	750 (100.0)	$\chi^2(1)=27.212$ $p=0.000^{**}$
あり得ない	731 (62.6)	437 (37.4)	1,168 (100.0)	
合計	1,110 (57.9)	808 (42.1)	1,918 (100.0)	

- 注 1 「②住居形態別」の「その他」には、テラスハウスを含む。
 2 「⑦就業状況別」では、「求職中である（失業中）」、「主婦・主夫」,
 「無職（定年退職者等）」をまとめて、「無職・主婦」とした。
 3 「⑧婚姻関係別」では、「同棲（結婚はしていない）」を除く。
 4 () 内は構成比を指し, [] 内は調整済残差を指す。
 5 「検定結果」欄の、「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意
 水準1%以下で、それぞれ有意差が見られることを示す。
 6 部分は、有意水準5%以下で調整済残差に有意差が見
 られることを示す。

イ 世帯犯罪被害

表23は、世帯犯罪被害について、犯罪被害の有無と回答者の属する世帯の属性や警察活動に関する認識等との関係を見るために、犯罪被害と関係があると考えられる項目（変数）ごとに、過去5年間に世帯犯罪被害に1回以上遭ったことの有無とのクロス集計を行い、その関係の有意差を見たものである。世帯犯罪被害では、回答者本人ではなく、回答者が属する世帯に対する犯罪被害の有無を尋ねているため、回答者の個人的属性（男女別、年齢別等）に関する項目は原則として分析対象から外した。

有意な関係があった項目について見ると、全犯罪被害と同様に、都市規模が大きくなるほど被害率が高く、世帯収入が中の上にあるものの被害率がおおむね高く、世帯当たりの人員が多いほど被害率が高い。また、回答者の外出頻度が多いほど被害率が高く、逆に、住居形態や防犯設備と被害率との間に有意な関係はなかった。

警察活動に関する認識と被害率との関係を見ると、犯罪被害に遭ったものほど警察の防犯活動及び警察の親切さに関する意見が厳しくなる傾向がある。

表23 「世帯犯罪被害」に関するクロス表

①都市規模別

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
13 大 都 市	250 (54.6) [-3.1]	208 (45.4) [3.1]	458 (100.0)	$\chi^2(3)=16.969$ $p=0.001^{**}$
人口10万人以上の市	514 (60.8) [0.0]	331 (39.2) [0.0]	845 (100.0)	
人口10万人未満の市	243 (59.7) [-0.5]	164 (40.3) [0.5]	407 (100.0)	
町 村	338 (67.5) [3.5]	163 (32.5) [-3.5]	501 (100.0)	
合 計	1,345 (60.8)	866 (39.2)	2,211 (100.0)	

②住居形態別

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
アパート/マンション	221 (57.0)	167 (43.0)	388 (100.0)	$\chi^2(2)=3.338$ $p=0.188$
一戸建て住宅	1,086 (61.5)	679 (38.5)	1,765 (100.0)	
そ の 他	38 (65.5)	20 (34.5)	58 (100.0)	
合 計	1,345 (60.8)	866 (39.2)	2,211 (100.0)	

③防犯設備

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
な し	776 (63.0)	456 (37.0)	1,232 (100.0)	$\chi^2(4)=7.352$ $p=0.118$
1 種 類	455 (58.3)	325 (41.7)	780 (100.0)	
2 種 類	85 (55.2)	69 (44.8)	154 (100.0)	
3 種 類	26 (66.7)	13 (33.3)	39 (100.0)	
4 種 類	3 (50.0)	3 (50.0)	6 (100.0)	
合 計	1,345 (60.8)	866 (39.2)	2,211 (100.0)	

④世帯収入別

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
396万円より低い	294 (70.2) [4.6]	125 (29.8) [-4.6]	419 (100.0)	$\chi^2(3)=34.144$ $p=0.000^{**}$
396万～758万円	418 (61.6) [0.7]	261 (38.4) [-0.7]	679 (100.0)	
758万～1,024万円	198 (50.5) [-4.6]	194 (49.5) [4.6]	392 (100.0)	
1,024万円より高い	148 (57.4) [-1.1]	110 (42.6) [1.1]	258 (100.0)	
合 計	1,058 (60.5)	690 (39.5)	1,748 (100.0)	

⑤世帯当たりの人員別

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
1 人	103 (78.0) [4.2]	29 (22.0) [-4.2]	132 (100.0)	$\chi^2(5)=46.094$ $p=0.000^{**}$
2 人	324 (67.8) [3.5]	154 (32.2) [-3.5]	478 (100.0)	
3 人	297 (63.7) [1.5]	169 (36.3) [-1.5]	466 (100.0)	
4 人	297 (55.5) [-2.9]	238 (44.5) [2.9]	535 (100.0)	
5 人	173 (54.2) [-2.6]	146 (45.8) [2.6]	319 (100.0)	
6人以上	150 (53.6) [-2.7]	130 (46.4) [2.7]	280 (100.0)	
合 計	1,344 (60.8)	866 (39.2)	2,210 (100.0)	

⑥外出頻度別

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
毎 日	20 (40.8) [-2.9]	29 (59.2) [2.9]	49 (100.0)	$\chi^2(4)=27.638$ $p=0.000^{**}$
週 1 回 以 上	230 (54.5) [-2.9]	192 (45.5) [2.9]	422 (100.0)	
月 1 回 以 上	239 (58.7) [-0.9]	168 (41.3) [0.9]	407 (100.0)	
月 1 回 以 下	480 (61.5) [0.6]	300 (38.5) [-0.6]	780 (100.0)	
外 出 し な い	361 (68.0) [3.9]	170 (32.0) [-3.9]	531 (100.0)	
合 計	1,330 (60.8)	859 (39.2)	2,189 (100.0)	

⑦警察の防犯活動に関する認識

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
良くやっている	775 (65.3)	411 (34.7)	1,186 (100.0)	$\chi^2(1)=44.753$ $p=0.000^{**}$
不十分である	325 (49.4)	333 (50.6)	658 (100.0)	
合 計	1,100 (59.7)	744 (40.3)	1,844 (100.0)	

⑧警察の親切さに関する認識

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
親切である	820 (62.3)	496 (37.7)	1,316 (100.0)	$\chi^2(1)=30.027$ $p=0.000^{**}$
親切ではない	204 (47.3)	227 (52.7)	431 (100.0)	
合 計	1,024 (58.6)	723 (41.4)	1,747 (100.0)	

⑨世帯犯罪被害に対する不安

区 分	世帯犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
あり得る	396 (52.8)	354 (47.2)	750 (100.0)	$\chi^2(1)=25.117$ $p=0.000^{**}$
あり得ない	751 (64.3)	417 (35.7)	1,168 (100.0)	
合 計	1,147 (59.8)	771 (40.2)	1,918 (100.0)	

注 表22の注1・4・5・6に同じ。

ウ 個人犯罪被害

表24は、個人犯罪被害について、犯罪被害の有無と回答者の属する世帯及び回答者の属性や警察活動に関する認識等との関係を見るために、犯罪被害と関係があると考えられる項目（変数）ごとに、過去5年間に個人犯罪被害に1回以上遭ったことの有無とのクロス集計を行い、その関係が統計的に有意な関係にあるかどうかを見たものである。

世帯犯罪被害と異なり、都市規模、世帯収入等と被害率との間に有意な関係はない。

個人の属性について見ると、年齢層別では10代、20代で被害率が高く、60歳以上で被害率が低い。また、学生、独身者の被害率が比較的高い。さらに、教育歴が13年を超えると被害率が高く、外出頻度が週1回以上であると被害率が高くなる傾向にある。男女別では、性的暴行を除いた個人犯罪被害について見ると、有意な関係はなかった。

警察活動に関する認識と被害率との関係を見ると、世帯犯罪被害と同様に、犯罪被害に遭ったものほど警察の防犯活動及び警察の親切さに関する意見が厳しくなる傾向がある。

表24 「個人犯罪被害」に関するクロス表

①都市規模別				
区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
13 大 都 市	423 (92.4)	35 (7.6)	458 (100.0)	$\chi^2(3)=4.025$ $p=0.259$
人口10万人以上の市	794 (94.0)	51 (6.0)	845 (100.0)	
人口10万人未満の市	386 (94.8)	21 (5.2)	407 (100.0)	
町 村	477 (95.2)	24 (4.8)	501 (100.0)	
合 計	2,080 (94.1)	131 (5.9)	2,211 (100.0)	
②世帯収入別				
区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
396万円より低い	399 (95.2)	20 (4.8)	419 (100.0)	$\chi^2(3)=4.021$ $p=0.259$
396万～758万円	636 (93.7)	43 (6.3)	679 (100.0)	
758万～1,024万円	363 (92.6)	29 (7.4)	392 (100.0)	
1,024万円より高い	247 (95.7)	11 (4.3)	258 (100.0)	
合 計	1,645 (94.1)	103 (5.9)	1,748 (100.0)	

③世帯当たりの人員別

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	な し	あ り	合 計	
1 人	122 (92.4)	10 (7.6)	132 (100.0)	$\chi^2(5)=3.477$ $p=0.627$
2 人	449 (93.9)	29 (6.1)	478 (100.0)	
3 人	433 (92.9)	33 (7.1)	466 (100.0)	
4 人	504 (94.2)	31 (5.8)	535 (100.0)	
5 人	304 (95.3)	15 (4.7)	319 (100.0)	
6人以上	267 (95.4)	13 (4.6)	280 (100.0)	
合 計	2,079 (94.1)	131 (5.9)	2,210 (100.0)	

④男女別

全個人犯罪被害の有無

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	な し	あ り	合 計	
男 性	1,026 (95.6)	47 (4.4)	1,073 (100.0)	$\chi^2(1)=8.924$ $p=0.003^{**}$
女 性	1,054 (92.6)	84 (7.4)	1,138 (100.0)	
合 計	2,080 (94.1)	131 (5.9)	2,211 (100.0)	

性的暴行を除く個人犯罪被害の有無

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	な し	あ り	合 計	
男 性	1,026 (95.6)	47 (4.4)	1,073 (100.0)	$\chi^2(1)=0.955$ $p=0.329$
女 性	1,078 (94.7)	60 (5.3)	1,138 (100.0)	
合 計	2,104 (95.2)	107 (4.8)	2,211 (100.0)	

⑤年齢層別

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
16 ～ 19 歳	69 (88.5) [-2.1]	9 (11.5) [2.1]	78 (100.0)	$\chi^2(5)=28.421$ $p=0.000^{**}$
20 ～ 29 歳	215 (88.5) [-3.9]	28 (11.5) [3.9]	243 (100.0)	
30 ～ 39 歳	309 (92.5) [-1.3]	25 (7.5) [1.3]	334 (100.0)	
40 ～ 49 歳	360 (94.5) [0.4]	21 (5.5) [-0.4]	381 (100.0)	
50 ～ 59 歳	462 (94.9) [0.8]	25 (5.1) [-0.8]	487 (100.0)	
60 歳 以上	665 (96.7) [3.5]	23 (3.3) [-3.5]	688 (100.0)	
合 計	2,080 (94.1)	131 (5.9)	2,211 (100.0)	

⑥就業状況別

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
働 いて いる	1,306 (94.0) [-0.1]	83 (6.0) [0.1]	1,389 (100.0)	$\chi^2(2)=7.260$ $p=0.027^*$
無 職 ・ 主 婦	661 (95.1) [1.4]	34 (4.9) [-1.4]	695 (100.0)	
学 生	113 (89.0) [-2.5]	14 (11.0) [2.5]	127 (100.0)	
合 計	2,080 (94.1)	131 (5.9)	2,211 (100.0)	

⑦婚姻関係別

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
独 身	372 (89.2) [-4.7]	45 (10.8) [4.7]	417 (100.0)	$\chi^2(2)=22.143$ $p=0.000^{**}$
既 婚	1,507 (95.3) [4.0]	74 (4.7) [-4.0]	1,581 (100.0)	
離婚・別居・死別	185 (94.4) [0.2]	11 (5.6) [-0.2]	196 (100.0)	
合 計	2,064 (94.1)	130 (5.9)	2,194 (100.0)	

⑧教育歴別

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
6 年 間	53 (100.0) [1.8]	- [-1.8]	53 (100.0)	(m) p=0.004**
9 年 間	417 (95.9) [1.5]	18 (4.1) [-1.5]	435 (100.0)	
12 年 間	915 (95.1) [1.4]	47 (4.9) [-1.4]	962 (100.0)	
13 年 以 上	577 (91.7) [-3.4]	52 (8.3) [3.4]	629 (100.0)	
合 計	1,962 (94.4)	117 (5.6)	2,079 (100.0)	

⑨外出頻度別

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
毎 日	43 (87.8) [-1.9]	6 (12.2) [1.9]	49 (100.0)	$\chi^2(4)=11.630$ p=0.020*
週 1 回 以 上	387 (91.7) [-2.3]	35 (8.3) [2.3]	422 (100.0)	
月 1 回 以 上	385 (94.6) [0.5]	22 (5.4) [-0.5]	407 (100.0)	
月 1 回 以 下	734 (94.1) [0.1]	46 (5.9) [-0.1]	780 (100.0)	
外 出 し な い	510 (96.0) [2.2]	21 (4.0) [-2.2]	531 (100.0)	
合 計	2,059 (94.1)	130 (5.9)	2,189 (100.0)	

⑩警察の防犯活動に関する認識

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
良くやっている	1,131 (95.4)	55 (4.6)	1,186 (100.0)	$\chi^2(1)=17.222$ p=0.000**
不十分である	595 (90.4)	63 (9.6)	658 (100.0)	
合 計	1,726 (93.6)	118 (6.4)	1,844 (100.0)	

①警察の親切さに関する認識

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
親切である	1,248 (94.8)	68 (5.2)	1,316 (100.0)	$\chi^2(1)=21.338$ $p=0.000^{**}$
親切ではない	381 (88.4)	50 (11.6)	431 (100.0)	
合計	1,629 (93.2)	118 (6.8)	1,747 (100.0)	

②個人犯罪被害に対する不安

区 分	個人犯罪被害の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
安 全	1,633 (95.2)	82 (4.8)	1,715 (100.0)	$\chi^2(1)=18.042$ $p=0.000^{**}$
危 険	446 (90.1)	49 (9.9)	495 (100.0)	
合計	2,079 (94.1)	131 (5.9)	2,210 (100.0)	

注 1 表22の注2・3・4・5・6に同じ。

2 「検定結果」欄の「m」は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示す。

(2) 犯罪に対する不安に与える要因

犯罪に対する不安に関する質問項目のうち、①居住地域における夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）、及び②不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）について、これらと関係があると考えられる項目（変数）ごとに、その関係が統計的に有意であるかどうかを見ることとする。

ア 個人犯罪被害に対する不安

表25は、居住地域における夜間の一人歩きに対する不安（個人犯罪被害に対する不安）と各項目との関係を見たものである。

有意な関係があった項目について見ると、都市規模が大きくなるほど、夜間の一人歩きは危険であると認識するものが多い。男女別では、女性の方が危険と認識するものが多い、年齢層別では、30代、40代に危険と認識するものが多い、60歳以上では少ない。また、独身者に危険と認識するものが少なく、逆に既婚者が多い。

警察活動に関する認識との関係を見ると、警察の防犯活動や親切さに対して肯定的なものほど、安全であると認識するものが多い、逆に、否定的なものほど危険と認識するものが多い。

犯罪被害の有無との関係を見ると、全犯罪被害、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害ともに、被害体験のあるものほど、夜間の一人歩きは危険であると認識するものが多い⁸。

表25 「個人犯罪被害に対する不安」に関するクロス表

①都市規模別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
13 大 都 市	343 (74.9) [-1.6]	115 (25.1) [1.6]	458 (100.0)	$\chi^2(3)=12.226$ $p=0.007^{**}$
人口10万人以上の市	635 (75.1) [-2.2]	210 (24.9) [2.2]	845 (100.0)	
人口10万人未満の市	326 (80.3) [1.4]	80 (19.7) [-1.4]	406 (100.0)	
町 村	411 (82.0) [2.7]	90 (18.0) [-2.7]	501 (100.0)	
合 計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

②世帯収入別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
396万円より低い	327 (78.2)	91 (21.8)	418 (100.0)	$\chi^2(3)=2.197$ $p=0.533$
396万～758万円	535 (78.8)	144 (21.2)	679 (100.0)	
758万～1,024万円	307 (78.3)	85 (21.7)	392 (100.0)	
1,024万円より高い	192 (74.4)	66 (25.6)	258 (100.0)	
合 計	1,361 (77.9)	386 (22.1)	1,747 (100.0)	

③男女別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
男 性	904 (84.3)	168 (15.7)	1,072 (100.0)	$\chi^2(1)=54.193$ $p=0.000^{**}$
女 性	811 (71.3)	327 (28.7)	1,138 (100.0)	
合 計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

④年齢層別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
16 ~ 19 歳	62 (79.5) [0.4]	16 (20.5) [-0.4]	78 (100.0)	$\chi^2(5)=21.541$ $p=0.001^{**}$
20 ~ 29 歳	196 (80.7) [1.2]	47 (19.3) [-1.2]	243 (100.0)	
30 ~ 39 歳	236 (70.7) [-3.3]	98 (29.3) [3.3]	334 (100.0)	
40 ~ 49 歳	279 (73.2) [-2.3]	102 (26.8) [2.3]	381 (100.0)	
50 ~ 59 歳	381 (78.2) [0.4]	106 (21.8) [-0.4]	487 (100.0)	
60 歳 以上	561 (81.7) [3.1]	126 (18.3) [-3.1]	687 (100.0)	
合 計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

⑤就業状況別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
働 いて いる	1,089 (78.5)	299 (21.5)	1,388 (100.0)	$\chi^2(2)=1.854$ $p=0.396$
無 職 ・ 主 婦	527 (75.8)	168 (24.2)	695 (100.0)	
学 生	99 (78.0)	28 (22.0)	127 (100.0)	
合 計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

⑥婚姻関係別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
独 身	345 (82.7) [2.7]	72 (17.3) [-2.7]	417 (100.0)	$\chi^2(2)=8.725$ $p=0.013^*$
既 婚	1,203 (76.1) [-2.8]	377 (23.9) [2.8]	1,580 (100.0)	
離婚・別居・死別	156 (79.6) [0.7]	40 (20.4) [-0.7]	196 (100.0)	
合 計	1,704 (77.7)	489 (22.3)	2,193 (100.0)	

⑦教育歴別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
6 年 間	44 (84.6)	8 (15.4)	52 (100.0)	$\chi^2(3)=3.888$ $p=0.274$
9 年 間	348 (80.0)	87 (20.0)	435 (100.0)	
12 年 間	744 (77.3)	218 (22.7)	962 (100.0)	
13 年 以 上	478 (76.0)	151 (24.0)	629 (100.0)	
合 計	1,614 (77.7)	464 (22.3)	2,078 (100.0)	

⑧外出頻度別

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
毎 日	40 (81.6)	9 (18.4)	49 (100.0)	$\chi^2(4)=8.937$ $p=0.063$
週 1 回 以 上	320 (75.8)	102 (24.2)	422 (100.0)	
月 1 回 以 上	335 (82.3)	72 (17.7)	407 (100.0)	
月 1 回 以 下	606 (77.7)	174 (22.3)	780 (100.0)	
外 出 し な い	396 (74.7)	134 (25.3)	530 (100.0)	
合 計	1,697 (77.6)	491 (22.4)	2,188 (100.0)	

⑨警察の防犯活動に関する認識

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
良くやっている	1,012 (85.3)	174 (14.7)	1,186 (100.0)	$\chi^2(1)=125.602$ $p=0.000^{**}$
不十分である	411 (62.5)	247 (37.5)	658 (100.0)	
合 計	1,423 (77.2)	421 (22.8)	1,844 (100.0)	

⑩警察の親切さに関する認識

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
親切である	1,065 (81.0)	250 (19.0)	1,315 (100.0)	$\chi^2(1)=38.517$ $p=0.000^{**}$
親切ではない	287 (66.6)	144 (33.4)	431 (100.0)	
合 計	1,352 (77.4)	394 (22.6)	1,746 (100.0)	

①全犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,063 (81.9)	235 (18.1)	1,298 (100.0)	$\chi^2(1)=33.357$ $p=0.000^{**}$
あり	652 (71.5)	260 (28.5)	912 (100.0)	
合計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

1999年

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,499 (79.4)	389 (20.6)	1,888 (100.0)	$\chi^2(1)=24.004$ $p=0.000^{**}$
あり	216 (67.1)	106 (32.9)	322 (100.0)	
合計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

②世帯犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,095 (81.5)	249 (18.5)	1,344 (100.0)	$\chi^2(1)=29.575$ $p=0.000^{**}$
あり	620 (71.6)	246 (28.4)	866 (100.0)	
合計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

1999年

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,513 (79.1)	399 (20.9)	1,912 (100.0)	$\chi^2(1)=19.097$ $p=0.000^{**}$
あり	202 (67.8)	96 (32.2)	298 (100.0)	
合計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

⑬個人犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	な し	あ り	合 計	
な し	1,633 (78.5)	446 (21.5)	2,079 (100.0)	$\chi^2(1)=18.042$ $p=0.000^{**}$
あ り	82 (62.6)	49 (37.4)	131 (100.0)	
合 計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

1999年

区 分	個人犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	な し	あ り	合 計	
な し	1,699 (77.9)	483 (22.1)	2,182 (100.0)	$\chi^2(1)=6.829$ $p=0.009^{**}$
あ り	16 (57.1)	12 (42.9)	28 (100.0)	
合 計	1,715 (77.6)	495 (22.4)	2,210 (100.0)	

注 表22の注2～6に同じ。

イ 世帯犯罪被害に対する不安

表26は、不法侵入の被害に遭う不安（世帯犯罪被害に対する不安）と各項目との関係を見たものである。

有意な関係があった項目について見ると、都市規模が10万人以上では、不法侵入の被害に遭う危険性があると認識するものが多く、また世帯収入が低い層に危険性がないと認識するものが多い。年齢層別では、30代、40代に危険と認識するものが多く、60歳以上で少ない。就業状況別では、働いているものの方が、教育歴では、教育歴の長いものの方が、それぞれ危険と認識するものが多い。また、外出頻度が週1回以上のものが危険と認識するものが多い。

警察活動に関する認識との関係を見ると、警察の防犯活動や親切さに対して肯定的なものほど、危険性がないと認識するものが多く、逆に、否定的なものほど危険と認識するものが多い。

犯罪被害の有無との関係を見ると、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害とも、被害体験のあるものほど、危険と認識するものが多い。

表26 「世帯犯罪被害に対する不安」に関するクロス表

①都市規模別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
13 大 都 市	233 (58.4) [-1.2]	166 (41.6) [1.2]	399 (100.0)	$\chi^2(3)=8.136$ $p=0.043^*$
人口10万人以上の市	418 (58.1) [-1.9]	301 (41.9) [1.9]	719 (100.0)	
人口10万人未満の市	246 (65.3) [1.9]	131 (34.7) [-1.9]	377 (100.0)	
町 村	271 (64.1) [1.5]	152 (35.9) [-1.5]	423 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

②住居形態別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
アパート/マンション	213 (64.5)	117 (35.5)	330 (100.0)	$\chi^2(2)=2.229$ $p=0.328$
一戸建て住宅	925 (60.1)	613 (39.9)	1,538 (100.0)	
そ の 他	30 (60.0)	20 (40.0)	50 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

③防犯設備

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
な し	660 (62.4)	397 (37.6)	1,057 (100.0)	$p=0.578$ (m)
1 種 類	406 (58.9)	283 (41.1)	689 (100.0)	
2 種 類	79 (59.8)	53 (40.2)	132 (100.0)	
3 種 類	20 (55.6)	16 (44.4)	36 (100.0)	
4 種 類	3 (75.0)	1 (25.0)	4 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

④世帯収入別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
396万円より低い	247 (66.8) [3.4]	123 (33.2) [-3.4]	370 (100.0)	$\chi^2(3)=11.459$ $p=0.009^{**}$
396万～758万円	341 (57.0) [-1.4]	257 (43.0) [1.4]	598 (100.0)	
758万～1,024万円	200 (56.2) [-1.3]	156 (43.8) [1.3]	356 (100.0)	
1,024万円より高い	137 (57.8) [-0.5]	100 (42.2) [0.5]	237 (100.0)	
合 計	925 (59.3)	636 (40.7)	1,561 (100.0)	

⑤世帯当たりの人員別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
1 人	70 (60.9)	45 (39.1)	115 (100.0)	$\chi^2(5)=6.924$ $p=0.226$
2 人	274 (65.1)	147 (34.9)	421 (100.0)	
3 人	255 (62.8)	151 (37.2)	406 (100.0)	
4 人	264 (57.3)	197 (42.7)	461 (100.0)	
5 人	163 (58.6)	115 (41.4)	278 (100.0)	
6人以上	142 (60.2)	94 (39.8)	236 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	749 (39.1)	1,917 (100.0)	

⑥男女別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
男 性	574 (60.4)	376 (39.6)	950 (100.0)	$\chi^2(1)=0.179$ $p=0.672$
女 性	594 (61.4)	374 (38.6)	968 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

⑦年齢層別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
16 ~ 19 歳	44 (67.7) [1.1]	21 (32.3) [1.1]	65 (100.0)	$\chi^2(5)=44.968$ $p=0.000^{**}$
20 ~ 29 歳	135 (62.8) [0.6]	80 (37.2) [-0.6]	215 (100.0)	
30 ~ 39 歳	148 (51.4) [-3.6]	140 (48.6) [3.6]	288 (100.0)	
40 ~ 49 歳	182 (54.3) [-2.7]	153 (45.7) [2.7]	335 (100.0)	
50 ~ 59 歳	237 (56.8) [-1.9]	180 (43.2) [1.9]	417 (100.0)	
60 歳 以 上	422 (70.6) [5.8]	176 (29.4) [-5.8]	598 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

⑧就業状況別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
働 っ て い る	694 (57.4) [-4.1]	515 (42.6) [4.1]	1,209 (100.0)	$\chi^2(2)=16.833$ $p=0.000^{**}$
無 職 ・ 主 婦	401 (67.1) [3.7]	197 (32.9) [-3.7]	598 (100.0)	
学 生	73 (65.8) [1.1]	38 (34.2) [-1.1]	111 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

⑨婚姻関係別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
独 身	221 (60.1)	147 (39.9)	368 (100.0)	$\chi^2(2)=1.668$ $p=0.434$
既 婚	827 (60.6)	537 (39.4)	1,364 (100.0)	
離婚・別居・死別	112 (65.5)	59 (34.5)	171 (100.0)	
合 計	1,160 (61.0)	743 (39.0)	1,903 (100.0)	

⑩教育歴別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
6 年 間	31 (75.6) [2.0]	10 (24.4) [-2.0]	41 (100.0)	$\chi^2(3)=44.934$ $p=0.000^{**}$
9 年 間	274 (71.7) [5.0]	108 (28.3) [-5.0]	382 (100.0)	
12 年 間	505 (61.2) [0.5]	320 (38.8) [-0.5]	825 (100.0)	
13 年 以 上	284 (51.1) [-5.5]	272 (48.9) [5.5]	556 (100.0)	
合 計	1,094 (60.6)	710 (39.4)	1,804 (100.0)	

⑪外出頻度別

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
毎 日	21 (45.7) [-2.1]	25 (54.3) [2.1]	46 (100.0)	$\chi^2(4)=26.621$ $p=0.000^{**}$
週 1 回 以 上	209 (55.9) [-2.2]	165 (44.1) [2.2]	374 (100.0)	
月 1 回 以 上	216 (59.8) [-0.5]	145 (40.2) [0.5]	361 (100.0)	
月 1 回 以 下	398 (59.0) [-1.3]	277 (41.0) [1.3]	675 (100.0)	
外 出 し な い	316 (70.4) [4.7]	133 (29.6) [-4.7]	449 (100.0)	
合 計	1,160 (60.9)	745 (39.1)	1,905 (100.0)	

⑫警察の防犯活動に関する認識

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
良くやっている	707 (67.6)	339 (32.4)	1,046 (100.0)	$\chi^2(1)=67.622$ $p=0.000^{**}$
不十分である	277 (46.9)	314 (53.1)	591 (100.0)	
合 計	984 (60.1)	653 (39.9)	1,637 (100.0)	

⑬警察の親切さに関する認識

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
親切である	734 (62.4)	443 (37.6)	1,177 (100.0)	$\chi^2(1)=16.657$ $p=0.000^{**}$
親切ではない	197 (50.6)	192 (49.4)	389 (100.0)	
合 計	931 (59.5)	635 (40.5)	1,566 (100.0)	

⑭全犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	731 (65.9)	379 (34.1)	1,110 (100.0)	$\chi^2(1)=27.212$ $p=0.000^{**}$
あり	437 (54.1)	371 (45.9)	808 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

1999年

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,033 (63.1)	605 (36.9)	1,638 (100.0)	$\chi^2(1)=22.146$ $p=0.000^{**}$
あり	135 (48.2)	145 (51.8)	280 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

⑮世帯犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	751 (65.5)	396 (34.5)	1,147 (100.0)	$\chi^2(1)=25.117$ $p=0.000^{**}$
あり	417 (54.1)	354 (45.9)	771 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

1999年

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,039 (62.7)	617 (37.3)	1,656 (100.0)	$\chi^2(1)=17.326$ $p=0.000^{**}$
あり	129 (49.2)	133 (50.8)	262 (100.0)	
合 計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

⑩個人犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,113 (61.7)	691 (38.3)	1,804 (100.0)	$\chi^2(1)=8.146$ $p=0.004^{**}$
あり	55 (48.2)	59 (51.8)	114 (100.0)	
合計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

1999年

区 分	世帯犯罪被害に対する不安の有無			検定結果
	なし	あり	合計	
なし	1,161 (61.2)	735 (38.8)	1,896 (100.0)	$\chi^2(1)=7.903$ $p=0.005^{**}$
あり	7 (31.8)	15 (68.2)	22 (100.0)	
合計	1,168 (60.9)	750 (39.1)	1,918 (100.0)	

注 1 表22の注1～6に同じ。

2 「検定結果」欄の「m」は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示す。

(3) 量刑意見等に与える要因

①不法侵入・窃盗の事例（二度目の侵入盗でカラーテレビ1台を窃取）に対する量刑意見、及び、②青少年犯罪対策における厳罰化（「犯罪に対する刑を重くする／刑罰を厳しくする」の選択の有無）について、それぞれ各項目との関係を見る。

ア 量刑意見

表27は、不法侵入・窃盗の事例に対する量刑意見と各項目との関係を見たものである。

有意な関係があった項目について見ると、都市規模が大きくなるほど、懲役を選択するものが多い。年齢層別では、20代、30代に懲役を選択するものが多い、逆に60歳以上では罰金を選択するものが多い。また、既婚者に懲役を選択するものが多い。教育歴では、教育歴の長いものほど罰金を選択するものが少なくなっている。

警察活動に関する認識との関係を見ると、警察の防犯活動や親切さに対して肯定的なものほど、罰金を選択するものが多い、逆に、否定的なものほど懲役を選択するものが多い。

犯罪に対する不安との関係を見ると、犯罪に対する不安の強いものほど、懲役を選択するものが多い。

犯罪被害の有無との関係を見ると、全犯罪被害及び世帯犯罪被害において被害体験のないものの方が罰金を選択するものが多い傾向にあるが、個人犯罪被害では有意な関係はない。

表27 「量刑意見」に関するクロス表

①都市規模別

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
13 大 都 市	62 (15.0) [-3.0]	85 (20.5) [-0.4]	262 (63.3) [2.6]	5 (1.2) [1.0]	414 (100.0)	$\chi^2(9)=26.540$ $p=0.002^{**}$
人口10万人以上の市	141 (18.9) [-1.2]	149 (20.0) [-1.1]	451 (60.5) [2.0]	5 (0.7) [-0.6]	746 (100.0)	
人口10万人未満の市	79 (22.2) [1.0]	89 (25.0) [1.9]	186 (52.2) [-2.3]	2 (0.6) [-0.6]	356 (100.0)	
町 村	108 (26.3) [3.5]	86 (21.0) [-0.1]	212 (51.7) [-2.8]	4 (1.0) [0.4]	410 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

②世帯収入別

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
396万円より低い	89 (24.8)	75 (20.9)	193 (53.8)	2 (0.6)	359 (100.0)	$p=0.246$ (m)
396万～758万円	117 (19.5)	126 (21.0)	355 (59.2)	2 (0.3)	600 (100.0)	
758万～1,024万円	65 (17.5)	79 (21.2)	224 (60.2)	4 (1.1)	372 (100.0)	
1,024万円より高い	42 (18.1)	44 (19.0)	143 (61.6)	3 (1.3)	232 (100.0)	
合 計	313 (20.0)	324 (20.7)	915 (58.5)	11 (0.7)	1,563 (100.0)	

③男女別

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
男 性	193 (20.0)	211 (21.9)	552 (57.3)	8 (0.8)	964 (100.0)	$\chi^2(3)=0.496$ $p=0.920$
女 性	197 (20.5)	198 (20.6)	559 (58.1)	8 (0.8)	962 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

④年齢層別

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
16 ~ 19 歳	10 (14.9) [-1.1]	19 (28.4) [1.5]	38 (56.7) [-0.2]	- [-0.8]	67 (100.0)	p = 0.000** (m)
20 ~ 29 歳	28 (12.4) [-3.1]	54 (24.0) [1.1]	143 (63.6) [1.9]	- [-1.5]	225 (100.0)	
30 ~ 39 歳	32 (10.7) [-4.4]	66 (22.1) [0.4]	197 (66.1) [3.2]	3 (1.0) [0.4]	298 (100.0)	
40 ~ 49 歳	63 (18.2) [-1.1]	73 (21.0) [-0.1]	208 (59.9) [0.9]	3 (0.9) [0.1]	347 (100.0)	
50 ~ 59 歳	91 (21.1) [0.5]	101 (23.4) [1.3]	235 (54.5) [-1.5]	4 (0.9) [0.3]	431 (100.0)	
60 歳 以 上	166 (29.7) [6.6]	96 (17.2) [-2.8]	290 (52.0) [-3.2]	6 (1.1) [0.8]	558 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

⑤就業状況別

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
働 いて いる	237 (19.0)	269 (21.5)	735 (58.8)	9 (0.7)	1,250 (100.0)	p = 0.150 (m)
無 職 ・ 主 婦	132 (23.5)	110 (19.6)	313 (55.7)	7 (1.2)	562 (100.0)	
学 生	21 (18.4)	30 (26.3)	63 (55.3)	-	114 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

⑥婚姻関係別

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
独 身	56 (15.2) [-2.7]	102 (27.6) [3.3]	211 (57.2) [-0.2]	- [-2.0]	369 (100.0)	p = 0.000** (m)
既 婚	281 (20.1) [-0.3]	276 (19.7) [-2.8]	826 (59.0) [2.1]	16 (1.1) [2.4]	1,399 (100.0)	
離婚・別居・死別	51 (34.7) [4.5]	30 (20.4) [-0.3]	66 (44.9) [-3.2]	- [-1.2]	147 (100.0)	
合 計	388 (20.3)	408 (21.3)	1,103 (57.6)	16 (0.8)	1,915 (100.0)	

⑦教育歴別

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
6 年 間	6 (21.4) [0.1]	6 (21.4) [0.1]	16 (57.1) [-0.1]	- [-0.5]	28 (100.0)	(m) p=0.002**
9 年 間	106 (29.4) [4.7]	61 (16.9) [-2.1]	189 (52.4) [-2.3]	5 (1.4) [1.1]	361 (100.0)	
12 年 間	167 (19.8) [-0.6]	175 (20.7) [-0.2]	494 (58.5) [0.6]	8 (0.9) [0.3]	844 (100.0)	
13 年 以 上	90 (15.6) [-3.5]	137 (23.7) [2.0]	347 (60.1) [1.4]	3 (0.5) [-1.1]	577 (100.0)	
合 計	369 (20.4)	379 (20.9)	1,046 (57.8)	16 (0.9)	1,810 (100.0)	

⑧警察の防犯活動に関する認識

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
良くやっている	248 (23.9) [4.5]	219 (21.1) [0.4]	563 (54.3) [-3.7]	6 (0.6) [-1.8]	1,036 (100.0)	$\chi^2(3)=25.150$ p=0.000**
不十分である	90 (14.7) [-4.5]	124 (20.3) [-0.4]	389 (63.6) [3.7]	9 (1.5) [1.8]	612 (100.0)	
合 計	338 (20.5)	343 (20.8)	952 (57.8)	15 (0.9)	1,648 (100.0)	

⑨警察の親切さに関する認識

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
親切である	263 (22.4) [3.9]	243 (20.7) [0.3]	660 (56.3) [-3.2]	7 (0.6) [-1.3]	1,173 (100.0)	$\chi^2(3)=17.838$ p=0.000**
親切ではない	54 (13.5) [-3.9]	80 (20.0) [-0.3]	262 (65.3) [3.2]	5 (1.2) [1.3]	401 (100.0)	
合 計	317 (20.1)	323 (20.5)	922 (58.6)	12 (0.8)	1,574 (100.0)	

⑩個人犯罪被害に対する不安

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
安 全	326 (22.1) [3.7]	318 (21.5) [0.5]	824 (55.8) [-3.2]	10 (0.7) [-1.4]	1,478 (100.0)	$\chi^2(3)=17.066$ p=0.001**
危 険	63 (14.1) [-3.7]	91 (20.4) [-0.5]	287 (64.2) [3.2]	6 (1.3) [1.4]	447 (100.0)	
合 計	389 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,925 (100.0)	

⑩世帯犯罪被害に対する不安

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
あ り 得 る	103 (15.2) [-4.6]	149 (22.0) [0.0]	420 (61.9) [3.6]	6 (0.9) [0.7]	678 (100.0)	$\chi^2(3)=23.166$ $p=0.000^{**}$
あ り 得 ない	251 (24.5) [4.6]	225 (21.9) [0.0]	544 (53.0) [-3.6]	6 (0.6) [-0.7]	1,026 (100.0)	
合 計	354 (20.8)	374 (21.9)	964 (56.6)	12 (0.7)	1,704 (100.0)	

⑪全犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
な し	242 (22.1)	222 (20.3)	623 (56.9)	7 (0.6)	1,094 (100.0)	$\chi^2(3)=6.791$ $p=0.079$
あ り	148 (17.8)	187 (22.5)	488 (58.7)	9 (1.1)	832 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

1999年

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
な し	348 (21.3) [2.8]	342 (21.0) [-0.6]	930 (57.1) [-1.3]	10 (0.6) [-2.5]	1,630 (100.0)	$\chi^2(3)=13.418$ $p=0.004^{**}$
あ り	42 (14.2) [-2.8]	67 (22.6) [0.6]	181 (61.1) [1.3]	6 (2.0) [2.5]	296 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

⑬世帯犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
な し	252 (22.2) [2.5]	231 (20.3) [-1.2]	646 (56.9) [-0.9]	7 (0.6) [-1.2]	1,136 (100.0)	$\chi^2(3)=8.030$ $p=0.045^*$
あ り	138 (17.5) [-2.5]	178 (22.5) [1.2]	465 (58.9) [0.9]	9 (1.1) [1.2]	790 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

1999年

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
な し	354 (21.4) [3.2]	346 (21.0) [-0.7]	941 (57.0) [-1.5]	10 (0.6) [-2.7]	1,651 (100.0)	$\chi^2(3)=16.541$ $p=0.001^{**}$
あ り	36 (13.1) [-3.2]	63 (22.9) [0.7]	170 (61.8) [1.5]	6 (2.2) [2.7]	275 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

⑭個人犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
な し	369 (20.5)	385 (21.4)	1,033 (57.3)	16 (0.9)	1,803 (100.0)	(m) $p=0.414$
あ り	21 (17.1)	24 (19.5)	78 (63.4)	-	123 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

1999年

区 分	量 刑 意 見					検定結果
	罰 金	執行猶予	懲 役	その他	合 計	
な し	383 (20.1)	405 (21.3)	1,097 (57.7)	16 (0.8)	1,901 (100.0)	(m) $p=0.694$
あ り	7 (28.0)	4 (16.0)	14 (56.0)	-	25 (100.0)	
合 計	390 (20.2)	409 (21.2)	1,111 (57.7)	16 (0.8)	1,926 (100.0)	

注 1 表22の注2～6に同じ。

2 「検定結果」欄の「m」は、有意確率がモンテカルロ法によるものであることを示す。

イ 青少年犯罪対策に関する意見

表28は、青少年犯罪対策における厳罰化と各項目の関係をみたものである。

有意な関係があった項目について見ると、都市規模が大きくなるほど、厳罰化を選択するものが多い。年齢層別では、20代、30代に厳罰化を選択するものが多いが、その他の項目では有意な関係は認められない。

警察活動に関する認識との関係を見ると、警察の親切さに対して肯定的なものほど、厳罰化を選択していない傾向にあるが、警察の防犯活動に関する認識との間に有意な関係はない。

また、犯罪被害の有無との関係を見ると、全犯罪被害、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害とも有意な関係はない。

表28 「青少年犯罪対策に関する意見」に関するクロス表

①都市規模別

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
13 大 都 市	213 (46.5) [-2.6]	245 (53.5) [2.6]	458 (100.0)	$\chi^2(3)=10.029$ $p=0.018^*$
人口10万人以上の市	432 (51.1) [-0.6]	413 (48.9) [0.6]	845 (100.0)	
人口10万人未満の市	227 (55.8) [1.7]	180 (44.2) [-1.7]	407 (100.0)	
町 村	276 (55.1) [1.6]	225 (44.9) [-1.6]	501 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

②世帯収入別

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
396万円より低い	214 (51.1)	205 (48.9)	419 (100.0)	$\chi^2(3)=7.358$ $p=0.061$
396万～758万円	338 (49.8)	341 (50.2)	679 (100.0)	
758万～1,024万円	187 (47.7)	205 (52.3)	392 (100.0)	
1,024万円より高い	150 (58.1)	108 (41.9)	258 (100.0)	
合 計	889 (50.9)	859 (49.1)	1,748 (100.0)	

③男女別

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
男 性	568 (52.9)	505 (47.1)	1,073 (100.0)	$\chi^2(1)=0.858$ $p=0.354$
女 性	580 (51.0)	558 (49.0)	1,138 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

④年齢層別

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
16 ~ 19 歳	47 (60.3) [1.5]	31 (39.7) [-1.5]	78 (100.0)	$\chi^2(5)=40.010$ $p=0.000^{**}$
20 ~ 29 歳	105 (43.2) [-2.9]	138 (56.8) [2.9]	243 (100.0)	
30 ~ 39 歳	137 (41.0) [-4.3]	197 (59.0) [4.3]	334 (100.0)	
40 ~ 49 歳	196 (51.4) [-0.2]	185 (48.6) [0.2]	381 (100.0)	
50 ~ 59 歳	256 (52.6) [0.3]	231 (47.4) [-0.3]	487 (100.0)	
60 歳 以 上	407 (59.2) [4.6]	281 (40.8) [-4.6]	688 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

⑤就業状況別

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
働 っ て い る	713 (51.3)	676 (48.7)	1,389 (100.0)	$\chi^2(2)=0.812$ $p=0.666$
無 職 ・ 主 婦	365 (52.5)	330 (47.5)	695 (100.0)	
学 生	70 (55.1)	57 (44.9)	127 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

⑥婚姻関係別

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
独 身	220 (52.8)	197 (47.2)	417 (100.0)	$\chi^2(2)=5.955$ $p=0.051$
既 婚	800 (50.6)	781 (49.4)	1,581 (100.0)	
離婚・別居・死別	117 (59.7)	79 (40.3)	196 (100.0)	
合 計	1,137 (51.8)	1,057 (48.2)	2,194 (100.0)	

⑦教育歴別

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
6 年 間	31 (58.5)	22 (41.5)	53 (100.0)	$\chi^2(3)=3.831$ p=0.280
9 年 間	239 (54.9)	196 (45.1)	435 (100.0)	
12 年 間	490 (50.9)	472 (49.1)	962 (100.0)	
13 年 以 上	314 (49.9)	315 (50.1)	629 (100.0)	
合 計	1,074 (51.7)	1,005 (48.3)	2,079 (100.0)	

⑧警察の防犯活動に対する認識

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
良くやっている	624 (52.6)	562 (47.4)	1,186 (100.0)	$\chi^2(1)=2.894$ p=0.089
不十分である	319 (48.5)	339 (51.5)	658 (100.0)	
合 計	943 (51.1)	901 (48.9)	1,844 (100.0)	

⑨警察の親切さに関する認識

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
親切である	689 (52.4)	627 (47.6)	1,316 (100.0)	$\chi^2(1)=4.602$ p=0.032*
親切ではない	200 (46.4)	231 (53.6)	431 (100.0)	
合 計	889 (50.9)	858 (49.1)	1,747 (100.0)	

⑩個人犯罪被害に対する不安

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
安 全	918 (53.5)	797 (46.5)	1,715 (100.0)	$\chi^2(1)=8.122$ p=0.004**
危 険	229 (46.3)	266 (53.7)	495 (100.0)	
合 計	1,147 (51.9)	1,063 (48.1)	2,210 (100.0)	

⑪世帯犯罪被害に対する不安

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
あ り 得 る	368 (49.1)	382 (50.9)	750 (100.0)	$\chi^2(1)=3.206$ p=0.073
あ り 得 な い	622 (53.3)	546 (46.7)	1,168 (100.0)	
合 計	990 (51.6)	928 (48.4)	1,918 (100.0)	

⑫全犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
な し	684 (52.7)	615 (47.3)	1,299 (100.0)	$\chi^2(1)=0.679$ p=0.410
あ り	464 (50.9)	448 (49.1)	912 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

1999年

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
な し	987 (52.2)	902 (47.8)	1,889 (100.0)	$\chi^2(1)=0.558$ p=0.455
あ り	161 (50.0)	161 (50.0)	322 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

⑬世帯犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
な し	707 (52.6)	638 (47.4)	1,345 (100.0)	$\chi^2(1)=0.568$ p=0.451
あ り	441 (50.9)	425 (49.1)	866 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

1999年

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
な し	1,000 (52.3)	913 (47.7)	1,913 (100.0)	$\chi^2(1)=0.703$ p=0.402
あ り	148 (49.7)	150 (50.3)	298 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

⑭個人犯罪被害の有無別
過去5年間

区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			検定結果
	非選択	選 択	合 計	
な し	1,087 (52.3)	993 (47.7)	2,080 (100.0)	$\chi^2(1)=1.601$ p=0.206
あ り	61 (46.6)	70 (53.4)	131 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

1999年				検定結果
区 分	青少年犯罪に対する厳罰化			
	非選択	選 択	合 計	
な し	1,132 (51.9)	1,051 (48.1)	2,183 (100.0)	$\chi^2(1)=0.310$ p=0.578
あ り	16 (57.1)	12 (42.9)	28 (100.0)	
合 計	1,148 (51.9)	1,063 (48.1)	2,211 (100.0)	

注 表22の注2～5に同じ。

2 ロジスティック回帰分析

次に、有意な関係にあった項目（変数）がそれぞれどのように関係しているのかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行う。犯罪被害の有無、犯罪に対する不安及び量刑意見等は、いろいろな要因が複雑に絡み合って決定されるものであり、クロス集計において有意な関係が見いだされたことは、その変数同士に何らかの関係があることを示しているが、その変数同士が他の変数を仲介して有意な関係にある可能性もあり、また、ある変数と有意な関係にある変数のうちどの変数が最も関係があるのかも分析する必要がある。そこで、犯罪被害の有無（被害率）、犯罪に対する不安及び量刑意見等を従属変数ととらえ、クロス集計分析で、これらの変数と有意な関係にあった他の変数（独立変数）が、これらの従属変数とどのような関係にあるのかを、多変量解析の手法であるロジスティック回帰分析により分析する。

ここでは、ロジスティック回帰分析のステップワイズ（変数増加法）¹⁰という手法を用いて、予測（回帰）式に投入した説明変数の中から、最も良く犯罪被害の有無を説明できる変数の組合せ（モデル）を抽出する。従属変数としては、過去5年間の犯罪被害につき、全犯罪被害、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害のそれぞれについてモデルを作ることとする。

なお、クロス集計分析で有意な関係にあった項目（変数）が、ロジスティック回帰分析で抽出されないことがあるが、それは、その項目と、他の抽出された項目との役割が重なっていた可能性を示しており、他の項目で十分に説明可能ということを意味している。また、この分析では、それぞれの従属変数を最も適切に説明するためのモデルを探すことを目的として、モデルを分かりやすく示すため、クロス集計分析の残差分析を基に、独立変数のカテゴリーを更に統合し、できるだけ二分割となるようにした。そのため、全体としてのモデルの予測精度はある程度犠牲にしている。

(1) 犯罪被害の有無に与える要因

表29は、全犯罪被害を従属変数にとった場合の、予測（回帰）式、採用された変数とその有意確率（P値）及びオッズ比¹¹を示したものである¹²。

クロス集計で有意な関係にあった変数等の中で、予測モデルを構築するために抽出された変数は、抽出された順に示すと、表29-①のとおり、①警察の防犯活動に関する認識、②都市規模、③世帯当たりの人員、④世帯犯罪被害に対する不安、⑤世帯収入、⑥個人犯罪被害に対する不安、⑦夜間外出頻度の合計七つであり、いずれかの犯罪被害の有無は、これらの変数（項目）で最もよく説明できるということになる。

もっとも、犯罪不安に関する変数は、因果関係の方向性として、犯罪被害を予測する指標というよりは、むしろ犯罪被害が、犯罪不安を高める可能性があり、犯罪被害を説明するための独立変数として採ることは不適切であるとも考えられるので、犯罪不安に関する変数を独立変数として投入せずに、ロジスティック回帰分析を行ったが、その結果は表29-②のとおりである。抽出された変数を順に示すと、①警察の防犯活動に関する認識、②世帯収入、③都市規模、④世帯当たりの人員、⑤警察の親切さに関する認識、⑥夜間外出頻度の合計六つであり、警察の親切度に関する認識と夜間外出頻度が新たに加わっている。つまり、警察の防犯活動が不十分だという認識をもち、世帯収入が平均よりも高く、大都市に居住し、世帯当たりの人員が多く、警察が親切でないという認識をもち、夜間の外出頻度が高いものが犯罪被害に遭う確率が高いということがいえる。

表29 ロジスティック回帰式（全犯罪被害）

①犯罪不安に関する変数を含む

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の防犯活動に関する認識（良くやっている／不十分である）	-0.552	0.000	0.576
2	都市規模（13大都市／その他の市町村）	0.534	0.000	1.705
3	世帯当たりの人員（2人以下／3人以上）	-0.355	0.010	0.701
4	世帯犯罪被害に対する不安（あり得る／あり得ない）	0.296	0.015	1.344
5	世帯収入（758万円より低い／758万円より高い）	-0.302	0.015	0.739
6	個人犯罪被害に対する不安（安全／危険）	-0.333	0.021	0.716
7	夜間外出頻度（週1回未満／週1回以上）	-0.299	0.036	0.741
	【定数項】	0.654		

②犯罪不安に関する変数を除く

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の防犯活動に関する認識（良くやっている／不十分である）	-0.588	0.000	0.555
2	世帯収入（758万円より低い／758万円より高い）	-0.381	0.001	0.683
3	都市規模（13大都市／その他の市町村）	0.562	0.000	1.754
4	世帯当たりの人員（2人以下／3人以上）	-0.425	0.001	0.654
5	警察の親切さに関する認識（親切／不親切）	-0.312	0.040	0.732
6	夜間外出頻度（週1回未満／週1回以上）	-0.285	0.040	0.752
	【定数項】	0.819		

表30は、世帯犯罪被害を従属変数にとった場合の、予測（回帰）式、採用された変数とその有意確率（P値）及びオッズ比を示したものである。

クロス集計で有意な関係にあった変数等の中で、予測モデルを構築するために抽出された変数は、抽出された順に示すと、表30-①のとおり、①警察の防犯活動に関する認識、②世帯当たりの人員、③世帯犯罪被害に対する不安、④都市規模、⑤夜間外出頻度及び⑥世帯収入の合計六つであり、世帯犯罪被害の有無は、これらの変数（項目）で最もよく説明できるということになる。

また、全犯罪被害の場合と同様に、犯罪不安に関する変数を独立変数に投入せずに、ロジスティック回帰分析を行った結果が、表30-②である。抽出された変数を順に示すと、①警察の防犯活動に関する認識、②世帯当たりの人員、③都市規模、④世帯収入、⑤夜間外出頻度及び⑥警察の親切さに関する認識の合計六つであり、警察の親切さに関する認識が新たに加わっている。つまり、警察の防犯活動が不十分だという認識をもち、世帯当たりの人員が多く、大都市に居住し、世帯収入が平均より高く、夜間の外出頻度が高く、警察が親切でないという認識をもつものが、世帯犯罪の被害に遭う確率が高いということがいえる。

表30 ロジスティック回帰式（世帯犯罪被害）

①犯罪不安に関する変数を含む

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の防犯活動に関する認識（良くやっている／不十分である）	-0.549	0.000	0.578
2	世帯当たりの人員（2人以下／3人以上）	-0.407	0.003	0.665
3	世帯犯罪被害に対する不安（あり得る／あり得ない）	0.343	0.004	1.409
4	都市規模（13大都市／その他の市町村）	0.417	0.004	1.518
5	夜間外出頻度（週1回未満／週1回以上）	-0.280	0.043	0.756
6	世帯収入（758万円より低い／758万円より高い）	-0.207	0.091	0.813
	【定数項】	0.243		

②犯罪不安に関する変数を除く

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の防犯活動に関する認識（良くやっている／不十分である）	-0.551	0.000	0.577
2	世帯当たりの人員（2人以下／3人以上）	-0.440	0.001	0.644
3	都市規模（13大都市／その他の市町村）	0.407	0.003	1.502
4	世帯収入（758万円より低い／758万円より高い）	-0.299	0.011	0.742
5	夜間外出頻度（週1回未満／週1回以上）	-0.271	0.043	0.763
6	警察の親切さに関する認識（親切／不親切）	-0.252	0.090	0.777
	【定数項】	0.623		

表31は、個人犯罪被害を従属変数にとった場合の、予測（回帰）式、採用された変数とその有意確率（P値）及びオッズ比を示したものである。

クロス集計で有意な関係にあった変数等の中で、予測モデルを構築するために抽出された変数は、表31-①のとおり、①警察の親切さに関する認識、②年齢、③個人犯罪被害に対する不安、④婚姻関係、⑤男女及び⑥教育歴の合計六つであった。これら六つの変数のうち、警察の親切さに関する認識、個人犯罪被害に対する不安、婚姻関係及び男女の四つは、統計上は、いずれも有意確率が5%水準以下で、個人犯罪被害の有無と有意な関係にあるが、この抽出されたモデルで、実際に回帰式を作って、データを当てはめてみると、個人犯罪被害の有無に関し、被害に遭ったとするものをほとんど予測することができなかった。その意味で、これら採用された変数は、個人犯罪被害の有無と有意な関係にはあるが、これらの変数だけで、犯罪被害の有無を十分に説明することは困難であるといえる。

また、全犯罪被害及び世帯犯罪被害の場合と同様に、犯罪不安に関する変数を独立変数に投入せずに、ロジスティック回帰分析を行った結果が、表31-②である。抽出された変数を順に示すと、①警察の親切さに関する認識、②年齢、③男女、④婚姻関係、⑤教育歴及び⑥警察の防犯活動に関する認識の合計六つであり、警察の防犯活動が不十分で、警察が親切だと認識していない、20代で高学歴の独身女性が、犯罪被害に遭う確率が高いということがいえる。しかし、一方、この回帰式に、データを当てはめても、被害に遭ったとするものをほとんど予測することができなかった。

表31 ロジスティック回帰式（個人犯罪被害）

①犯罪不安に関する変数を含む

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の親切さに関する認識（親切／不親切）	-0.650	0.004	0.522
2	年齢（歳）	-0.015	0.057	0.985
3	個人犯罪被害に対する不安（安全／危険）	-0.665	0.004	0.514
4	婚姻関係（独身等／既婚）	0.640	0.006	1.896
5	男女（男／女）	-0.479	0.032	0.620
6	教育歴（年）	0.078	0.074	1.081
	【定数項】	-1.992		

②犯罪不安に関する変数を除く

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の親切さに関する認識（親切／不親切）	-0.537	0.035	0.585
2	年齢（歳）	-0.015	0.058	0.985
3	男女（男／女）	-0.557	0.011	0.573
4	婚姻関係（独身等／既婚）	0.585	0.012	1.794
5	教育歴（年）	0.075	0.085	1.078
6	警察の防犯活動に関する認識（良くやっている／不十分である）	-0.412	0.100	0.662
	【定数項】	-2.214		

以上、犯罪被害の有無と調査回答者の属性等各項目間の関係をロジスティック回帰分析を行ったところ、全犯罪被害、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害のいずれにおいても、統計上有意なモデル（予測式）が抽出されたが、この予測式に本調査データを当てはめて、犯罪被害の有無を判別してみると、個人犯罪被害などで正答率は必ずしも良くなかった。これは、犯罪被害に遭うかどうかを決定する要因が本調査項目にない要因又は偶然によって決定されることが仮説として考えられる。その意味で、本分析においては、犯罪被害に有意に影響を与える要因を分析するという観点から、各変数の統計的有意性に着目することが重要であると思われる。また、犯罪に対する不安や警察活動に関する認識については、関係の方向性（因果関係）が単方向ではなく、犯罪被害の有無と相互に影響し合う関係にあると考えられ、解釈に当たっては注意が必要であろう。

(2) 犯罪に対する不安に与える要因

ロジスティック回帰分析を用いて、犯罪に対する不安に関する二つの質問項目である、①個人犯罪被害に対する不安、及び②世帯犯罪被害に対する不安を、それぞれ従属変数にとって回帰モデルを作ることとする。

表32は、個人犯罪被害に対する不安を従属変数にとった場合の、予測（回帰）式、採用された変数とその有意確率（P値）及びオッズ比を示したものである。

クロス集計で有意な関係にあった変数等の中で、予測モデルを構築するために抽出された変数は、抽出された順に示すと、①警察の防犯活動に関する認識、②男女、③全犯罪被害の有無、④婚姻関係、⑤個人犯罪被害の有無¹³の合計五つであった。つまり、警察の防犯活動が不十分だという認識をもち、既婚の女性で、過去に犯罪被害に遭ったことがあるものが、居住地域における夜間の一人歩きを危険であると認識する確率が高いということがいえる。

表32 ロジスティック回帰式（個人犯罪被害に対する不安）

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の防犯活動に関する認識（良くやっている／不十分である）	-1.234	0.000	0.291
2	男女（男／女）	-0.642	0.000	0.526
3	全犯罪被害の有無（あり／なし）	-0.327	0.016	0.721
4	婚姻関係（独身等／既婚）	-0.479	0.001	0.619
5	個人犯罪被害の有無（あり／なし）	-0.411	0.076	0.663
	【定数項】	0.412		

表33は、世帯犯罪被害に対する不安を従属変数にとった場合の、予測（回帰）式、採用された変数とその有意確率（P値）及びオッズ比を示したものである。

クロス集計で有意な関係にあった変数等の中で、予測モデルを構築するために抽出された変数は、抽出された順に示すと、①警察の防犯活動に関する認識、②教育歴、③世帯犯罪被害の有無及び④夜間外出頻度¹⁴の合計四つであった。つまり、警察の防犯活動が不十分だという認識をもち、高学歴で夜間外出頻度が多く、過去に犯罪被害に遭ったことがあるものが、不法侵入に遭う危険性が高いと認識する確率が高いということがいえる。

表33 ロジスティック回帰式（世帯犯罪被害に対する不安）

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	警察の防犯活動に関する認識（良くやっている／不十分である）	0.809	0.000	2.245
2	教育歴（年）	-0.101	0.000	0.904
3	世帯犯罪被害の有無（あり／なし）	0.313	0.010	1.367
4	夜間外出頻度（週1回未満／週1回以上）	0.245	0.088	1.278
	【定数項】	0.650		

（3）量刑意見等に与える要因

ロジスティック回帰分析を用いて、量刑意見及び青少年犯罪対策に関する意見についての質問項目である、①不法侵入・窃盗の事例（二度目の侵入盗でカラーテレビ1台を窃取）に対する量刑意見、及び②青少年犯罪対策における厳罰化を、それぞれ従属変数にとって回帰モデルを作ることにする。なお、モデルを分かりやすくするため、それぞれ変数が二分割となるよう、量刑については、懲役刑を選択するか、又はそれ以外の刑を選択するか、青少年犯罪対策に関する意見については、厳罰化を選択するかどうかとして、再定義した上で分析した。

表34は、不法侵入・窃盗の事例（二度目の侵入盗でカラーテレビ1台を窃取）に対する量刑意見を従属変数にとった場合の、予測（回帰）式、採用された変数とその有意確率（P値）及びオッズ比を示したものである。

クロス集計で有意な関係にあった変数等の中で、予測モデルを構築するために抽出された変数は、抽出された順に示すと、①年齢、②婚姻関係、③個人犯罪被害に対する不安、④警察の親切さに関する認識、⑤世帯犯罪被害に対する不安¹⁵の合計五つであった。つまり、警察の親切さが不十分だという認識をもち、犯罪に対する不安が強く、比較的若い独身者が、懲役刑を選択する確率が高いということがいえる。なお、この予測式は、与えられた事例に対して懲役刑を選ばないものを予測するよりも、懲役刑を選択するものを予測する場合により精度が高い。

表34 ロジスティック回帰式（量刑意見）

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	年齢（歳）	-0.019	0.000	0.982
2	婚姻関係（独身等／既婚）	-0.318	0.024	0.727
3	個人犯罪被害に対する不安（安全／危険）	-0.302	0.036	0.739
4	警察の親切さに関する認識（親切／不親切）	-0.362	0.010	0.696
5	世帯犯罪被害に対する不安（あり得る／あり得ない）	0.225	0.061	1.252
	【定数項】	1.735		

表35は、青少年犯罪対策における厳罰化を従属変数にとった場合の、予測（回帰）式、採用された変数とその有意確率（P値）及びオッズ比を示したものである。

クロス集計で有意な関係にあった変数等の中で、予測モデルを構築するために抽出された変数を、抽出された順に示すと、①年齢、②婚姻関係及び③都市規模¹⁶の合計三つであった。つまり、20・30代の既婚者で、大都市に居住しているものが、青少年犯罪対策に対して厳罰化を選択する確率が高いということがいえる。ただし、この抽出されたモデルで、実際に回帰式を作って、データを当てはめても、厳罰化の選択の有無をほとんど予測することができず、抽出された変数が、厳罰化と有意に関係しているということはいえても、これで青少年犯罪対策に対して厳罰化を選択するかどうかを説明することはできない。

表35 ロジスティック回帰式（青少年犯罪対策に関する意見）

ステップ	独立変数	係数	P値	オッズ比
	変数名（変数の概要）			
1	年齢（歳）	-0.015	0.000	0.985
2	婚姻関係（独身等／既婚）	-0.336	0.004	0.714
3	都市規模（13大都市／その他の市町村）	0.210	0.084	1.234
	【定数項】	0.766		

3 まとめ

表36は、クロス集計分析及びロジスティック回帰分析によって、抽出された項目（変数）を、各従属変数ごとにまとめたものである。

表36 クロス集計により抽出された項目（変数）

項目（変数）	犯罪被害の有無			犯罪被害に対する不安		量刑意見等	
	全犯罪被害の有無	世帯犯罪被害の有無	個人犯罪被害の有無	個人犯罪被害に対する不安	世帯犯罪被害に対する不安	量刑意見	青少年犯罪に対する意見
都市規模	**	**		**	*	**	*
住居形態			-	-		-	-
世帯収入	**	**			**		
世帯当たりの人員	**	**		-		-	-
男女		-	**	**			
年齢	**	-	**	**	**	**	**
就業状況	**	-	*		**		
婚姻関係	*	-	**	*		**	
教育歴	**	-	**		**	**	
夜間外出頻度	**	**	*		**	-	-
警察の防犯活動に関する認識	**	**	**	**	**	**	
警察の親切さに関する認識	**	**	**	**	**	**	*
防犯設備	-		-	-		-	-
個人犯罪被害に対する不安	**	-	**	-	-	**	**
世帯犯罪被害に対する不安	**	**	-	-	-	**	
全犯罪被害の有無（過去5年間）	-	-	-	**	**		
世帯犯罪被害の有無（過去5年間）	-	-	-	**	**	*	
個人犯罪被害の有無（過去5年間）	-	-	-	**	**		
全犯罪被害の有無（1999年）	-	-	-	**	**	**	
世帯犯罪被害の有無（1999年）	-	-	-	**	**	**	
個人犯罪被害の有無（1999年）	-	-	-	**	**		

- 注 1 *はP<.05, **はP<.01で有意な関係が見られたものを示し、空欄は有意な関係がないものである。また、-は非該当であることを示す。
- 2 は、有意であったもののうち、ロジスティック回帰分析で抽出された変数であることを示す。

「犯罪被害の有無に与える要因」の分析においては、全犯罪被害及び世帯犯罪被害で、都市規模、世帯収入、世帯当たりの人員、警察の防犯活動に関する認識などの変数が有意に犯罪被害の有無に影響を与えているとして抽出された。また、個人犯罪被害では、年齢、婚姻関係、警察の親切さに関する認識、個人犯罪被害に対する不安などの変数が抽出された。

「犯罪に対する不安に与える要因」の分析においては、個人犯罪被害に対する不安で、男女、婚姻関係、警察の防犯活動に関する認識、犯罪被害の有無などの変数が有意に犯罪に対する不安に影響を与えているとして抽出された。また、世帯犯罪被害に対する不安では、教育歴、夜間外出頻度、警察の防犯

活動に関する認識、犯罪被害の有無などの変数が抽出された。犯罪に対する不安は、警察活動に関する認識及び犯罪被害の有無と有意な関係にあることが認められた。

「量刑意見等に与える要因」の分析においては、不法侵入・窃盗に対する懲役刑の選択で、年齢、婚姻関係、警察の親切さに関する認識、犯罪に対する不安などの変数が有意に量刑意見に影響を与えているとして抽出された。また、青少年犯罪対策に対する厳罰化の選択では、年齢、婚姻関係などの変数が抽出された。量刑意見等は、犯罪被害の有無よりも、むしろ年齢や婚姻関係が有意な関係にあることが認められた。

ロジスティック回帰分析の解釈の仕方として、ある変数が、犯罪被害の有無と有意な関係にあり、ロジスティック回帰分析でも説明変数として抽出されたということは、それによって犯罪被害の有無を説明するためのモデル（予測式）を構築することができるということを意味している。しかし、そのモデルが有意であるからといって、そのモデルで犯罪被害の有無を完全に予測できるわけではない。特に、本調査においては、犯罪被害の有無、犯罪に対する不安及び量刑意見等を従属変数として分析を行い、いずれの場合も統計的に有意なモデルを構築することはできたが、このモデルに本調査データを当てはめて、犯罪被害の有無等を判別してみると、個人犯罪被害等において正答率が必ずしも良くないなど、それぞれの従属変数を説明・予測するという意味では、十分なモデルが構築できたわけではない。その原因として考えられることは、これらのモデルは、本調査で得られた変数の中で、最も良く従属変数を説明できたにすぎず、従属変数と密接に関係している変数が調査項目に含まれていなかった可能性が考えられる。また、もう一つの仮説として、我が国のように比較的治安の良い国では、結局のところ犯罪被害に遭うかどうかは偶然によるところが大きいのことも考えられる。つまり、これらのモデルによって、犯罪に遭いやすいものを推定することはできるが、そうしたもののほとんどが、現実には犯罪に遭わないため、犯罪被害に遭ったことがある人を予測できるという意味において、モデルの適合度が悪くなっているということである。いずれにせよ、こうした仮説を検証するためには、更に犯罪被害の有無と関係があると思われる項目を質問紙に加えて繰り返し調査を実施していくことが必要となる。

第4 1989年調査との比較

1989年に財団法人都市防犯研究センターが、第1回ICVSの質問紙をおおむね採用して実施した同種調査の結果¹⁷を、本調査結果と、比較可能な質問項目について比較する。1989年に実施された調査は、1988年1年間の犯罪被害率並びに1987年以前5年間の犯罪被害率及び警察への申告率を調査している。そこで、本編では、①1988年と1999年、それぞれ1年間の被害率の比較、②1987年以前5年間と1999年以前5年間の被害率（世帯犯罪被害及び個人犯罪被害）及びそのうち直近の事件についての警察への申告率の比較、③不法侵入の被害に遭う不安についての比較を行うこととする¹⁸。なお、自動車盗、車上盗及び自動車損壊については、自動車所有者中の被害率を比較したが、バイク盗及び自転車盗については、1989年調査結果に所有者中の被害率が含まれていないため、全調査回答者中の被害率を比較した。

図4は、1987年以前5年間と1999年以前5年間の被害率を比較したものである。自動車盗がほぼ横ばいであるほかは、すべての罪種において被害率が2～3倍に上昇している。

図4 被害率の経年比較（過去5年間の被害率）

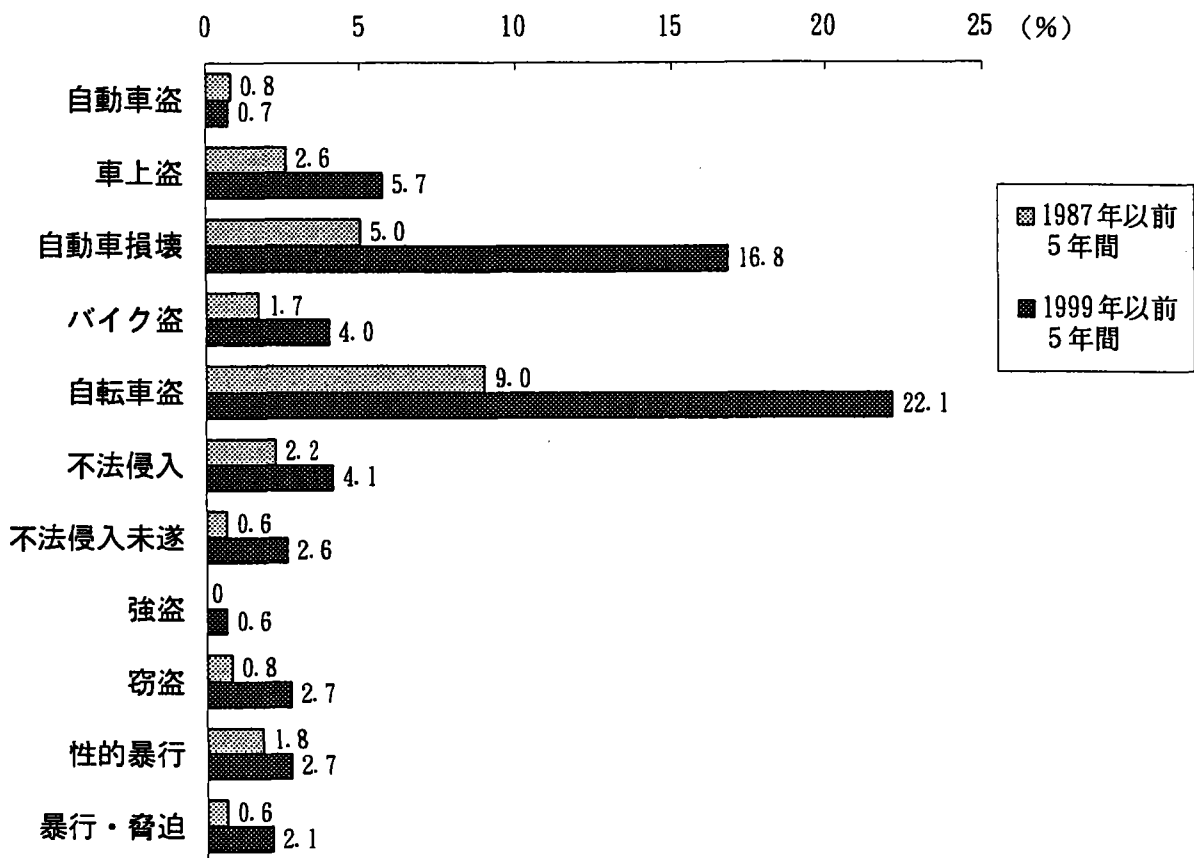


図5は、1988年と1999年の、それぞれ1年間の被害率を比較したものである。自動車盗及び暴行・脅迫の被害率が若干低下し、強盗及び性的暴行が横ばいであるほかは、すべての罪種で被害率が上昇している。

図5 被害率の経年比較（過去1年間の被害率）

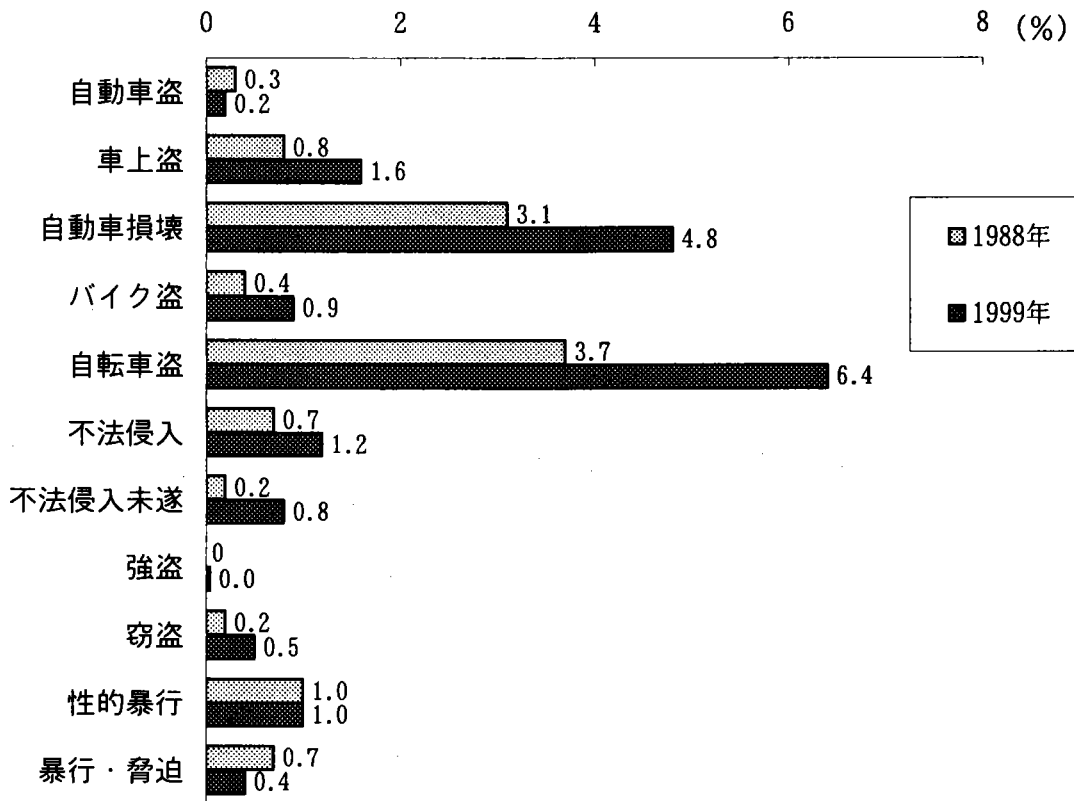


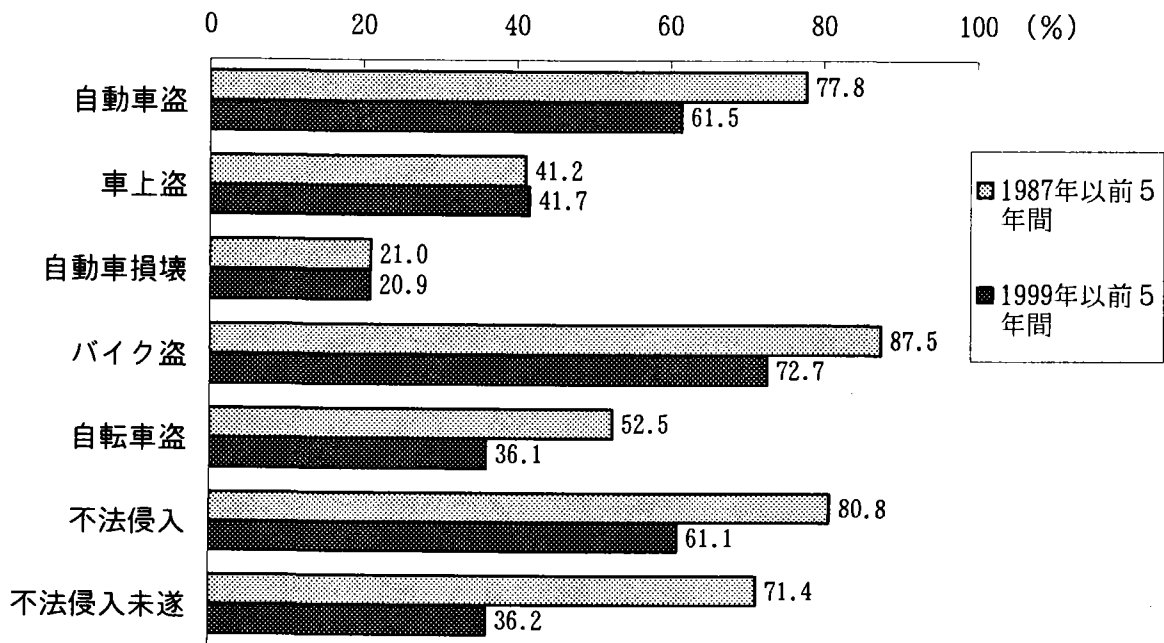
図6-①は、世帯犯罪被害について、1987年以前5年間と1999年以前5年間における直近の事件の警察への申告率を見たものである。車上盗及び自動車損壊が横ばいであるほかは、すべての罪種において、申告率が10ポイント以上低下している。特に、不法侵入及び同未遂において、申告率の低下が顕著である。

図6-②は、個人犯罪被害について1987年以前5年間と1999年以前5年間における直近の事件の警察への申告率を見たものである。性的暴行及び暴行・脅迫の申告率は、それぞれ約9%、約21%とかなり低い状態で横ばいとなっており、窃盗の申告率は約25%低下している。なお、強盗については、1987年以前の被害率が0であり、比較ができない。

全体的に、1988年及び1999年における犯罪被害率は、世帯犯罪被害及び個人犯罪被害ともに、上昇している一方で、被害の警察への申告率が低下しているといえる。

図6 罪種別・世帯犯罪被害及び個人犯罪被害における申告率の経年比較

① 「世帯犯罪被害」



② 「個人犯罪被害」

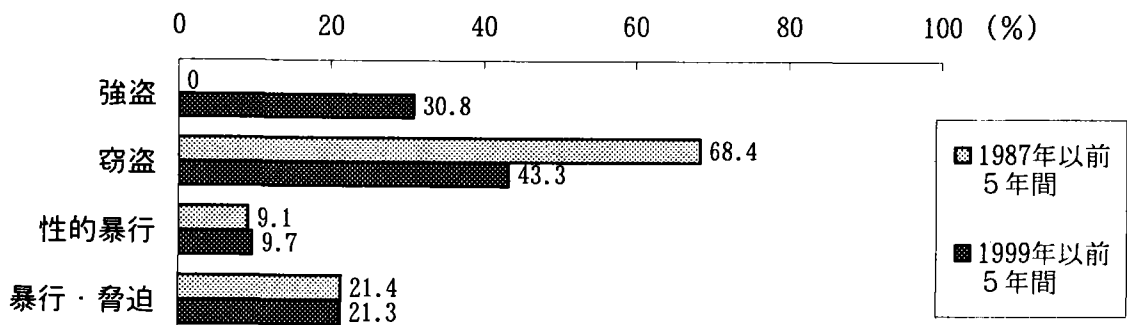


表37は、1988年及び1998年について、刑法犯における警察の認知件数及びその変化を見たものである。本調査の対象犯罪と認知件数の対象犯罪は、その内容、定義において、必ずしも同一ではなく、単純な比較は困難であるが、侵入盗を除いて、本調査と同様の傾向を示している¹⁹。もっとも、本調査結果によれば、対象犯罪のほとんどすべてで申告率も低下しており、それが認知件数に影響を与えていると考えられる。

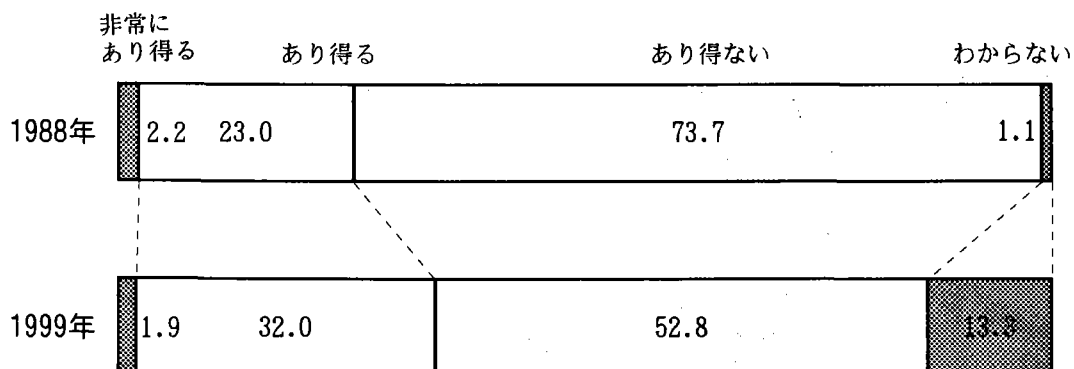
表37 刑法犯における認知件数の比較（1988年・1998年）

	1988年	1998年	増加率
自動車盗	33,936	35,884	5.7%
車上狙い	186,960	252,092	34.8%
バイク盗	209,444	246,364	17.6%
自転車盗	325,326	423,183	30.1%
侵入盗	259,566	237,703	-8.4%
スリ	18,298	21,019	14.9%
ひったくり	8,993	35,763	297.7%
暴行	10,004	7,367	-26.4%
脅迫	1,102	971	-11.9%
強姦	1,741	1,873	7.6%
強制わいせつ	2,867	4,251	48.3%

注 警察庁の統計による。

図7は、不法侵入の被害に遭う不安を比較したものである。将来1年間に不法侵入の被害に遭う危険性があると回答したものは、1989年調査では25.2%であるのに対し、本調査では33.9%と8.7ポイント上昇しており、不法侵入の被害に関する危険性の認識が高まったといえる。

図7 不法侵入の被害に遭う不安の比較（1988年・1999年）



以上をまとめると、前回調査結果と比べると、自動車盗等一部の犯罪被害を除き、被害率が上昇し、犯罪に対する不安も増加している一方、警察への申告率が低下しているといえる。

第5 諸外国（先進国）との比較

世帯犯罪被害及び個人犯罪被害のそれぞれについて、本調査結果と第3回ICVSの参加国における犯罪被害率を比較する。本調査は、第4回ICVSに参加する形で実施されたものであるが、参加国すべての調査がまとまるのは本年末の予定であるので、今回調査とほぼ同一の質問紙を用いて実施された第3回ICVSの調査結果と比較することとする。

ここでは、本調査結果と第3回ICVSに参加したアメリカ等の8か国の調査結果とを、①他国における1995年と我が国における1999年の、それぞれ1年間の犯罪被害率、②それぞれの調査における直近の被害の警察への申告率、③犯罪に対する不安、④警察の防犯活動に関する認識の4点について比較する。なお、被害率については、被害の延べ件数ではなく、1年間に1回以上被害に遭ったことの有無(Prevalence Rateといわれる。)を指標として使用する。

1 被害率

表38は、罪種別・国別に、①世帯犯罪被害（自動車盗、車上盗、自動車損壊、不法侵入、不法侵入未遂）及び②個人犯罪被害（強盗（未遂を含む）、窃盗、性的暴行、暴行・脅迫）の被害率を見たものであり、図8は、これを罪種別にグラフ化したものである。

世帯犯罪被害について見ると、自動車盗では、スイスよりは被害率が高いが、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス等よりはかなり低くなっている。車上盗及び自動車損壊（バンダリズム）では、我が国の被害率が最も低い。逆に、バイク盗の被害率は、イギリス、フランス、オランダよりは低いものの、アメリカ、カナダよりはかなり高く、自転車盗も、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス等よりも被害率が高い。不法侵入及び不法侵入未遂の被害率は、我が国は、いずれもアメリカ、カナダ、イギリス、フランス及びオランダよりもかなり低く、スイスやスウェーデン、フィンランドといった北欧とほぼ同水準である。

個人犯罪被害について見ると、性的暴行で、フランスよりも若干高くなっているほかは、いずれの罪種においても、他の国と比較して被害率はかなり低い。強盗、窃盗及び暴行・脅迫では、被害率が他の国の10分の1程度となっている。

図9は、1年間に上記いずれかの犯罪に遭った被害率を示したものであるが、我が国が15%と最も低くなっている。

表38 国別の世帯犯罪被害及び個人犯罪被害の被害率

①「世帯犯罪被害」

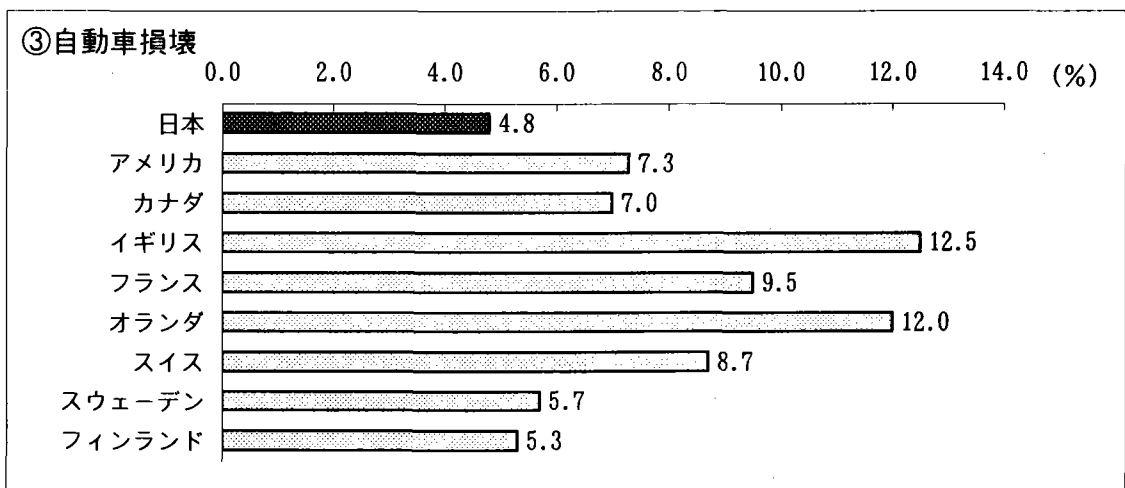
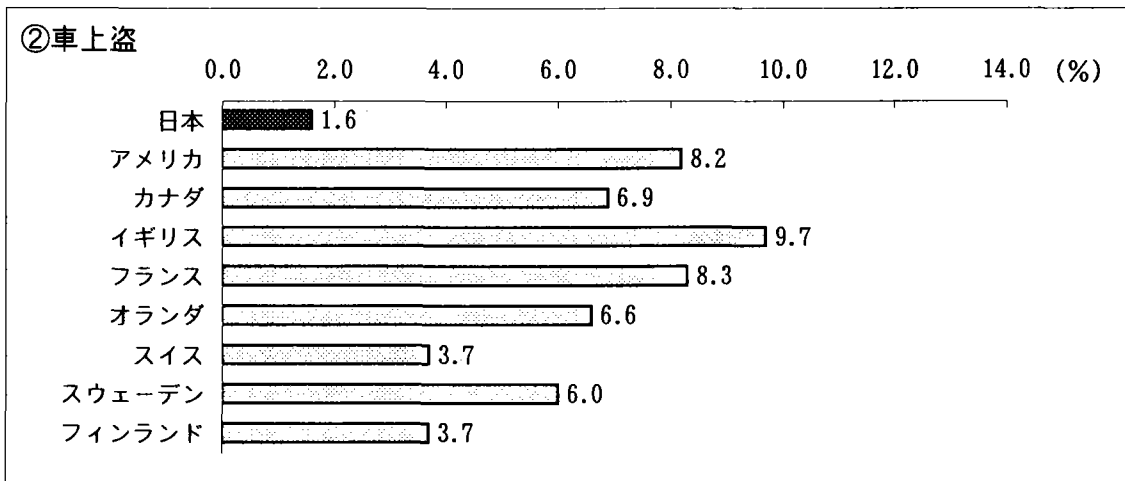
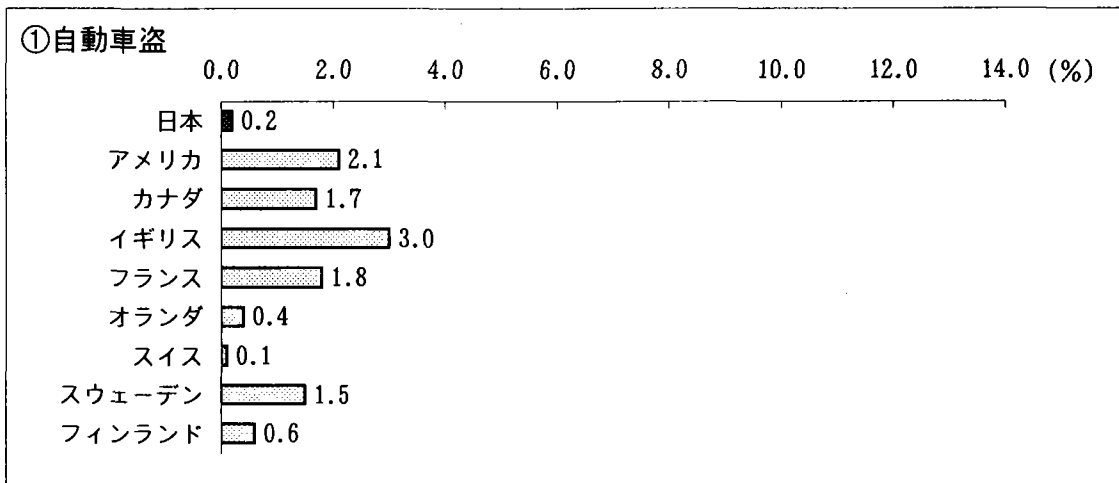
	自動車盗	車上盗	自動車損壊	バイク盗	自転車盗	不法侵入	不法侵入未遂
日本	0.2	1.6	4.8	2.8	7.9	1.2	0.8
アメリカ	2.1	8.2	7.3	1.0	5.1	2.6	3.0
カナダ	1.7	6.9	7.0	0.8	4.7	3.4	2.8
イギリス	3.0	9.7	12.5	2.3	6.0	3.0	3.4
フランス	1.8	8.3	9.5	4.2	4.4	2.4	2.2
オランダ	0.4	6.6	12.0	3.2	10.2	2.6	3.3
スイス	0.1	3.7	8.7	4.3	9.0	1.3	1.1
スウェーデン	1.5	6.0	5.7	2.3	9.7	1.3	1.1
フィンランド	0.6	3.7	5.3	1.3	5.6	0.6	0.7

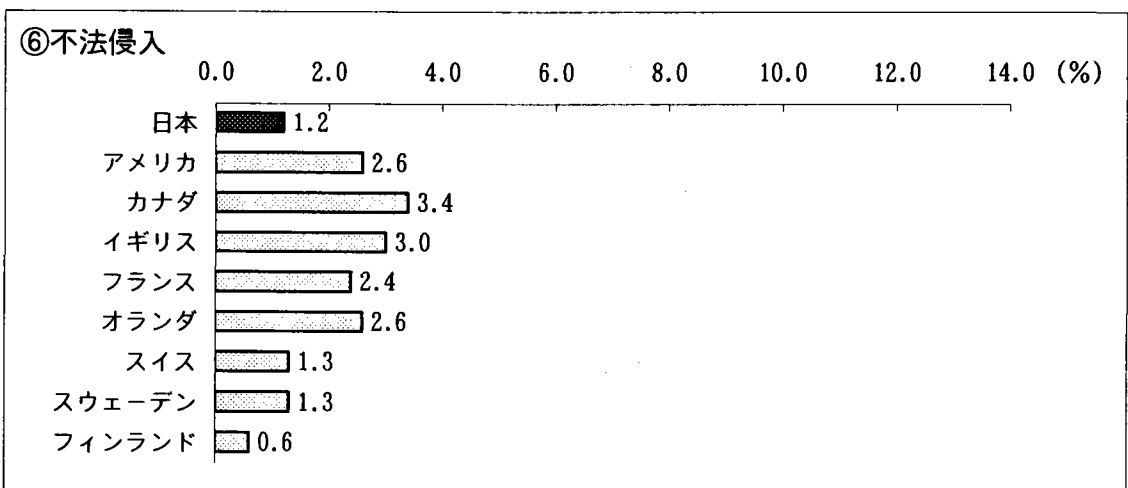
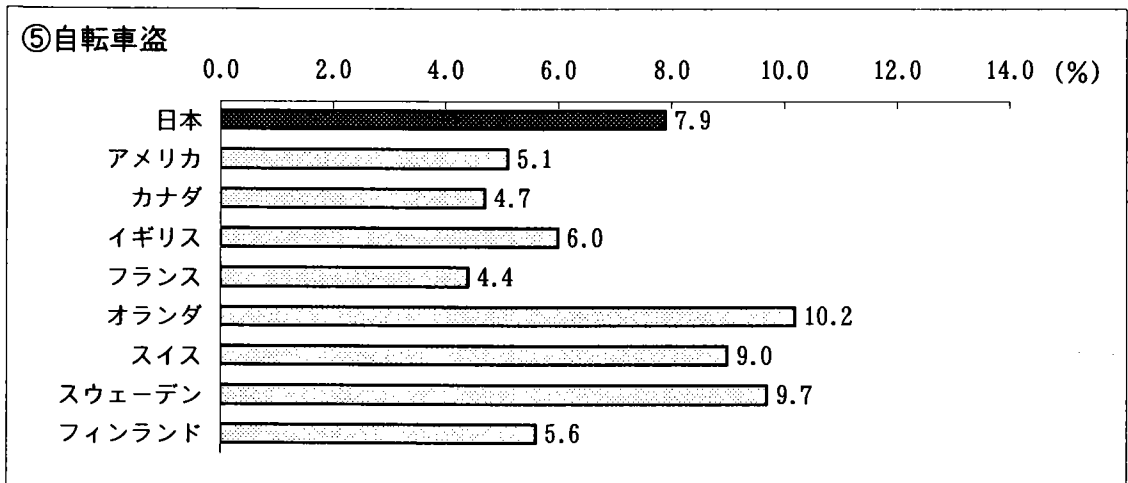
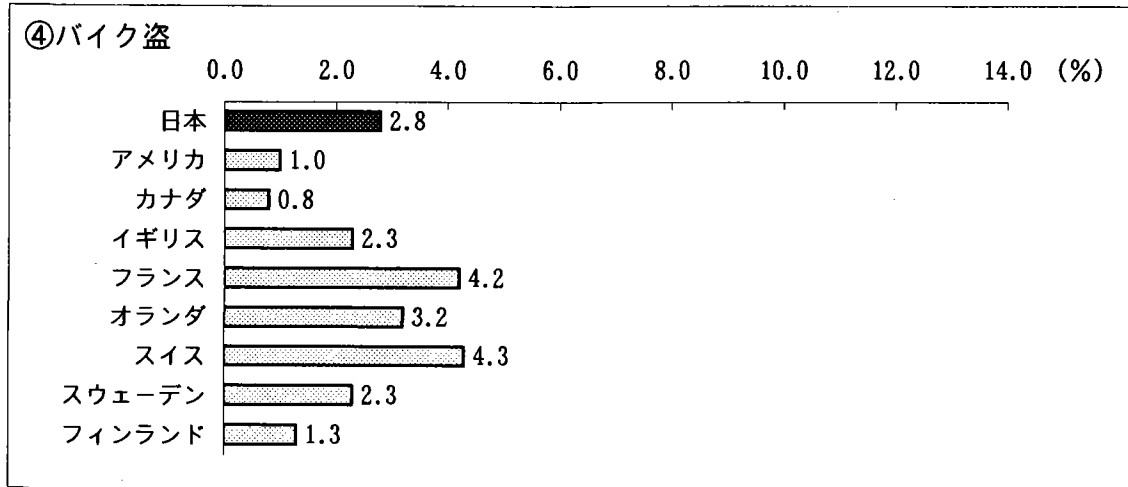
②「個人犯罪被害」

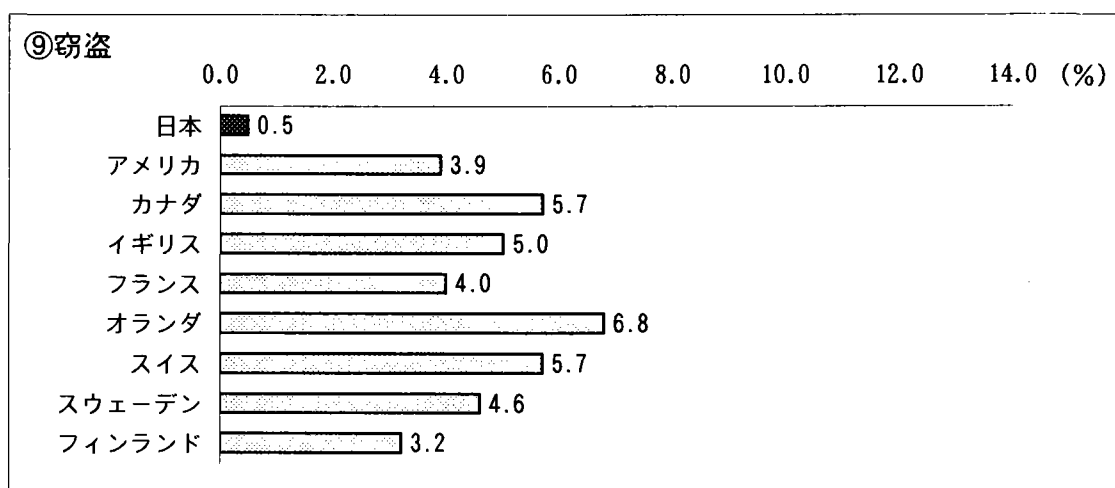
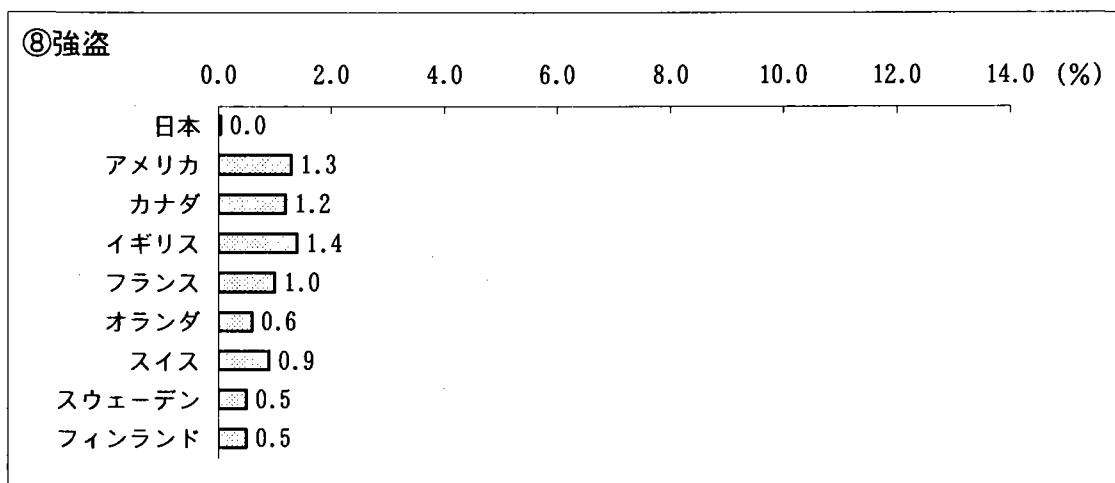
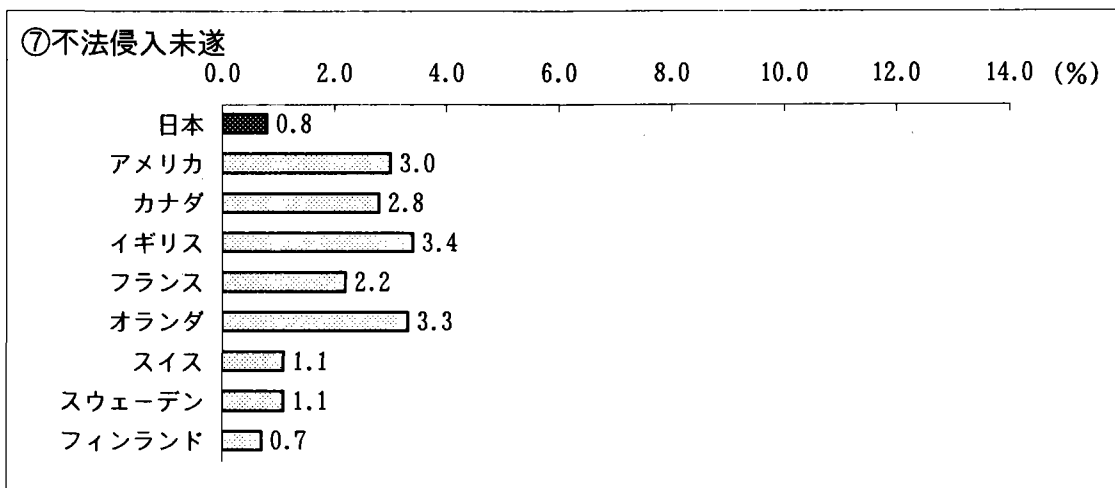
	強盗	窃盗	性的暴行	暴行・脅迫
日本	0.0	0.5	1.0	0.4
アメリカ	1.3	3.9	2.5	5.7
カナダ	1.2	5.7	2.7	4.0
イギリス	1.4	5.0	2.0	5.9
フランス	1.0	4.0	0.9	3.9
オランダ	0.6	6.8	3.6	4.0
スイス	0.9	5.7	4.6	3.1
スウェーデン	0.5	4.6	2.9	4.5
フィンランド	0.5	3.2	2.6	4.1

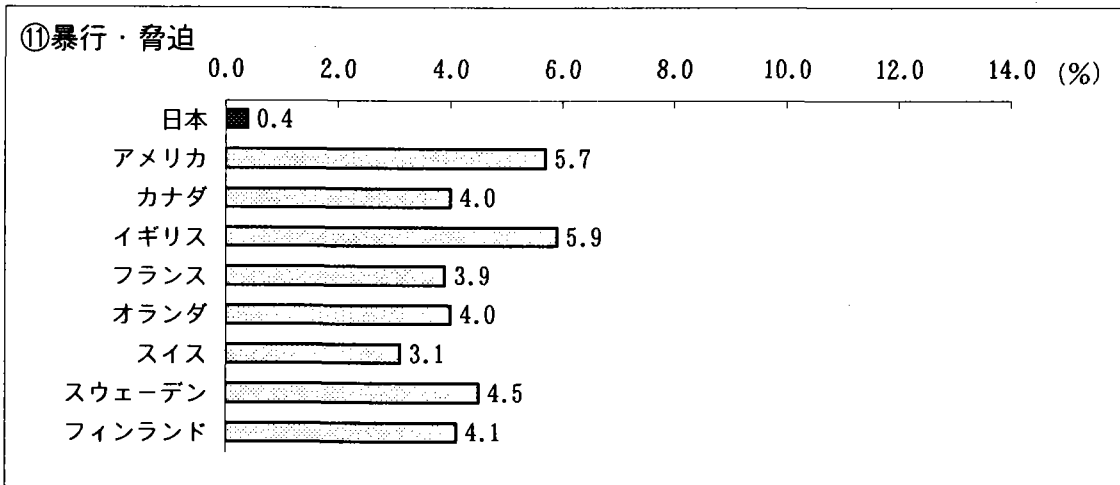
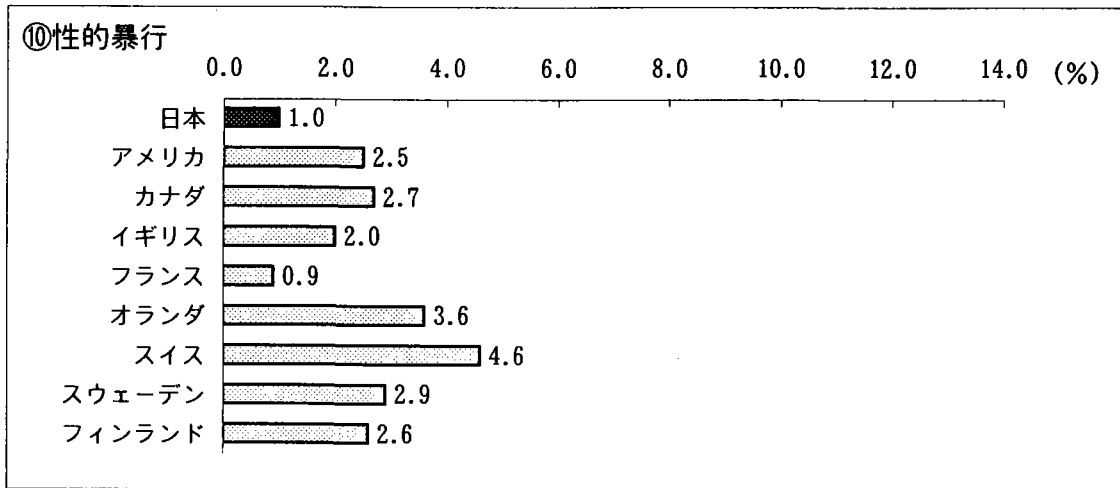
注 日本の数値は1999年の被害率（第4回ICVS）であり、他の国の数値は1995年の被害率（第3回ICVS）である。

図8 罪種別・国別の被害率



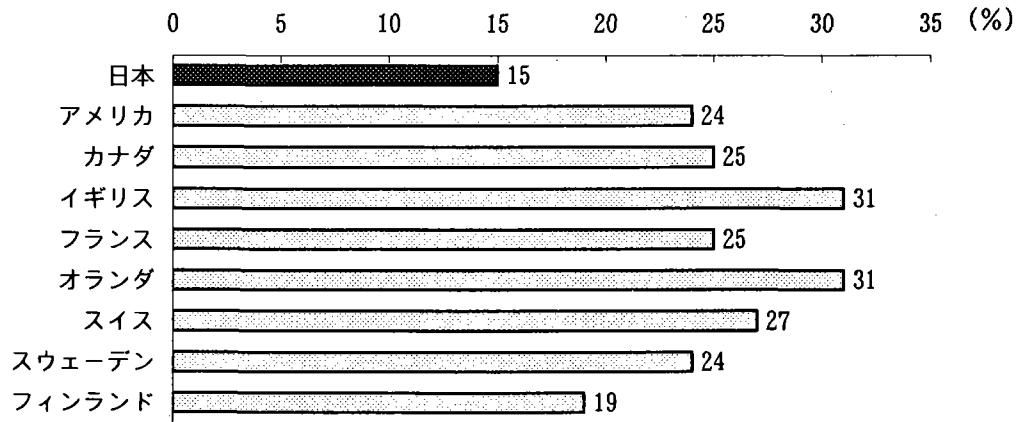






注 日本の数値は1999年の被害率（第4回ICVS）であり，他の国の数値は1995年の被害率（第4回ICVS）である。

図9 国別の全犯罪被害の被害率



注 日本の数値は1999年の被害率（第4回ICVS）であり、他の国の数値は1995年の被害率（第4回ICVS）である。

2 申告率

表39は、罪種別・国別に、①世帯犯罪被害（自動車盗、車上盗、自動車損壊、不法侵入、不法侵入未遂）及び②個人犯罪被害（強盗（未遂を含む）、窃盗、性的暴行、暴行・脅迫）における警察への申告率を見たものであり、図10は、これを罪種別にグラフ化したものである。

世帯犯罪被害について見ると、不法侵入未遂を除くすべての罪種において、申告率が他の国と比較して最も低くなっている。

個人犯罪被害について見ると、暴行・脅迫において、申告率が他の国と比較して最も低く、強盗及び性的暴行においては、2番目に低くなっている。窃盗の申告率は、他の国とほぼ同程度で、アメリカ、カナダ、フランス等よりは高くなっている。

表39 国別の世帯犯罪被害及び個人犯罪被害の申告率

①「世帯犯罪被害」

	自動車盗	車上盗	自動車損壊	バイク盗	自転車盗	不法侵入	不法侵入未遂
日本	62	42	21	73	36	61	36
アメリカ	90	66	51	88	47	68	52
カナダ	88	62	47	85	56	85	47
イギリス	85	67	39	97	79	93	52
フランス	96	61	47	81	47	78	44
オランダ	90	72	43	88	64	85	49
スイス	98	85	31	87	75	88	43
スウェーデン	90	75	63	88	59	71	43
フィンランド	-	71	47	88	52	71	34

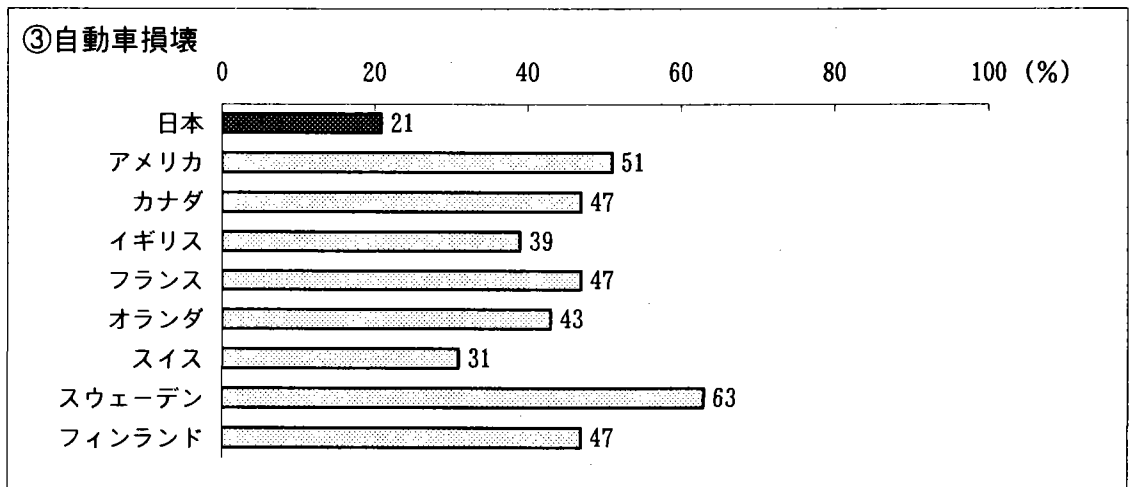
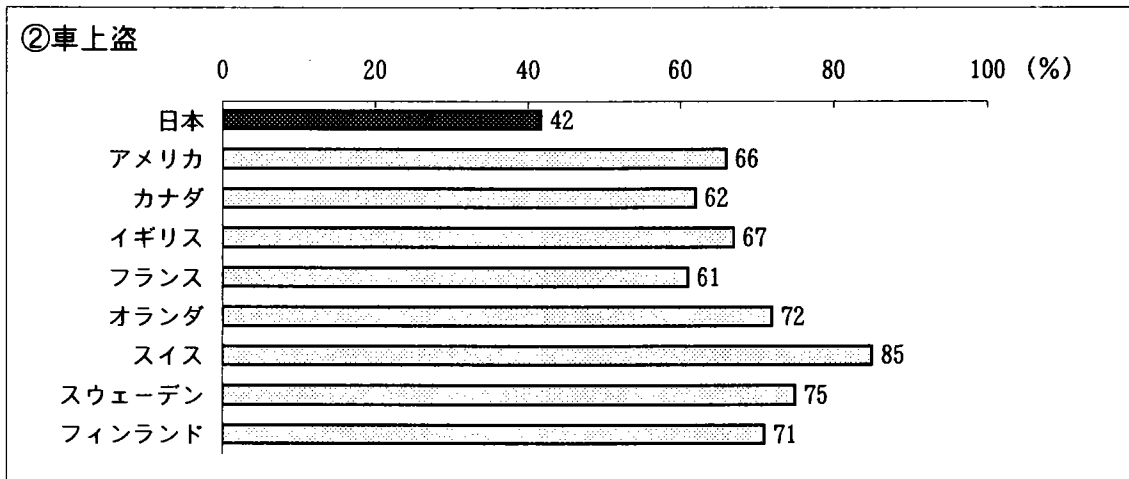
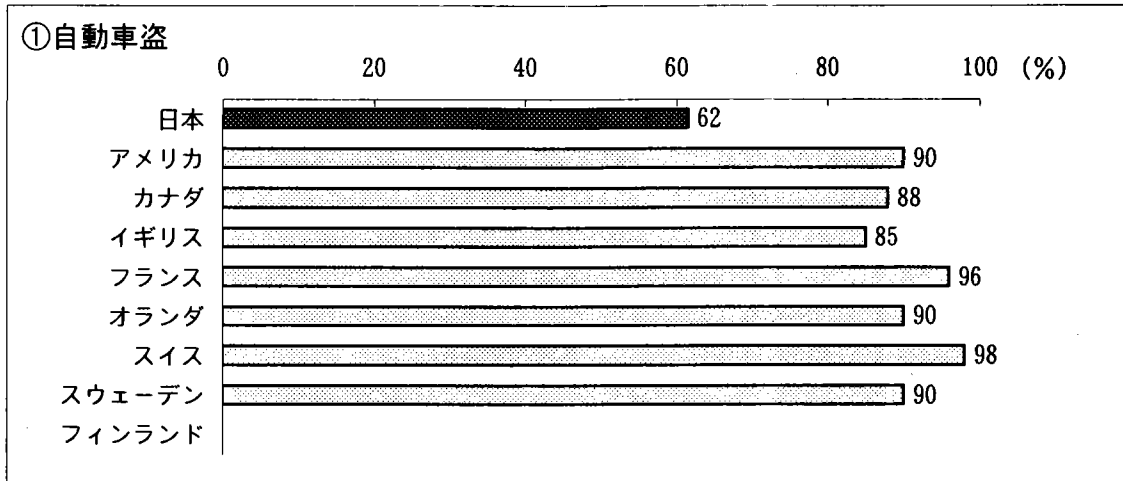
②「個人犯罪被害」

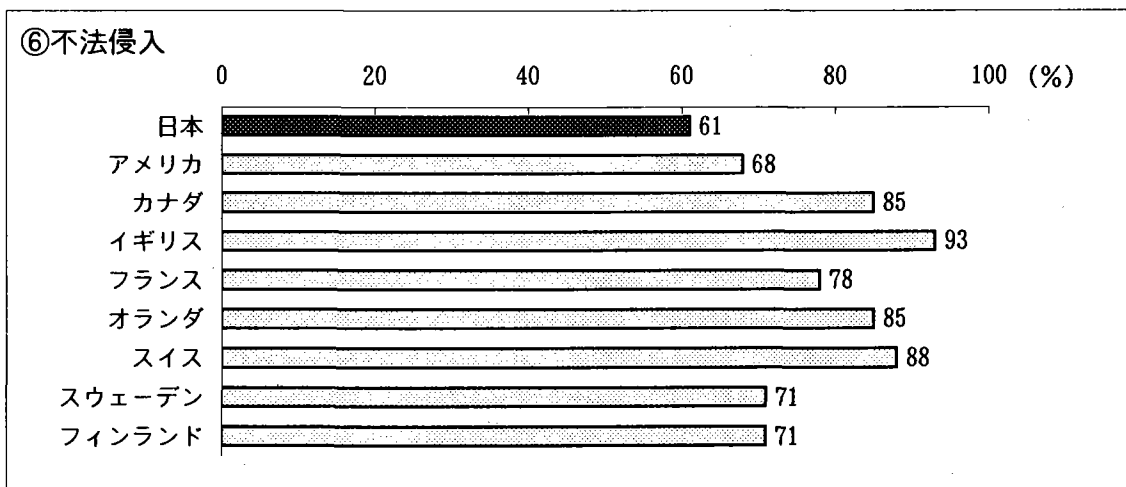
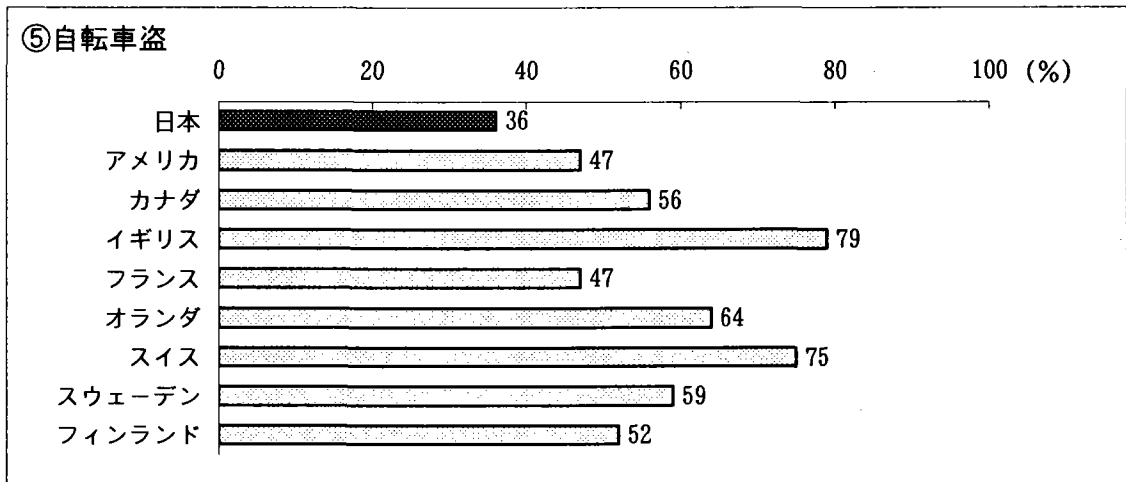
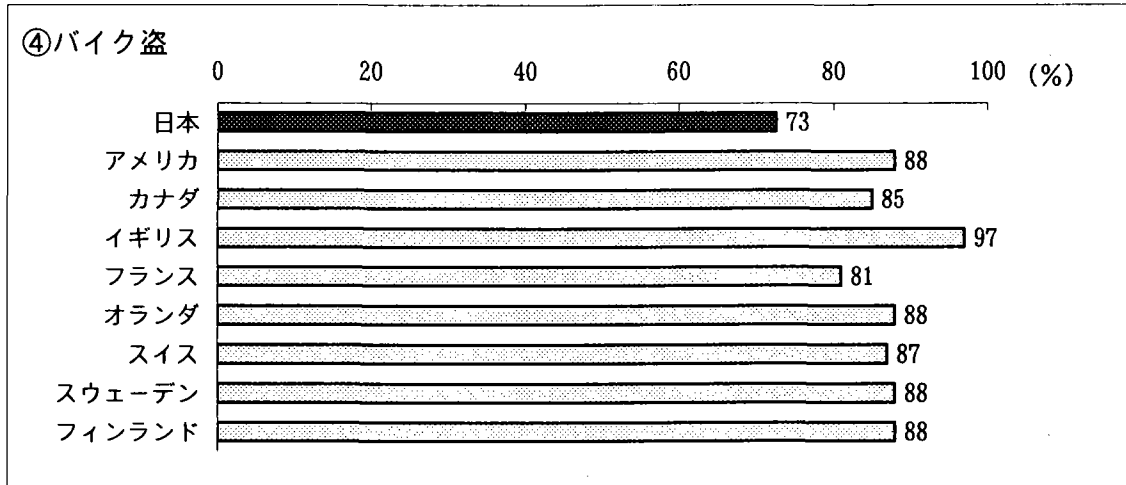
	強盗	窃盗	性的暴行	暴行・脅迫
日本	31	43	10	21
アメリカ	66	36	28	45
カナダ	50	32	17	40
イギリス	55	49	20	38
フランス	57	40	30	30
オランダ	70	57	14	42
スイス	24	37	16	32
スウェーデン	81	56	12	28
フィンランド	39	43	8	27

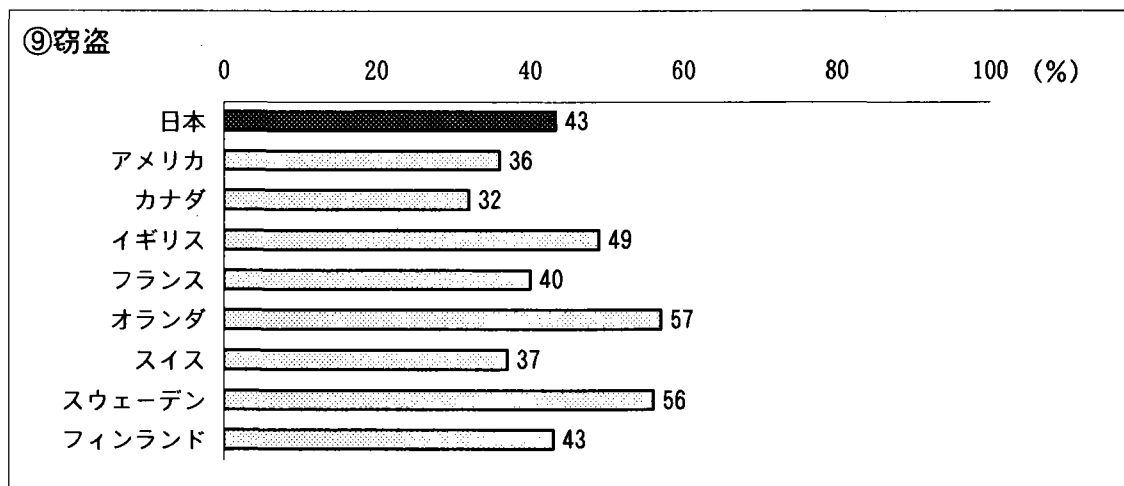
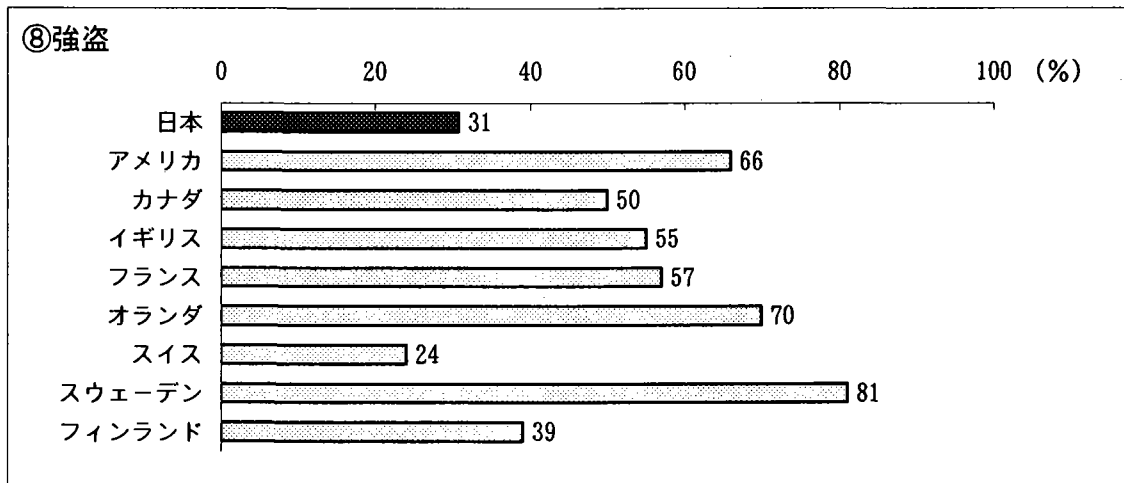
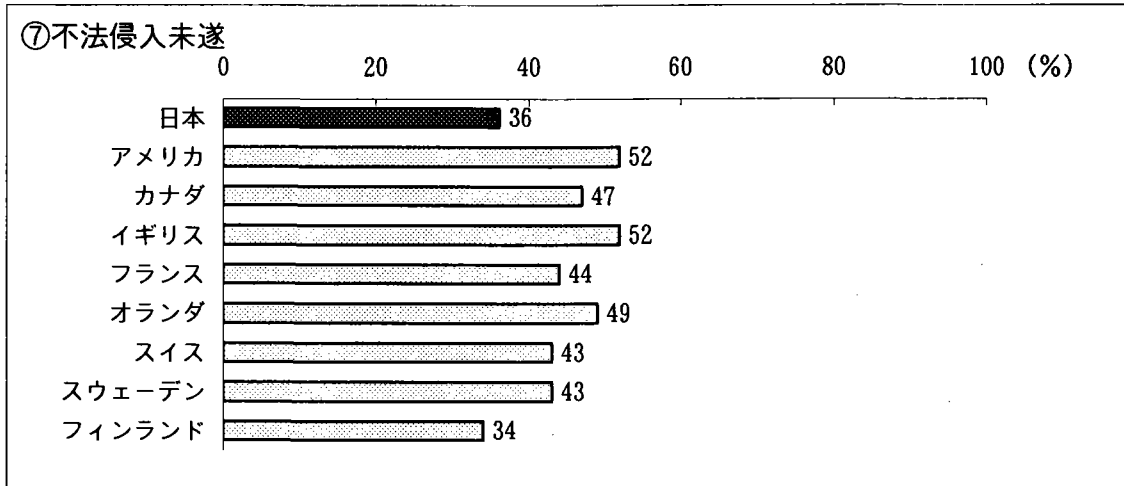
注 1 日本の数値は1999年の被害率（第4回ICVS）であり、他の国の数値は1995年の被害率（第3回ICVS）である。

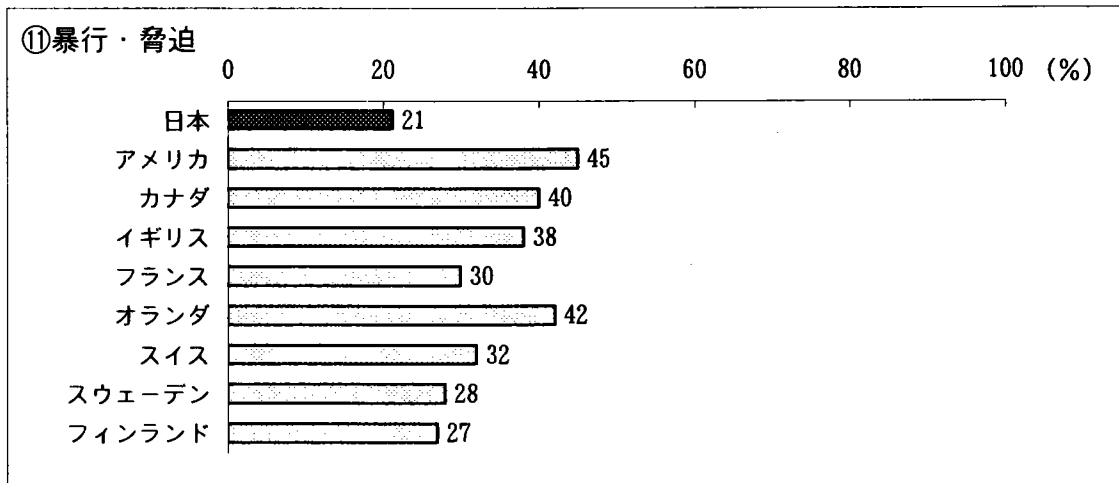
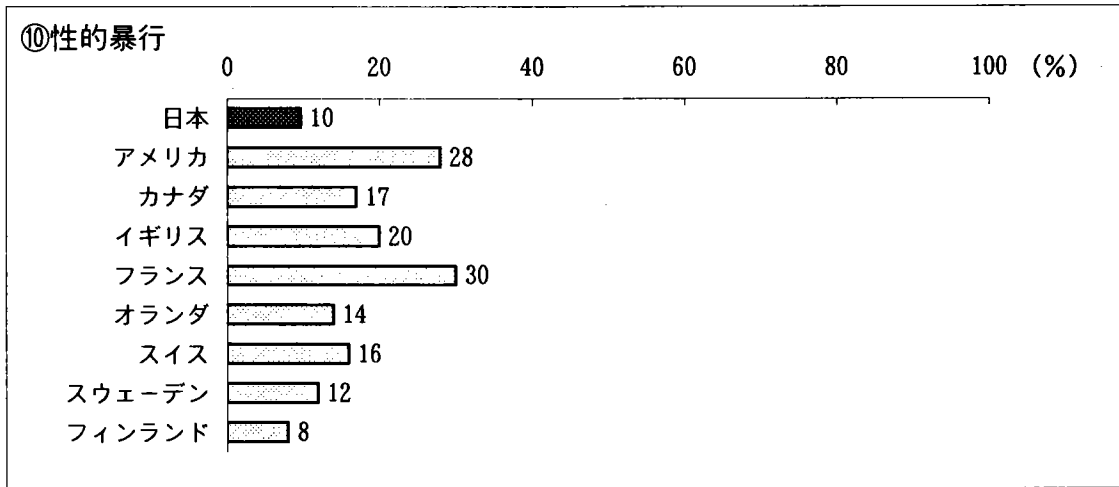
2 「自動車盗」におけるフィンランドの数値は、不明である。

図10 罪種別・国別の申告率









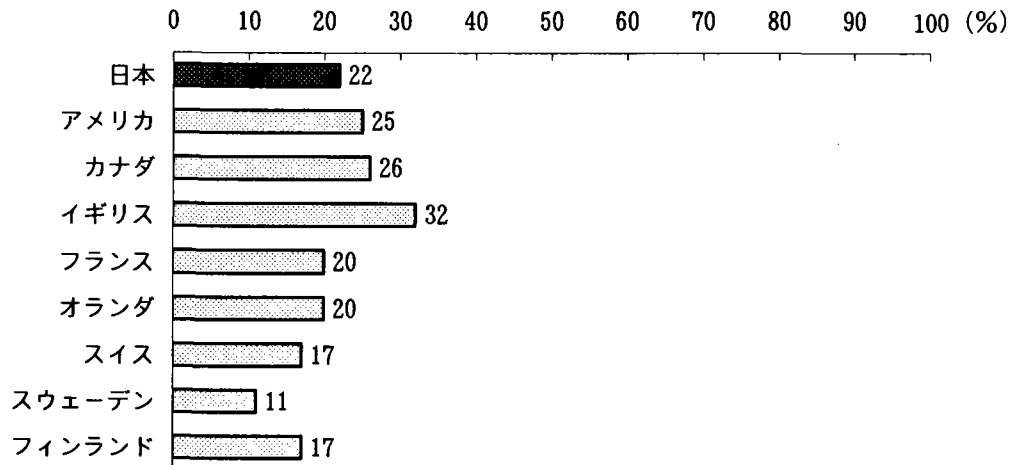
注 1 日本の数値は1999年の被害率（第4回ICVS）であり、他の国の数値は1995年の被害率（第3回ICVS）である。

2 「自動車盗」におけるフィンランドの数値は、不明である。

3 犯罪に対する不安

図11は、居住地域を暗くなってから、一人で歩くことの安全性の認識（居住地域における夜間の一人歩きに対する不安）に関する質問において、危険（「やや危ない」及び「危ない」）と回答したものの比率を比較したものである。我が国は、イギリス、カナダ、アメリカに次いで高く、フランス、オランダ等よりも危険であると認識しているものの比率が高い。

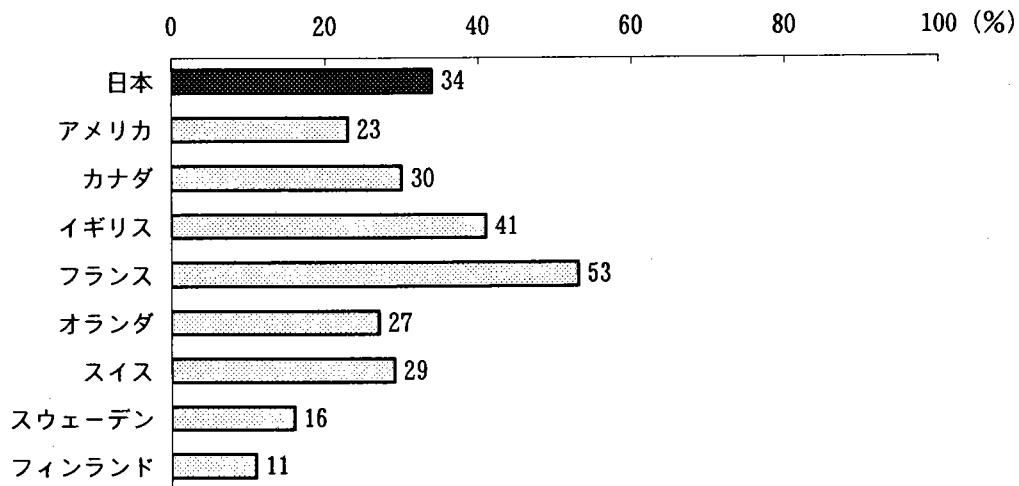
図11 国別の「居住地域における夜間の一人歩きに対する不安」



注 日本の数値は1999年の被害率（第4回ICVS）であり、他の国の数値は1995年の被害率（第4回ICVS）である。

図12は、これから12か月間に不法侵入の被害に遭う危険性の認識（不法侵入の被害に遭う不安）に関する質問において、危険性がある（「非常にあり得る」及び「あり得る」）と回答したものの比率を比較したものである。これも、フランス、イギリスに次いで高く、アメリカ、カナダ等よりも、不法侵入に遭う危険性が高いと認識しているものの比率が高い。

図12 国別の「不法侵入の被害に遭う不安」

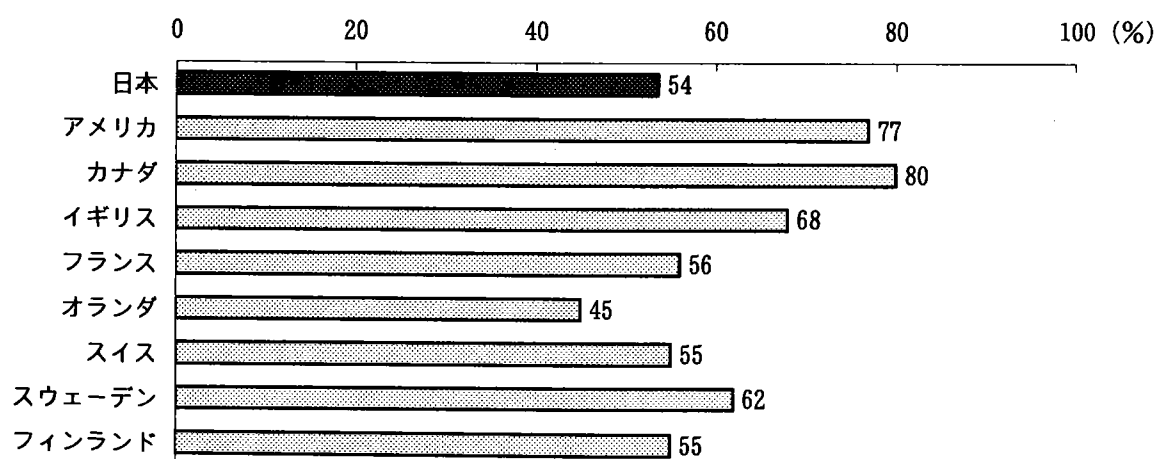


注 日本の数値は1999年の被害率（第4回ICVS）であり、他の国の数値は1995年の被害率（第4回ICVS）である。

4 警察の防犯活動に関する認識

図13は、「警察の防犯活動に関する認識」に関する質問において、良くやっている（「非常に良くやっている」及び「まあまあ良くやっている」）と回答したものの比率を比較したものである。我が国は、アメリカ、カナダ等よりは低く、フランス、スイス等と同水準にある。

図13 国別の「警察の防犯活動に関する認識」



注 日本は1999年の被害率（第4回ICVS）であり、他の国の数値は1995年の被害率（第3回ICVS）である。

これらの結果をまとめると、我が国は、犯罪に遭う被害率が、例えば不法侵入の被害率において、アメリカ及びカナダの半分以下であるにもかかわらず、不法侵入の危険性が高いと認識しているものの比率が両国より高くなっている。また、個人犯罪被害の被害率も他の国と比較するとかなり低いにもかかわらず、夜間の一人歩きを危険だと認識しているものの比率が比較的高くなっているなど、実際の被害率以上に犯罪に対する不安が高いといえる。また、被害の警察への申告率、及び警察の防犯活動を良くやっていると認識しているものの比率は、全般的に他の国と比較して低い。

おわりに

現在、我が国の犯罪の発生量を示す指標としては、警察の認知件数が広く使用されているが、認知件数は、犯罪動向を示す指標の一つではあっても、社会で発生している犯罪すべてを正確に表している数値ではない。英米を始めとする欧米先進国では、犯罪動向を示す指標として、警察機関によって集計された認知件数に加え、「犯罪被害実態調査」(Crime Victimization Survey)の数値を使用しており、これら二つの統計が、いわば犯罪統計の両輪として、お互いを補い合う形で利用されている。犯罪被害実態調査は、認知件数よりも正確に犯罪発生率(被害率)を示すといわれているが、殺人事件のように被害者が死亡している場合や、薬物事件等被害者のいない犯罪に関する統計を生み出すことはできないなど、それだけで、すべての犯罪被害を網羅することはできない。そのため、ある社会における犯罪動向を知るためには、認知件数等の公的な統計と、犯罪被害実態調査に基づく数値を上手に組み合わせて利用することが必要である。

犯罪被害実態調査は、アンケート調査の多くがそうであるように、単純集計された数値だけを見ても、それ自体で意味をもっているわけではない。その数値を、一定の基準の中で評価したり、他の数値と比較することにより初めて意味をもつものとなる。また、同種の調査を、毎年実施し、その結果を経年で比較することにより、犯罪動向を評価することが可能となるし、各国で同種調査を実施することにより国際比較が可能となる。本報告書の目的の一つは、こうした犯罪被害実態調査結果のもつ応用可能性と意義を示すことにあり、そのため、経年比較や国際比較を行った。さらに、今回は、十分な説明力をもった変数を抽出し得なかったため、必ずしも十分なモデルが構築されたとはいえないが、総合的分析で行ったように、こうした数値(データ)を応用し、数字を統計的に加工し、各変数ごとのクロス集計分析を行ったり、多変量解析を行うことにより、犯罪被害に遭うことの有無や犯罪に対する不安を喚起する原因となる要因を分析することができ、犯罪理論の構築に役立てることもできる。

このように、それ自体では意味を持たない数値も、適切な目的や仮説といった理解の枠組みをもって調査を実施し、その結果を利用することにより、いろいろな意味を持ち、刑事政策等への応用価値ももち得るのである。本調査でも、経年でみると、幾つかの罪種において犯罪被害率が上昇する一方で、国際的にみると、我が国の犯罪被害率は決して高くはないことが明らかになった。また、犯罪に対する不安が増加し、国際的に見ても他の国と同水準にあるが、他方、犯罪被害の申告率が低下し、国際的に見ると低い水準にあることが認められた。

しかし、本調査結果からだけでは、これらの原因を推測することはできても、正しく分析することはできない。そのためには、理論的な仮説をもち、それを検証するために、必要な変数を調査に盛り込み、犯罪被害実態調査を継続的に実施することが必要である。犯罪被害実態調査の、本当の価値は、これを継続して実施することにより、そうなる初めて、認知件数と共に、犯罪動向を示す重要な指標として利用し得るものとなろう。特に、犯罪被害実態調査は、サンプル調査の結果から全体を推計するため、常に統計的なサンプル誤差の可能性があり、サンプル数は多ければ多い方がよい。その意味で、将来的には英米のように、1万件を超えるサンプルで、この調査を継続、発展させていくことが望まれるところであろう。

参考文献

- 警察庁（編）「昭和63年の犯罪」, 1989
- 警察庁（編）「平成10年の犯罪」, 1998
- 財団法人都市防犯研究センター（編）「犯罪の被害者発実態に関する調査報告書」, JUSRI リポート VOL.1 No.1, 1990
- 財団法人都市防犯研究センター（編）「'92犯罪の被害と防犯意識等に関する調査研究(全国版)」, JUSRI リポート No.4, 1993
- 総務庁統計局（編）「貯蓄動向調査報告」, 1999
- Hough, M. & Mayhew, P., *The British Crime Survey : first report*, Home Office Research Study, No. 76. 1983
- Hough, M. & Mayhew, P., *Taking Account of Crime : key findings from the second British Crime Survey*, Home Office Research Study, No. 85. 1985
- Mayhew, P., Elliott, D. & Dowds, L., *The 1988 British Crime Survey*, Home Office Research Study, No. 111. 1989
- Mayhew, P., Aye Maung, N. & Mirrlees-Black, C., *The 1992 British Crime Survey*, Home Office Research Study, No. 132. 1993
- Mayhew, P. & van Dijk, J.J.M., *Criminal Victimization in Eleven Industrialised Countries : Key findings from the 1996 International Crime Victims Survey*, Onderzoek en beleid, 162. 1997
- Mirrlees-Black, C., Budd, T., Partridge, S. & Mayhew, P., *The 1998 British Crime Survey, England and Wales*, Home Office Statistical Bulletin, No. 21. 1998

注

- 1 現在は、国連ウィーン本部国際犯罪防止センター所長代行（Officer in charge of the Centre for International Crime Prevention）。
- 2 総務庁統計局の「貯蓄動向調査」における、世帯の年間収入四分位値を使用した。
- 3 この比率は、過去5年間に自家用車を所有していた世帯を母数としており、1999年には保有していなかった可能性のある世帯も含めた母数に対する比率である。以下、車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗において同じ。
- 4 参考までに、「わからない」を除くと88.9%である。
- 5 各クロス集計表には、構成比のほかに、残差を示している。残差は、標準偏差と考えると分かりやすく、2を超えると、その項目（セル）が有意と考えることができる。統計量としては、 χ^2 値、P値を示した。また、期待度数が5未満のセルがあり、 χ^2 検定を使用することが適当でない場合には、正確確率検定（モンテカルロ法）を用いてP値を出している。
- 6 世帯当たりの人員が増加すると、自動車等の所有台数が増加する可能性があり、その結果世帯犯罪被害の被害率が上昇することも考えられることに留意する必要がある。
- 7 この関係については、統計的には、警察の防犯活動が不十分であると認識しているものほど、犯罪被害に遭いやすいという関係の方向性も考え得る。つまり、警察の防犯活動に関する認識が、防犯活動の実態や地域の治安と密接な関係にあった場合、治安の悪い地域で、警察の防犯活動が不十分な地域に居住しているものほど犯罪被害に遭いやすいという仮説も成り立つ。
- 8 ただし、同時点での調査であるため、因果関係の方向性としては、犯罪不安の強いものの方が、犯罪被害に遭いやすいという可能性も完全には否定できない。つまり、犯罪に対する不安が、地域の治安と密接に関係しているとした場合、治安の悪い地域に居住しているものは犯罪被害に遭いやすいという仮説が成り立つ。
- 9 ロジスティック回帰分析とは、従属変数にも、独立変数（予測変数ともいわれる。）にも質的データ—アンケート調査などで、複数の選択肢（「はい」、「いいえ」、「わからない」等）の中から回答を選ばせたような場合のデータのことで、大きさや長さのように量的価値や順序性をもたないデータのことである—を用いることのできる多変量解析の一つで、量的データにおける判別分析に相当するものである。これまでは、質的データを分析する場合には、数量化II類などが用いられていたが、パソコンの処理能力の向上により、最近では、米国を中心に、より分析に汎用性のあるロジスティック回帰分析が多く用いられるようになった。ロジスティック回帰分析は、例えば、ある少年が将来犯罪を犯すかどうかなどを予測するなど、予測のための理論的モデルを構築するためによく用いられ、従属変数を予測・説明するために最も効果的な独立変数及びその組合せを見つけ出すことができる。
- 10 最も予測精度が高いか、当てはまり度の良いモデル（回帰式）を作るためには、考え得るすべての変数を投入する方法が考えられるが、それでは必要のない変数までもがモデルに組み込まれる可能性があるため、ステップワイズ法では、最も説明力の高い変数を順番に投入して、これ以上他の変数を投入しても、モデルの当てはまり度が向上しない、最適とされる変数の組み合わせを見つけ出す。ただし、真の意味での最適なモデルを作るためには、すべての変数の組み合わせを試してみるほかない。ここでは、ステップワイズにおける変数の抽出基準は有意確率10%とした。
- 11 その変数が一単位変化することで、従属変数が0（被害体験なし）から1（被害体験あり）に変化する確率で、この値が1から遠いほど良いとされる。

- 12 なお、ロジスティック回帰分析は、何かを予測したい場合、又は、理論的モデルを作りたい場合に使用されるが、目的によって、使用する統計量がやや異なる。一般的には、予測を目的としている場合には、係数、オッズ比の大きい変数が予測に貢献していると考えることができ、理論的モデルを作りたい場合には、それらよりもP値が有意であるかどうか（0.05以下）が重要となる。
- 13 個人犯罪被害の有無の指標を示す変数は、従属変数である夜間の一人歩きに対する不安とは有意な関係にはないが、この変数を入れることで、モデルの当てはまり精度が向上する。
- 14 外出頻度は、従属変数である世帯犯罪被害に対する不安とは有意な関係にはないが、この変数を入れることで、モデルの当てはまり精度が向上する。
- 15 犯罪に対する不安の指標であるこの変数は、従属変数である量刑意見とは有意な関係にはないが、これらの変数を入れることで、モデルの当てはまり精度が向上する。
- 16 犯罪に対する不安の指標であるこれらの変数は、従属変数である青少年犯罪対策に関する意見とは有意な関係にはないが、これらの変数を入れることで、モデルの当てはまり精度が向上する。
- 17 この調査は、同財団が、ICVSの質問紙を採用して第1回ICVSの結果と、我が国の結果を比較することを目的として、ICVSの質問紙の質問事項をおおむね採用して実施したもので、1989年10月に、層化二段抽出法によってサンプリングされた20歳以上の男女3,000人を対象として、質問紙留置法によって実施され、回収率は80.4%である（財団法人研究センター（編）「犯罪の被害者発生実態に関する調査報告書」, JUSRI リポート VOL.1 No.1 を資料とした。）。
- 18 この比較は、1980年代後半と1990年代後半という約10年間の犯罪被害率の比較であるが、いわゆるバブル経済の時期と、バブルがはじけた後の被害率の比較という観点から見ると興味深い。
- 19 ちなみに、同時期、犯罪被害実態調査では被害率が上昇しているのに、認知件数は減少している、不法侵入の認知件数から申告率を基に実犯罪件数を推計すると、約32万件から、約39万件に上昇していることになり、犯罪被害実態調査の結果と同様の傾向を示している。

参 考 資 料

- 1 単純集計表
- 2 質問紙 (日本語版)

1 単純集計表

Q1 回答者の性別

総数	男性	女性
2,211	(48.5)	(51.5)

Q2 過去5年間の、世帯における自家用車に関する犯罪被害
世帯の自家用車の所有の有無

総数	あり	なし
2,211	(86.3)	(13.7)

SQ1 世帯の自家用車の所有台数

総数	1台	2台	3台	4台	5台以上	わからない
1,907	(36.9)	(35.0)	(15.8)	(7.9)	(4.2)	(0.1)

SQ2 自動車盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない
1,907	(0.7)	(99.1)	(0.3)

SQ3 車上盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない
1,907	(5.7)	(93.8)	(0.6)

SQ4 自動車損壊の被害の有無

総数	あり	なし	わからない
1,907	(16.8)	(82.3)	(0.8)

Q3 過去5年間の、世帯におけるバイクに関する犯罪被害
世帯のバイクの所有の有無

総数	あり	なし
2,211	(32.2)	(67.8)

SQ1 世帯のバイクの所有台数

総数	1台	2台	3台	4台	5台以上	わからない
712	(76.1)	(18.0)	(4.2)	(1.1)	(0.3)	(0.3)

SQ2 バイク盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない
712	(12.4)	(87.2)	(0.4)

Q4 過去5年間の、世帯における自転車に関する犯罪被害
世帯の自転車の所有の有無

総数	あり	なし
2,211	(80.9)	(19.1)

SQ1 世帯の自転車の所有台数

総数	1台	2台	3台	4台	5台以上	わからない
1,788	(35.9)	(28.7)	(21.0)	(9.2)	(5.1)	(0.1)

SQ2 自転車盗の被害の有無

総数	あり	なし	わからない
1,788	(27.3)	(72.3)	(0.4)

Q5 過去5年間の、世帯における不法侵入の被害

総数	あり	なし	わからない
2,211	(4.1)	(95.5)	(0.4)

Q6 過去5年間の、世帯における不法侵入未遂の被害

総数	あり	なし	わからない
2,211	(2.6)	(96.7)	(0.6)

Q7 過去5年間の、個人における強盗の被害

総数	あり	なし	わからない
2,211	(0.6)	(99.2)	(0.2)

Q8 過去5年間の、個人における窃盗の被害

総数	あり	なし	わからない
2,211	(2.7)	(97.1)	(0.2)

Q9 過去5年間の、女性における性的暴行の被害

総数	あり	なし	わからない
1,138	(2.7)	(96.9)	(0.4)

Q10 過去5年間の、個人における暴行・脅迫の被害

総数	あり	なし	わからない
2,211	(1.9)	(98.0)	(0.1)

SQ1 知人等からの暴行・脅迫被害

総数	あり	なし	わからない	回答拒否
2,169	(0.2)	(99.1)	(0.5)	(0.1)

注 前問で、「なし」「わからない」とした者のみが回答。

Q11 自動車盗の被害に関する詳細

総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
13	-	(23.1)	(53.8)	(23.1)

注 1 Q2-SQ2で「あり」とした者のみが回答。

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
3	(100.0)	-	-	-	-	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
13	(38.5)	(15.4)	-	(15.4)	(7.7)	-	(23.1)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 盗難車が戻ったかどうか

総数	はい	いいえ	無回答
13	(61.5)	(15.4)	(23.1)

SQ4 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
13	(61.5)	(7.7)	(30.8)

SQ5 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
13	(38.5)	(38.5)	-	(23.1)

Q12 車上盗の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない/思い出せない
108	(3.7)	(28.7)	(62.0)	(5.6)

注 1 Q2-SQ3で「あり」とした者のみが回答。

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
31	(93.5)	(6.5)	-	-	-	-

注 前問で、「昨年（1999年）」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
108	(34.3)	(21.3)	(13.9)	(19.4)	(4.6)	-	(6.5)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
108	(41.7)	(53.7)	(4.6)

SQ4 警察に届けた理由

総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである/重大な事件である	犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
45	(40.0)	(4.4)	(62.2)	(51.1)	(46.7)	(2.2)	(2.2)	(15.6)	-

注 1 前問（SQ3）で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ5 警察の対応の満足度

総数	満足した	不満であった	わからない
45	(37.8)	(31.1)	(31.1)

注 SQ3で「はい」とした者のみが回答。

SQ 6 警察の対応の不満理由

総数	十分な対応を しなかった	関心を持たな かった	犯人を見つげ られなかった 又は逮捕でき なかった	自分の財産を 取り戻せな かった	十分な経過通 知がなされな かった	適切な扱いを 受けなかった /失礼だった	到着するの が遅かった	その他	わからない
14	(21.4)	(21.4)	(64.3)	(42.9)	(21.4)	(28.6)	-	(14.3)	-

注 1 前問 (SQ 5) で「不満であった」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ 7 警察に届け出なかった理由

総数	それほど重大 ではない/損 失がない	自分で解決し た/犯人を 知っていた	警察には向か ない事件/警 察は必要ない	代わりに別の 機関に届け出 た	家族が解決し た	保険に入って いない	警察は何も きかない/証拠 がない	警察は何もし てくれない	警察が怖い/ 嫌い/警察の 関与を望まな い	(復讐の恐れ から) あえて しない	その他	わからない
58	(58.6)	(8.6)	(6.9)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	(13.8)	(12.1)	(1.7)	-	(19.0)	(3.4)

注 1 SQ 3で「いいえ」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ 8 事件の重大性

総数	とても 重大	ある程度 重大	それほど重 大ではない	無回答
108	(25.0)	(36.1)	(33.3)	(5.6)

Q13 自動車損壊の被害に関する詳細

総数	今年	昨年 (1999年)	それ以前	わからない/ 思い出せない
321	(4.0)	(28.7)	(64.8)	(2.5)

注 1 Q 2-SQ 4で「あり」とした者のみが回答。
2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ 1 昨年の被害回数

総数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回以上	わからない
92	(76.1)	(17.4)	(4.3)	(1.1)	(1.1)	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
321	(26.2)	(25.5)	(10.0)	(26.2)	(7.8)	-	(4.4)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。
 2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
321	(20.9)	(76.9)	(2.2)

SQ4 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
321	(13.7)	(37.4)	(47.4)	(1.6)

Q14 バイク盗の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない/思い出せない
88	(3.4)	(22.7)	(68.2)	(5.7)

注 1 Q3-SQ2で「あり」とした者のみが回答。
 2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
20	(100.0)	-	-	-	-	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
88	(39.8)	(19.3)	(8.0)	(27.3)	(1.1)	-	(4.5)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
88	(72.7)	(19.3)	(8.0)

SQ4 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
88	(34.1)	(42.0)	(21.6)	(2.3)

Q15 自転車盗の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない/思い出せない
488	(3.1)	(28.9)	(65.2)	(2.9)

注 1 Q4-SQ2で「あり」とした者のみが回答。

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
141	(80.1)	(15.6)	(3.5)	-	-	(0.7)

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
488	(25.2)	(24.6)	(4.9)	(40.0)	(2.0)	-	(3.3)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 警察に届けられたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
488	(36.1)	(57.8)	(6.1)

SQ4 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
488	(17.8)	(45.5)	(33.8)	(2.9)

Q16 不法侵入の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない/思い出せない
90	(6.7)	(30.0)	(62.2)	(1.1)

- 注 1 Q5で「あり」とした者のみが回答。
 2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
27	(59.3)	(18.5)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(11.1)

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 盗難被害の有無

総数	はい	いいえ	無回答
90	(68.9)	(30.0)	(1.1)

注 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 盗難被害金額層

総数	10万円未満	50万円未満	100万円未満	500万円未満	1,000万円未満	1,000万円以上	無回答	平均値(円)
62	(64.5)	(27.4)	(3.2)	(1.6)	-	-	(3.2)	127,575

注 前問(SQ2)で「はい」とした者のみが回答。

SQ 4 盗難以外の財産上の損害の有無

総数	はい	いいえ	無回答
90	(16.7)	(82.2)	(1.1)

SQ 5 盗難以外の財産上の損害金額層

総数	10万円未満	50万円未満	100万円未満	500万円未満	1,000万円未満	1,000万円以上	平均値(円)
15	(80.0)	(6.7)	(6.7)	(6.7)	-	-	133,065

注 前問(SQ4)で「はい」とした者のみが回答。

SQ 6 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
90	(61.1)	(34.4)	(4.4)

SQ 7 警察に届けた理由

総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである/重大な事件である	犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めたため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
55	(25.5)	(1.8)	(58.2)	(72.7)	(65.5)	(9.1)	(7.3)	-	-

注 1 前問(SQ6)で「はい」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ 8 警察の対応の満足度

総数	満足した	不満であった	わからない
55	(60.0)	(32.7)	(7.3)

注 SQ6で「はい」とした者のみが回答。

SQ 9 警察の対応の不満理由

総数	十分な対応をしない	関心を持たなかった	犯人を見つけれなかった/又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなかった	適切な扱いを受けなかった/失礼だった	到着するのが遅かった	その他	わからない
18	(55.6)	(11.1)	(44.4)	(27.8)	(50.0)	(11.1)	(11.1)	(27.8)	-

注 1 前問(SQ8)で「不満であった」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ10 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

総数	はい	いいえ
55	-	(100.0)

SQ11 犯罪被害者支援サービスは役立つか

総数	役に立たなかった	役に立った	わからない
55	(25.5)	(40.0)	(34.5)

注 前問（SQ10）で「いいえ」とした者のみが回答。

SQ12 警察に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない／損失がない	自分で解決した／犯人を知っていた	警察には向かない事件／警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできまない／証拠がない	警察は何もしてくれない	警察が怖い／嫌い／警察の関与を望まない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
31	(51.6)	(12.9)	(3.2)	(3.2)	(6.5)	-	(9.7)	-	(3.2)	-	(32.3)	-

注 1 SQ6で「いいえ」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ13 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
90	(36.7)	(33.3)	(22.2)	(7.8)

Q17 不法侵入未遂の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない／思い出せない
58	(3.4)	(29.3)	(44.8)	(22.4)

注 1 Q6で「あり」とした者のみが回答。
2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
17	(58.8)	(29.4)	(11.8)	-	-	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
58	(36.2)	(43.1)	(20.7)

注 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
58	(25.9)	(37.9)	(17.2)	(19.0)

Q18 強盗の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない/思い出せない
13	-	(7.7)	(76.9)	(15.4)

注 1 Q7で「あり」とした者のみが回答。
 2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
1	(100.0)	-	-	-	-	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
13	(7.7)	(15.4)	-	(30.8)	(7.7)	(15.4)	(23.1)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、納屋、私設車道を含む。
 2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 犯人の人数

総数	1人	2人	3人以上	わからない
13	(30.8)	(7.7)	(38.5)	(23.1)

SQ4 犯人の認識度

総数	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を知っていた	(少なくとも1人は)名前を知っていた	犯人を見なかった	無回答
13	(38.5)	(23.1)	(15.4)	-	(23.1)

SQ5 犯人の凶器所持の有無

総数	はい	いいえ	わからない
13	(23.1)	(23.1)	(53.8)

SQ6 凶器の種類

総数	ナイフ	銃	その他の凶器/棒	凶器になりそうな物	わからない
3	(33.3)	-	(33.3)	(33.3)	-

注 1 前問(SQ5)で「はい」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ7 凶器は銃であったか

総数	拳銃	銃身の長い銃(散弾銃,ライフル等)	わからない
-	-	-	-

注 1 前問(SQ6)で「銃」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ8 凶器は使われたか

総数	はい	いいえ
3	(100.0)	-

注 SQ5で「はい」とした者のみが回答。

SQ9 何かを奪い取られたか

総数	はい	いいえ	無回答
13	(53.8)	(23.1)	(23.1)

SQ10 警察に届けられたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
13	(30.8)	(46.2)	(23.1)

SQ11 警察に届けた理由

総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである/重大な事件である	犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めたため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
4	(50.0)	-	(50.0)	(50.0)	(50.0)	(25.0)	-	-	-

注 1 前問 (SQ10) で「はい」とした者のみが回答。
 2 重複選択による。

SQ12 警察の対応の満足度

総数	満足した	不満であった	わからない
4	(25.0)	(75.0)	-

注 SQ10で「はい」とした者のみが回答。

SQ13 警察の対応の不満理由

総数	十分な対処がなかった	関心を持たなかった	犯人を見つけたらなかつた又は逮捕できなかった	自分の財産を取り戻せなかった	十分な経過通知がなかった	適切な扱いを受けなかった/失礼だった	到着するのが遅かった	その他	わからない
3	(66.7)	-	(33.3)	(66.7)	-	(33.3)	-	(33.3)	-

注 1 前問 (SQ12) で「不満であった」とした者のみが回答。
 2 重複選択による。

SQ14 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

総数	はい	いいえ
4	-	(100.0)

SQ15 犯罪被害者支援サービスは役立つか

総数	役に立たなかった	役に立った	わからない
4	(75.0)	(25.0)	-

注 前問（SQ14）で「いいえ」とした者のみが回答。

SQ16 警察に届け出なかった理由

総数	それほど重大ではない／損失がない	自分で解決した／犯人を知っていた	警察には向かない事件／警察は必要ない	代わりに別の機関に届け出た	家族が解決した	保険に入っていない	警察は何もできな／証拠がない	警察は何もしない	警察が怖い／嫌い／警察の関与を望まない	(復讐の恐れから) あえてしない	その他	わからない
6	(83.3)	(16.7)	-	(16.7)	-	-	(33.3)	-	-	-	-	-

注 1 SQ10で「いいえ」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ17 警察に届けたかどうか（再確認の設問）

総数	はい	いいえ	わからない
6	(16.7)	(83.3)	-

SQ18 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
13	(23.1)	(23.1)	(30.8)	(23.1)

Q19 窃盗の被害に関する詳細

総数	今年	昨年（1999年）	それ以前	わからない／思い出せない
60	(6.7)	(16.7)	(66.7)	(10.0)

注 1 Q8で「あり」とした者のみが回答。

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年（1999年）」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
10	(100.0)	-	-	-	-	-

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
60	(10.0)	(23.3)	(11.7)	(31.7)	(6.7)	(6.7)	(10.0)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、私設車道を含む。

2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 スリであったか

総数	はい	いいえ	わからない
60	(25.0)	(65.0)	(10.0)

SQ4 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
60	(43.3)	(46.7)	(10.0)

SQ5 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
60	(43.3)	(35.0)	(11.7)	(10.0)

Q20 性的暴行の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない/思い出せない
31	-	(35.5)	(61.3)	(3.2)

注 1 Q9で「あり」とした者のみが回答。

2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
11	(36.4)	(9.1)	(9.1)	(9.1)	(27.3)	(9.1)

注 前問で、「昨年（1999年）」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
31	(3.2)	(22.6)	(19.4)	(29.0)	(22.6)	-	(3.2)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、納屋、私設車道を含む。
2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 犯人の人数

総数	1人	2人	3人以上	わからない
31	(67.7)	(9.7)	(6.5)	(16.1)

SQ4 犯人の認識度

総数	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を知らっていた	(少なくとも1人は)名前を知っていた	犯人を見なかった	無回答
31	(67.7)	(12.9)	(9.7)	(6.5)	(3.2)

SQ5 犯人との関係

総数	配偶者、パートナー(その時点で)	元配偶者、元パートナー(その時点で)	恋人(その時点で)	元恋人(その時点で)	家族・親戚	親しい友人	一緒に働いていた/働いたことのある人	上記の誰でもない	回答拒否
3	-	-	-	-	-	-	(100.0)	-	-

注 1 前問（SQ4）で「（少なくとも1人は）名前を知っていた」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ6 犯人の凶器所持の有無

総数	はい	いいえ	わからない
31	-	(80.6)	(19.4)

SQ7 凶器の種類

総数	ナイフ	銃	その他の凶器/棒	凶器になりそうな物	わからない
-	-	-	-	-	-

注 1 前問 (SQ6) で「はい」とした者のみが回答。
 2 重複選択による。

SQ8 凶器は使われたか

総数	はい	いいえ
-	-	-

注 SQ6で「はい」とした者のみが回答。

SQ9 事件の内容

総数	レイプ	レイプ未遂	強制わいせつ	(痴漢, セクハラなど) 許し難い行為	わからない
31	-	(3.2)	(6.5)	(83.9)	(6.5)

SQ10 事件を犯罪と思うか

総数	はい	いいえ	わからない
31	(71.0)	(19.4)	(9.7)

SQ11 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
31	(9.7)	(87.1)	(3.2)

SQ12 警察に届けた理由

総数	犯罪は届け出るべきである/重大な事件である	犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めるため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
3	(66.7)	(100.0)	(66.7)	(33.3)	-	-	-

注 1 前問 (SQ11) で「はい」とした者のみが回答。
 2 重複選択による。

SQ13 警察の対応の満足度

総数	満足した	不満であった	わからない
3	(33.3)	(66.7)	-

注 SQ11で「はい」とした者のみが回答。

SQ14 警察の対応の不満理由

総数	十分な対応を しなかった	関心を持たな かった	犯人を見つ けられなかつ た又は逮捕 できなかった	十分な経過通 知がなされな かった	適切な扱いを 受けなかつた /失礼だった	到着するの が遅かった	その他	わからない
2	(50.0)	(50.0)	(100.0)	(50.0)	(50.0)	-	-	-

注 1 前問 (SQ13) で「不満であった」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ15 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

総数	はい	いいえ
3	-	(100.0)

SQ16 犯罪被害者支援サービスは役立つか

総数	役に立たな かった	役に立った	わからない
3	-	(66.7)	(33.3)

注 前問 (SQ15) で「いいえ」とした者のみ回答。

SQ17 警察に届け出なかった理由

総数	それほど重大 ではない/損 失がない	自分で解決し た/犯人を 知っていた	警察には向か ない事件/警 察は必要ない	代わりに別の 機関に届け出 た	家族が解決し た	警察は何もで きない/証拠 がない	警察は何もし てくれない	警察が怖い/ 嫌い/警察の 関与を望まな い	(復讐の恐れ から)あえて しない	その他	わからない
27	(37.0)	(7.4)	(7.4)	(3.7)	(3.7)	(22.2)	(7.4)	-	(14.8)	(44.4)	(3.7)

注 1 SQ11で「いいえ」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

SQ18 警察に届けたかどうか(再確認の設問)

総数	はい	いいえ	わからない
27	(3.7)	(96.3)	-

SQ19 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
31	(19.4)	(54.8)	(22.6)	(3.2)

Q21 暴行・脅迫の被害に関する詳細

総数	今年	昨年(1999年)	それ以前	わからない/思い出せない
47	(2.1)	(19.1)	(59.6)	(19.1)

注 1 Q10で「あり」とした者又はQ10-SQ1で「はい」とした者のみが回答。
 2 複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は「昨年(1999年)」とし、「今年」と「それ以前」の双方にあった場合は「今年」とした。

SQ1 昨年の被害回数

総数	1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない
9	(66.7)	-	(11.1)	-	(11.1)	(11.1)

注 前問で、「昨年(1999年)」とした者のみが回答。

SQ2 被害場所

総数	自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない
47	(27.7)	(19.1)	(14.9)	(8.5)	(8.5)	(2.1)	(19.1)

注 1 「自宅」には、車庫、納屋、納車道を含む。
 2 直近の事件についてきている。以下の設問も同じ。

SQ3 犯人の人数

総数	1人	2人	3人以上	わからない
47	(53.2)	(17.0)	(8.5)	(21.3)

SQ4 犯人の認識度

総数	犯人を知らなかった	(少なくとも1人は)顔を知らなかった	(少なくとも1人は)名前を知っていた	犯人を見なかった	無回答
47	(40.4)	(10.6)	(25.5)	(4.3)	(19.1)

SQ5 犯人との関係

総数	配偶者、パートナー(その時点で)	元配偶者、元パートナー(その時点で)	恋人(その時点で)	元恋人(その時点で)	家族・親戚	親しい友人	一緒に働いていた/働いたことのある人	上記の誰でもない	回答拒否
12	(16.7)	-	-	(8.3)	(16.7)	(8.3)	(8.3)	(41.7)	-

注 1 前問(SQ4)で「(少なくとも1人は)名前を知っていた」とした者のみが回答。
 2 重複選択による。

SQ6 事件の内容

総数	脅迫されただけ	暴力をふるわれた	わからない
47	(55.3)	(21.3)	(23.4)

SQ7 犯人の凶器所持の有無

総数	はい	いいえ	わからない
36	(8.3)	(80.6)	(11.1)

注 前問(SQ6)で「脅迫されただけ」「暴力をふるわれた」とした者のみが回答。

SQ8 凶器の種類

総数	ナイフ	銃	その他の凶器/棒	凶器になりそうな物	わからない
3	-	-	(66.7)	(33.3)	-

注 1 前問(SQ7)で「はい」とした者のみが回答。
 2 重複選択による。

SQ9 凶器使用の有無

総数	はい	いいえ
3	(33.3)	(66.7)

注 SQ7で「はい」とした者のみが回答。

SQ10 凶器使用によるけがの有無

総数	はい	いいえ
36	(13.9)	(86.1)

SQ11 治療の有無

総数	はい	いいえ
5	(40.0)	(60.0)

注 SQ10で「はい」とした者のみが回答。

SQ12 事件を犯罪と思うか

総数	はい	いいえ	わからない
47	(46.8)	(19.1)	(34.0)

SQ13 警察に届けたかどうか

総数	はい	いいえ	わからない
47	(21.3)	(59.6)	(19.1)

SQ14 警察に届けた理由

総数	財産を取り戻すため	保険金を得るため	犯罪は届け出るべきである/重大な事件である	犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから	再発を防ぐため	助けを求めため	犯人からの賠償を得るため	その他	わからない
10	-	-	(40.0)	(40.0)	(50.0)	(50.0)	(10.0)	-	-

注 1 前問 (SQ13) で「はい」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ15 警察の対応の満足度

総数	満足した	不満であった	わからない
10	(30.0)	(70.0)	-

注 SQ13で「はい」とした者のみが回答。

SQ16 警察の対応の不満理由

総数	十分な対応を しなかった	関心を持たな かった	犯人を見つ けられなかつた 又は逮捕でき なかつた	自分の財産を 取り戻せな かった	十分な経過通 知がなされな かった	適切な扱いを 受けなかつた ／失礼だつた	到着するの が遅かつた	その他	わからない
7	(57.1)	(28.6)	-	-	(14.3)	(71.4)	(14.3)	(28.6)	-

注 1 前問 (SQ15) で「不満であった」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ17 犯罪被害者専門機関からの援助の享受

総数	はい	いいえ
10	-	(100.0)

SQ18 犯罪被害者支援サービスは役立つか

総数	役に立たな かつた	役に立った	わからない
10	(10.0)	(60.0)	(30.0)

注 前問 (SQ17) で「いいえ」とした者のみが回答。

SQ19 警察に届け出なかつた理由

総数	それほど重大 ではない／損 失がない	自分で解決し た／犯人を 知っていた	警察には向か ない事件／警 察は必要ない	代わりに別の 機関に届け出 た	家族が解決し た	保険に入つて いない	警察は何も きかない／証拠 がない	警察は何もし てくれない	警察が怖い／ 嫌い／警察の 関与を望まな い	(復讐の恐れ から) あえて しない	その他	わからない
28	(32.1)	(21.4)	(17.9)	(10.7)	(7.1)	-	(25.0)	(14.3)	(7.1)	(3.6)	(25.0)	-

注 1 SQ13で「いいえ」とした者のみが回答。

2 重複選択による。

SQ20 警察に届けたかどうか（再確認の設問）

総数	はい	いいえ	わからない
28	(14.3)	(85.7)	-

SQ21 事件の重大性

総数	とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	無回答
47	(36.2)	(19.1)	(23.4)	(21.3)

Q22 消費者詐欺の被害

総数	はい	いいえ	わからない
2,211	(2.3)	(97.1)	(0.6)

SQ1 被害場所

総数	建設、建築、修繕作業	自動車修理工場で行われた作業	ホテル、レストラン、飲食店	お店	それ以外	わからない
50	(4.0)	-	(6.0)	(36.0)	(54.0)	-

注 前問で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ2 警察に届けたか

総数	はい	いいえ	わからない
50	(2.0)	(98.0)	-

SQ3 警察以外の機関へ届け出たか

総数	はい	いいえ	わからない
49	(10.2)	(89.8)	-

注 前問（SQ2）で「いいえ」とした者のみが回答。

Q23 汚職

総数	はい	いいえ	わからない
2,211	(0.0)	(99.4)	(0.6)

SQ1 汚職にかかわっていた職員

総数	政府の役人	税関の職員	警察官	検査官・ 監督官等	その他	回答拒否
1	(100.0)	-	-	-	-	-

注 前問(SQ1)で「はい」とした者のみが回答。以下の設問も同じ。

SQ2 警察に届け出たか

総数	はい	いいえ	わからない
1	-	(100.0)	-

SQ3 警察以外の機関へ届け出たか

総数	はい	いいえ	わからない
1	-	(100.0)	-

注 前問(SQ2)で「いいえ」とした者のみが回答。

【犯罪に対する不安】

Q24 居住地域における夜間の一人歩きに対する不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
2,211	(12.4)	(65.2)	(19.9)	(2.5)	(0.0)

Q25 自宅に夜間一人でいることの不安

総数	とても安全	まあまあ安全	やや危ない	とても危ない	無回答
2,211	(23.9)	(67.3)	(8.1)	(0.7)	(0.0)

Q26 不法入の被害に遭う不安

総数	非常にあり得る	あり得る	あり得ない	わからない
2,211	(1.9)	(32.0)	(52.8)	(13.3)

【警察活動について】

Q27 警察の防犯活動に関する認識

総数	非常に良く やっている	まあまあ良く やっている	やや不十分で ある	非常に不十分 である	わからない
2,211	(6.0)	(47.7)	(24.6)	(5.1)	(16.6)

Q28 警察の親切さに関する認識

総数	全く同感	どちらかと 言えば同感	どちらかと 言えば反対	全く反対	わからない
2,211	(10.4)	(49.1)	(16.0)	(3.5)	(21.0)

Q29 住んでいる地域の人口

総数	居住者は 10,000人 以下	10,001～ 50,000人	50,001～ 100,000人	100,001～ 500,000人	500,001～ 1,000,000人	居住者は 1,000,001人 以上	わからない
2,211	(9.1)	(16.9)	(10.9)	(24.6)	(6.1)	(8.7)	(23.7)

【量刑について】

Q30 犯罪者に適当な刑

総数	罰金	懲役	執行猶予	その他	わからない
2,211	(17.6)	(50.2)	(18.5)	(0.7)	(12.9)

Q31 犯罪者に適当な懲役期間

総数	1か月未満 6か月未満	1か月以上 6か月未満	6か月以上 12か月未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
1,111	(5.7)	(18.9)	(23.0)	(22.8)	(11.1)	(4.3)	(1.8)	(2.7)	(0.8)	(1.3)	(0.3)	(0.1)
										25年以上の 有期刑	無期刑	わからない
										(0.1)	(0.6)	(6.6)

注 前問(Q30)で「懲役」とした者のみが回答。

【個人及び世帯についての情報】

Q32 年齢

総数	16～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上
2,211	(4.7)	(5.1)	(5.9)	(7.6)	(7.8)	(8.1)	(10.1)	(10.6)	(10.8)	(9.3)	(8.4)	(11.6)

Q33 住居形態

総数	アパート/ マンション	テラスハウス	一戸建て住宅	公共の建物 (病院、老人ホーム)	その他
2,211	(17.5)	(1.8)	(79.8)	-	(0.9)

SQ1 住居の防犯設備

総数	侵入防止警 報機	特別のドア 鍵	特別の窓/ ドア格子	番犬	高い塀	管理人/ ガードマン	互いの家を監視 するための隣の との助け合いの 申し合わせ	これらでは 護られない
2,211	(3.7)	(9.9)	(5.3)	(16.8)	(2.2)	(3.5)	(14.2)	(55.7)

注 1 前問で「アパート/マンション」「テラスハウス」「一戸建て住宅」とした者のみが回答。
2 重複選択による。

Q34 青少年犯罪対策

総数	両親による厳し いしつけ/より 良い子育て/法 律を尊重するこ とを教える家庭 教育	学校でのよ り厳しいし つけ/より 良い教育	貧困を減ら す/雇用を 改善する	より良い警 察活動/警 官の増員	犯罪に対す る刑を重く する/刑罰 を厳しくす る	その他	わからない
2,211	(85.0)	(48.0)	(19.4)	(26.8)	(48.1)	(5.2)	(3.6)

注 重複選択による。

Q35 銃器の所有

総数	はい	いいえ	回答拒否	わからない
2,211	(1.0)	(98.9)	(0.1)	-

SQ1 所有している銃の種類

総数	拳銃	散弾銃	ライフル	空気銃	その他の銃	回答拒否	わからない
22	-	(27.3)	(9.1)	(45.5)	(18.2)	-	(4.5)

注 重複選択による。

SQ2 銃の所有理由

総数	狩猟のため	射撃(スポーツ)	取集物として(コレクションアイテム)	犯罪の防止/自衛のため	これまでずっと家にあったから	回答拒否
22	(45.5)	(13.6)	(45.5)	-	(9.1)	-

注 重複選択による。

Q36 夜間外出頻度

総数	ほとんど毎日	少なくとも週1回	少なくとも月1回	月1回以下	決して外出しない	わからない
2,211	(2.2)	(19.1)	(18.4)	(35.3)	(24.0)	(1.0)

Q37 就労状況

総数	働いている	求職中である(失業中)	主婦・主夫	無職(定年退職者等)	学校に行っている(学生)	その他
2,211	(62.8)	(1.1)	(17.6)	(12.7)	(5.7)	-

Q38 教育歴(学校教育年数)

総数	12年未満	12年間	13～15年	16～18年	19年以上	わからない	平均年数(年)
2,211	(28.0)	(37.6)	(13.8)	(14.0)	(0.6)	(6.0)	12.0

Q39 世帯収入が758万円よりも上か下か

総数	758万円より下	758万円より上	わからない／回答拒否
2,211	(51.9)	(32.4)	(15.7)

SQ1 世帯収入が396万円よりも上か下か

総数	396万円より高い	396万円より低い	わからない
1,148	(59.1)	(36.5)	(4.4)

注 前問で「758万円より下」とした者のみが回答。

SQ2 世帯収入が1,024万円よりも上か下か

総数	1,024万円より高い	1,024万円より低い	わからない
716	(36.0)	(54.7)	(9.2)

注 前問で「758万円より上」とした者のみが回答。

SQ1及びSQ2のまとめ

総数	758万円より下			758万円より上		
	396万円より低い	396万円より高い	わからない	1,024万円より低い	1,024万円より高い	わからない
2,211	(19.0)	(30.7)	(2.3)	(17.7)	(11.7)	(3.0)
						(15.7)

Q40 世帯収入の満足度

総数	満足している	まあまあ満足している	不満である	とても不満である
2,211	(11.5)	(58.1)	(27.5)	(2.8)

Q41 婚姻関係

総数	独身 (未婚)	既婚	同棲(結婚は していない)	離婚/別居	配偶者が死亡	回答拒否
2,211	(18.9)	(71.5)	(0.3)	(2.4)	(6.4)	(0.5)

Q42 世帯当たりの人員

総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
2,211	(6.0)	(21.6)	(21.1)	(24.2)	(14.4)	(12.7)	(0.0)

SQ1 世帯の16歳以上の人数

総数	1人	2人	3人	4人以上
2,078	(1.0)	(37.2)	(24.2)	(37.7)

注 前問で「2人」以上でした者のみが回答。

SQ2 世帯の16歳以上の男性の人数

総数	1人	2人	3人	4人以上	0人
2,078	(47.6)	(35.3)	(12.1)	(2.7)	(2.3)

2 質問紙（日本語版）

第6555号

国際犯罪被害実態調査

平成12年1月

支局番号		地点番号			対象番号		調査員名	点検者名

Q1 【調査員記入】

シート=01

(性別)

1
男性

2
女性

⑩

《まず、はじめに車に関する犯罪被害についてお聞きします。》

Q2 過去5年間、すなわち1995年（平成7年から）から、あなたの世帯で、自家用の乗用車、バン、トラックを所有していた人はいましたか。

1
はい
↓

2
いいえ
└─ (Q3へ)

⑪

Q2-SQ1 過去5年間に、あなたの世帯で使っていた車は何台あることが多かったですか。

1 2 3 4 5 6
1台 2台 3台 4台 5台以上 わからない

⑫

Q2-SQ2 過去5年間に、あなた又はあなたの世帯で自家用の乗用車、バン、トラックを盗まれたことがありますか。

1 2 3
ある ない わからない

⑬

Q2-SQ3 それでは車の盗難以外に過去5年間に、あなた又はあなたの世帯でカーラジオなどの車に置いてあった物、又は車のミラーやタイヤなどの車の部品を盗まれたことがありますか。車の破損はここに含めないでください。また、車の盗難時に起きた車上盗難も含めないでください。

1 2 3
はい いいえ わからない

⑭

Q2-SQ4 盗難とは別に、過去5年間に、あなたの世帯が保有する自家用の乗用車、バン、トラックが故意に傷つけられたり破損されたりしたことがありますか。自分が故意であると考える場合は含めてください。なお、交通事故は含めないでください。

1 2 3
ある ない わからない

⑮

《原付自転車、スクーター、オートバイに関する犯罪被害についてお聞きします。》

Q 3 過去5年間、あなたの世帯で原付自転車、スクーター、オートバイを保有していた人がいましたか。

<p>1 はい ↓</p>	<p>2 いいえ └─ (Q 4へ)</p>
------------------------------	---------------------------------------

⑰

Q 3-SQ 1 過去5年間に、あなたの世帯で使っていた原付自転車、スクーター、オートバイは何台あることが多かったですか。

1	2	3	4	5	6
1台	2台	3台	4台	5台	わからない

⑱

Q 3-SQ 2 過去5年間に、あなた又はあなたの世帯で原付自転車、スクーター、オートバイが盗まれたことがありますか。

1 ある	2 ない	3 わからない
----------------	----------------	-------------------

⑲

《自転車に関する犯罪被害についてお聞きします。》

Q 4 過去5年間に、あなたの世帯で自転車を保有していた人がいましたか。子どもの自転車を含めます。

<p>1 はい ↓</p>	<p>2 いいえ └─ (Q 5へ)</p>
------------------------------	---------------------------------------

⑳

Q 4-SQ 1 過去5年間に、あなたの世帯で使っていた自転車は何台のことが多かったですか。

1	2	3	4	5	6
1台	2台	3台	4台	5台以上	わからない

㉑

Q 4-SQ 2 過去5年間に、あなた又はあなたの世帯で自転車が盗まれたことがありますか。子どもの自転車を含めます。

1 はい	2 いいえ	3 わからない
----------------	-----------------	-------------------

㉒

《次に、お宅への不法侵入被害についてお聞きします。》

Q 5 過去5年間に、誰かがあなたの家又はアパートに許可なく入り込み、何かを盗んだ、又は盗もうとしたことがありましたか。ここでは、車庫、納屋、物置、倉庫は家には含めません。また、地下室は含めますが、別荘での盗難は含めません。

1 ある	2 ない	3 わからない
----------------	----------------	-------------------

㉓

Q 6 今お答えいただいたことは別に、過去5年間に、誰かがあなたの家やアパートの中に侵入しようとした形跡がありましたか。例えば、鍵やドア、窓が壊されたり、鍵の周りに傷跡などがありましたか。

1 はい	2 いいえ	3 わからない
----------------	-----------------	-------------------

㉔

《次に、あなた自身に起こったことについてお聞きします。既にお答えいただいた事項や世帯の他の人について起こったことは含めないでください。》

Q7 過去5年間に、あなたは暴力又は脅迫により何かを盗まれた（強盗事件に遭われた）ことがありますか。また、誰かに暴力や脅迫によって何かを奪われそうになったことがありますか。スリの被害は除いてください。

1 あ る	2 な い	3 わ かり ない	㉔
----------	----------	--------------	---

Q8 窃盗は、暴力を伴う強盗とは異なり、スリや財布、衣類、宝石、スポーツ用具を盗むことなど様々です。これらは職場、学校、飲食店、公共の交通機関、海岸、町中などで起こり得ます。すでにお聞きした家での被害を除いて、過去5年間にあなた自身がこれらの盗難の被害者となったことがありますか。

1 あ る	2 な い	3 わ かり ない	㉕
----------	----------	--------------	---

《ここからは、これまでにあなた自身が被害者となった暴力犯罪についてお聞きしたいと思います。》

(女性の方に)

Q9 次はお答えしにくい質問かもしれませんが、ご容赦下さい。人はしばしば性的な目的のために他人を掴んだり、触ったり、暴行を加えたりすることがあり、それが実に許し難い場合があります。これは家又はその他の場所、飲食店、町中、学校、公共の交通機関、映画館、海岸、職場などで起こり得ます。過去5年間に、あなたはこれらの行為による被害を受けたことがありますか。ゆっくり考えてください。家庭内の性的暴行を含めてお考えください。

1 あ る	2 な い	3 わ かり ない	㉖
----------	----------	--------------	---

(全員の方に)

Q10 今までお聞きした事件を別として、過去5年間に、家又は飲食店、町中、学校、公共の交通機関、海岸、あなたの職場などで、本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を受けたことがありますか。家庭内暴力を含めてください。（調査員注：男性に対する性的暴力が上げられた場合は含めてください。）

1 あ る	2 な い	3 わ かり ない	㉗
----------	----------	--------------	---

└ (Q11へ)

Q10-SQ1 ゆっくりとお考えください。この種の事件は、あなたのパートナー、家族、親しい友人が関係していることがあります。これまでに述べた事件は別にして、過去5年間に、あなたは自分が知っている相手から本当に恐怖を感じるような暴行や脅迫を個人的に受けたことがありますか。

1 は い	2 い い え	3 わ かり ない	4 回 答 拒 否	㉘
----------	------------	--------------	--------------	---

《ここからは、あなた又はあなたの世帯に対して起こった犯罪について詳しくお聞きします。》

Q2-SQ2で「1 車が盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ12へ

Q11 車の盗難についてお聞きします。それが起こった時期はいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年（1999年）に○をする》
（「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

1	2	3	4	③①
今年	昨年（1999年）	それ以前	わからない／思い出せない	
└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	
(Q11-SQ2へ)		(Q11-SQ2へ)		

Q11-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	③②
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q11-SQ2 [回答票1] (最も最近の)車の盗難にあったのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	7	③③
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		
自宅（車庫、納屋、 私設車道を含む）	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない	

Q11-SQ3 (最も最近の事件で)盗難にあった車は戻りましたか。

1	2	③④
はい	いいえ	

Q11-SQ4 (最も最近の事件のとき)あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

1	2	3	③⑤
はい	いいえ	わからない	

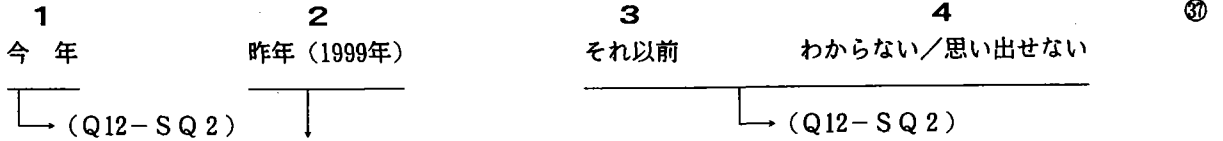
Q11-SQ5 すべてのことを考慮に入れると、その事件はどの程度あなた又はあなたの世帯にとって重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1	2	3	③⑥
とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	

Q2-SQ3で「1 車上盗難にあったことがある」と答えた人に、それ以外はQ13へ

Q12 あなたがさきほど、回答された車上盗難が起こったのはいつですか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年（1999年）に○をする》
 （「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）



Q12-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ㉑ |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない | |

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q12-SQ2 [回答票1] (最も最近の) 車上盗難が起こったのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-----------------------|------|-----|------|-----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ㉒ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | (キ) | |
| 自宅（車庫、納屋、
私設車道を含む） | 自宅付近 | 職場 | 市町村内 | 国内 | 海外 | わからない | |

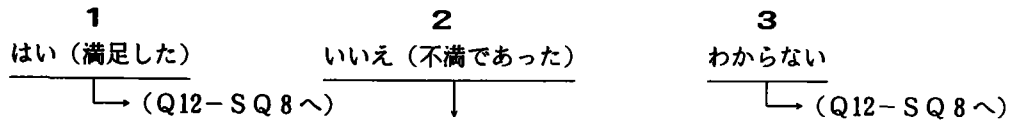
Q12-SQ3 (最も最近の事件のとき) あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|---------|------------------|------------------|---|
| 1
はい | 2
いいえ | 3
わからない | ㉓ |
| | | | |
| └─┬─┘ | └─┬─┘ (Q12-SQ7へ) | └─┬─┘ (Q12-SQ8へ) | |

Q12-SQ4 [回答票2] 届け出たのは、どういう理由からですか。あなたが届け出ていない場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M. A.)

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | (ア) 財産を取り戻すため | |
| 2 | (イ) 保険金を得るため | |
| 3 | (ウ) 犯罪は届け出るべきである／重大な事件である | |
| 4 | (エ) 犯人を捕まえてほしい／処罰してほしいから | ㉔ |
| 5 | (オ) 再発を防ぐため | |
| 6 | (カ) 助けを求めするため | |
| 7 | (キ) 犯人からの賠償を得るため | |
| 8 | (ク) その他 () | |
| 9 | わからない | |

Q12-SQ5 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



Q12-SQ6 [回答票3] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 (ア) 十分な対応をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
- 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
- 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 7 (キ) 到着するのが遅かった
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

(ここまで聞けばQ12-SQ8へ)

(Q12-SQ3で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q12-SQ7 [回答票4] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 (ア) それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ) 自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ) 警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ) 代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ) 家族が解決した
- 6 (カ) 保険に入っていない
- 7 (キ) 警察は何もできない/証拠がない
- 8 (ク) 警察は何もしてくれない
- 9 (ケ) 警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 10 (コ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 (サ) その他 ()
- 12 わからない

Q12-SQ8 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|----------|----------|------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑤ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q2-SQ4で「1 車が破損されたことがある」と答えた人に、それ以外はQ14へ

Q13 あなたの車への破損行為がなされたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合、2の昨年（1999年）に○をする》
（「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

1	2	3	4	⑤
今 年	昨 年 (1999年)	それ以前	わからない／思い出せない	
└─┬─┘	┆	┆	└─┬─┘	
(Q13-SQ2へ)			(Q13-SQ2へ)	

Q13-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	⑥
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q13-SQ2〔回答票5〕（最も最近の）車が破損されたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は、国内、海外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	7	⑦
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		
自宅（車庫、納屋、 私設車道を含む）	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わから ない	

Q13-SQ3（最も最近の事件のとき）あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

1	2	3	⑧
は い	いいえ	わからない	

Q13-SQ4 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

1	2	3	⑨
とても重大	ある程度重大	それほど重大ではない	

Q3-SQ2で「1 原付自転車、スクーター、オートバイが盗まれた」と答えた方に、それ以外はQ15へ

Q14 あなたの原付自転車、スクーター、オートバイの盗難についてお聞きます。それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《盗難に複数回遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年（1999年）に○をすること》
（「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

1	2	3	4	⑩
今 年	昨 年 (1999年)	それ以前	わからない／思い出せない	
└─┬─┘	┆	┆	└─┬─┘	
(Q14-SQ2へ)			(Q14-SQ2へ)	

Q14-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	⑪
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q14-SQ2〔回答票6〕（最も最近の）原付自転車、スクーター、オートバイを盗まれたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-------------------|------|-----|------|-----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ⑤ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | | |
| 自宅(車庫、納屋、私設車道を含む) | 自宅付近 | 職場 | 市町村内 | 国内 | 海外 | わからない | |

Q14-SQ3（最も最近の事件のとき）あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑥ |
| はい | いいえ | わからない | |

Q14-SQ4 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのぐらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-------|--------|------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑦ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q4-SQ2で「1 自転車が盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ16へ

Q15 先にお答えいただいた自転車の盗難が起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年(1999年)ですか、それともそれ以前ですか。

《盗難に複数回遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をすること》
 (「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

- | | | | | |
|---------------|-----------|------|---------------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ⑧ |
| 今年 | 昨年(1999年) | それ以前 | わからない/思い出せない | |
| └─ (Q15-SQ2へ) | ┆ | ┆ | └─ (Q15-SQ2へ) | |

Q15-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ⑨ |
| 1回 | 2回 | 3回 | 4回 | 5回以上 | わからない | |

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q15-SQ2〔回答票6〕（最も最近の）自転車の盗難にあったのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- | | | | | | | | |
|-------------------|------|-----|------|-----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | ⑩ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | (カ) | | |
| 自宅(車庫、納屋、私設車道を含む) | 自宅付近 | 職場 | 市町村内 | 国内 | 海外 | わからない | |

Q15-SQ3（最も最近の事件のとき）あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

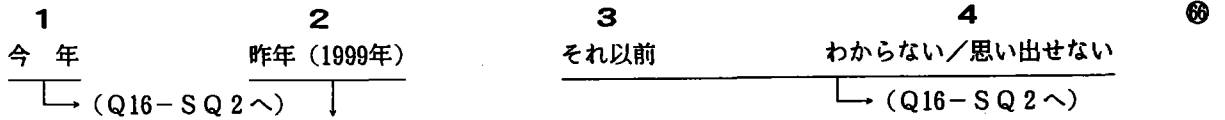
- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑪ |
| はい | いいえ | わからない | |

Q15-SQ4 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのぐらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-------|--------|------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑫ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

Q 5で「1 不法侵入者があった」と答えた方に、それ以外はQ17へ

Q16 あなたは過去5年間に誰かがあなたの家に侵入して何かを盗んだり、盗もうとしたことがあるとお答えいただきましたが、それが起こったのはいつでしたか。今年ですか、昨年(1999年)ですか、それともそれ以前ですか。《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をすること》(「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

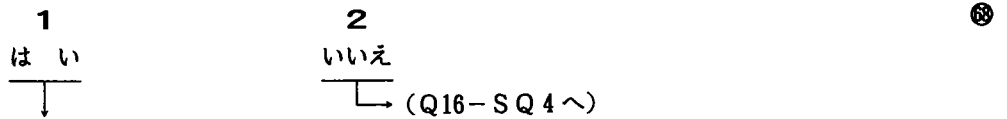


Q16-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- 1 1回, 2 2回, 3 3回, 4 4回, 5 5回以上, 6 わからない

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

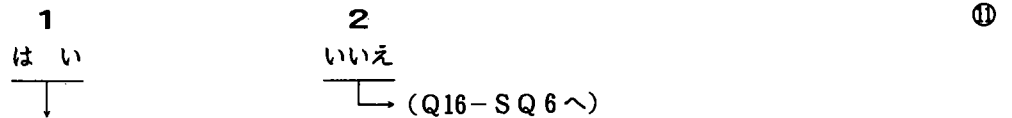
Q16-SQ2 (最も最近のとき) 実際に何かを盗まれましたか。



Q16-SQ3 あなたは盗まれた物の価格はだいたいどれぐらいだと思いますか。おおよそで結構ですからお答えください。

(十)(億)(千)(百)(十)(万)(千)(百)(十)(一) 円

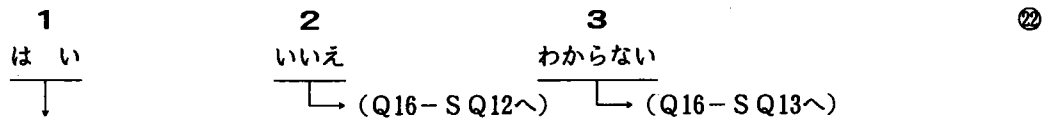
Q16-SQ4 盗まれた物以外に財産上の損害がありましたか。



Q16-SQ5 その損害の額はだいたいどれぐらいだと思いますか。おおよそで結構ですからお答えください。

(十)(億)(千)(百)(十)(万)(千)(百)(十)(一) 円

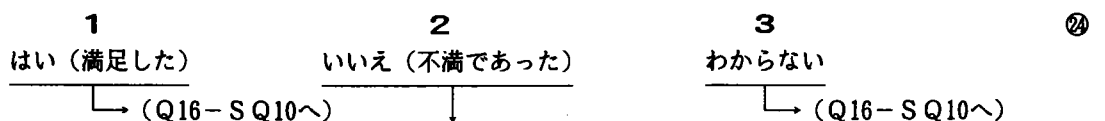
Q16-SQ6 あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。



Q16-SQ7 [回答票7] 届け出たのは、どういう理由からですか。あなたが届け出ている場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 財産を取り戻すため
- 2 (イ) 保険金を得るため
- 3 (ウ) 犯罪は届け出るべきである/重大な事件である
- 4 (エ) 犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから
- 5 (オ) 再発を防ぐため
- 6 (カ) 助けを求めるため
- 7 (キ) 犯人からの賠償を得るため
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

Q16-SQ8 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



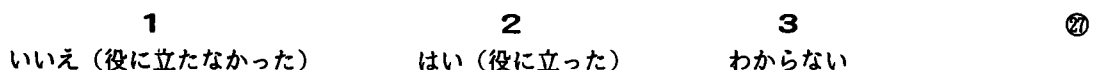
Q16-SQ9 [回答票8] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 十分な対処をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
- 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
- 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 7 (キ) 到着するのが遅かった
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

Q16-SQ10 犯罪被害者に情報を提供したり、実際の又は精神的な支援を与えるための機関を設立している国があります。あなた又はあなたの世帯は、そのような専門機関から援助を受けましたか。



Q16-SQ11 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなた又はあなたの世帯にとって役に立ったと考えますか。



(ここまで聞けばQ16-SQ13へ)

(Q16-SQ6で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)
 Q16-SQ12 [回答票9] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M.A.)

- 1 (ア) それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ) 自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ) 警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ) 代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ) 家族が解決した
- 6 (カ) 保険に入っていない
- 7 (キ) 警察は何もできない/証拠がない
- 8 (ク) 警察は何もしてくれない
- 9 (ケ) 警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 10 (コ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 (サ) その他 ()
- 12 わからない

28
29

Q16-SQ13 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどれくらい重大でしたか。非常に重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- 1 とても重大
- 2 ある程度重大
- 3それほど重大ではない

30

Q6で「1 住居侵入未遂があった」と答えた方に、それ以外はQ18へ

Q17 あなたがさきほど回答された住居侵入未遂が起こったのはいつですか。今年ですか、昨年(1999年)ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回盗難に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をする》
 (「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

- 1 今年
 - 2 昨年(1999年)
 - 3 それ以前
 - 4 わからない/思い出せない
- └ (Q17-SQ2へ) ↓ └ (Q17-SQ2へ)

31

Q17-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- 1 1回
- 2 2回
- 3 3回
- 4 4回
- 5 5回以上
- 6 わからない

32

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q17-SQ2 (最も最近の事件のとき) あなた又は誰かが、事件を警察に届け出ましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

33

Q17-SQ3 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなた及びあなたの世帯にとってどのくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- 1 とても重大
- 2 ある程度重大
- 3それほど重大ではない

34

Q7で「1 暴力や脅迫によって何かを盗まれたことがある」と答えた方に、それ以外はQ19へ

Q18 あなたがさきほど回答された強盗事件に遭われたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回強盗に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をすること》
 (「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

1	2	3	4	⑳
今 年	昨 年 (1999年)	それ以前	わからない/思い出せない	
└─┬─┐	└─┬─┐	└─┬─┐	└─┬─┐	
└─┬─┐ (Q18-SQ2へ)		└─┬─┐ (Q18-SQ2へ)		

Q18-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	㉑
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q18-SQ2 [回答票10] (最も最近の) 事件に遭われたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	7	㉒
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		
自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない	

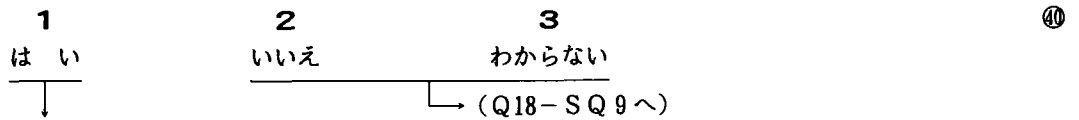
Q18-SQ3 犯人は何人でしたか。

1	2	3	4	㉓
1 人	2 人	3人以上	わからない	

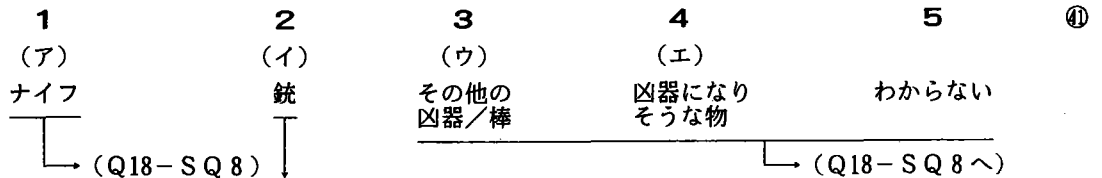
Q18-SQ4 [回答票11] (一番最近の事件について) あなたは犯罪時に犯人の名前又は顔を知っていましたか。

1	2	3	4	5	㉔
(ア) 犯人を知らなかった	(イ) (少なくとも1人は) 顔を知っていた	(ウ) (少なくとも1人は) 名前を知っていた	(エ) 犯人を見なかった	わからない	

Q18-SQ5 犯人（の中で誰か）は、ナイフや銃、その他の凶器もしくは凶器になりそうな物を持っていましたか。

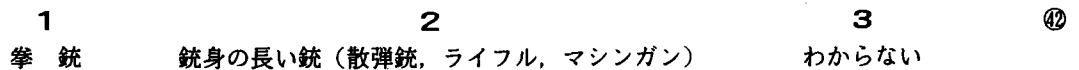


Q18-SQ6 [回答票12] それは何でしたか。(M.A.)



Q18-SQ7 それは拳銃又は銃身の長い銃でしたか。(M.A.)

《銃身の長い銃には、散弾銃、ライフル、マシンガンを含みます》



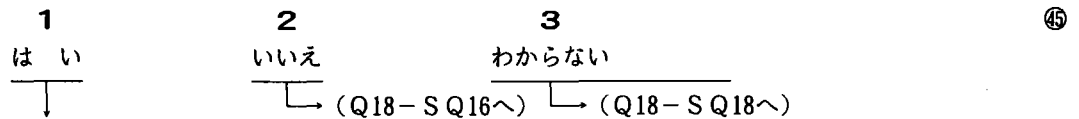
Q18-SQ8 凶器は実際に使われましたか。なお、ナイフ/その他の凶器/棒はそれを使って脅かされたり身体に触れた場合、銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。



Q18-SQ9 犯人は実際に何かを奪い取りましたか。



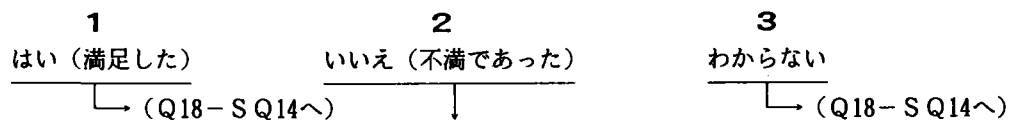
Q18-SQ10 あなた又は誰かが、その事件を警察に届け出ましたか。



Q18-SQ11 [回答票13] 届け出たのはどういう理由からですか。あなたが届け出していない場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M.A.)

- 1** (ア) 財産を取り戻すため
 - 2** (イ) 保険金を得るため
 - 3** (ウ) 犯罪は届け出るべきである/重大な事件である
 - 4** (エ) 犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから
 - 5** (オ) 再発を防ぐため
 - 6** (カ) 助けを求めるため
 - 7** (キ) 犯人からの賠償を得るため
 - 8** (ク) その他 ()
 - 9** わからない
- ④⑥

Q18-S Q12 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



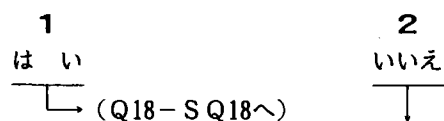
Q18-S Q13 [回答票14] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。

(M. A.)

- 1 (ア) 十分な対処をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
- 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
- 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 7 (キ) 到着するのが遅かった
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

⑤

Q18-S Q14 犯罪被害者に情報を提供したり、実際の又は精神的支援を与えるための機関を設立している国があります。あなたはそのような専門機関に連絡しましたか。



Q18-S Q15 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなたにとって役に立ったと考えますか。

- | | | | |
|----------------|------------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑦ |
| いいえ (役に立たなかった) | はい (役に立った) | わからない | |

(ここまで聞けばQ18-S Q18へ)

(Q18-S Q10で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q18-S Q16 [回答票15] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ) 自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ) 警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ) 代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ) 家族が解決した
- 6 (カ) 保険に入っていない
- 7 (キ) 警察は何もできない/証拠がない
- 8 (ク) 警察は何もしてくれない
- 9 (ケ) 警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 10 (コ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 11 (サ) その他 ()
- 12 わからない

⑧

⑨

(Q18-SQ10で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q18-SQ17 ちょっと確認させてください。あなた又は誰かが、その事件を取り扱うことができる機関に届け出ましたか。

- 1 2 3
はい いいえ わからない

58

Q18-SQ18 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなたにとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- 1 2 3
とても重大 ある程度重大 それほど重大ではない

59

Q 8で「1 窃盗の被害を受けたことがある」と答えた方に、それ以外はQ20へ

Q19 あなたがさきほど回答された、家での被害を除く窃盗に遭われたのはいつでしたか。今年ですか、昨年(1999年)ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の昨年(1999年)に○をすること》
(「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する)

- 1 2 3 4
今年 昨年(1999年) それ以前 わからない/思い出せない
└ (Q19-SQ2へ) ↓ └ (Q19-SQ2へ)

55

Q19-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- 1 2 3 4 5 6
1回 2回 3回 4回 5回以上 わからない

56

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q19-SQ2 [回答票16] (最も最近)事件に遭われたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- 1 2 3 4 5 6 7
(ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ)
自宅 自宅付近 職場 市町村内 国内 海外 わからない

57

Q19-SQ3 (最も最近の事件では)あなたが盗まれた物は抱えていたり持っていたりしたものですか。(例えば、それはスリでしたか。)

- 1 2 3
はい いいえ わからない

58

Q19-SQ4 (最も最近の事件のとき)あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- 1 2 3
はい いいえ わからない

59

Q19-SQ5 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなたにとってどれくらい重大でしたか。とても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- 1 2 3
とても重大 ある程度重大 それほど重大ではない

60

Q 9 で「1 性的暴力を受けた」と答えた方に、それ以外は Q21 へ

- Q20 あなたは性的犯罪の被害を受けたと回答されました。そのことについて伺ってもよろしいでしょうか。その事件が起こったのはいつでしたか。今年でしたか、昨年（1999年）でしたか、それともそれ以前でしたか。
 《複数回被害に遭っている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合2の昨年（1999年）に○をすること》
 （「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

1	2	3	4	⑥①
今 年	昨 年（1999年）	それ以前	わからない／思い出せない	
└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	└─┬─┘	
└─┬─┘ (Q20-SQ2へ)		└─┬─┘ (Q20-SQ2へ)		

Q20-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

1	2	3	4	5	6	⑥②
1回	2回	3回	4回	5回以上	わからない	

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q20-SQ2 [回答票17] (最も最近) 事件に遭われたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

1	2	3	4	5	6	7	⑥③
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)		
自宅	自宅付近	職場	市町村内	国内	海外	わからない	

Q20-SQ3 犯人は何人でしたか。

1	2	3	4	⑥④
1人	2人	3人以上	わからない	

Q20-SQ4 [回答票18] (最も最近の事件について) あなたは、犯罪時に犯人の名前又は顔を知っていましたか。

1	2	3	4	⑥⑤
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	
犯人を 知らなかった	(少なくとも1人は) 顔を知っていた	(少なくとも1人は) 名前を知っていた	犯人を 見なかった	
└─┬─┘ (Q20-SQ6へ)		└─┬─┘	└─┬─┘ (Q20-SQ6へ)	

Q20-SQ5 [回答票19] 犯人は、あなたの配偶者、元配偶者、パートナー、元パートナー、恋人、元恋人、家族・親戚又は親しい友人でしたか、それとも一緒に働いたことのある人でしたか。(M.A.)

《調査員注：明確でない場合、犯罪時点で元配偶者、元パートナー、元恋人であったかをはっきりさせること》

- 1 (ア) 配偶者、パートナー(その時点で)
 - 2 (イ) 元配偶者、元パートナー(その時点で)
 - 3 (ウ) 恋人(その時点で)
 - 4 (エ) 元恋人(その時点で)
 - 5 (オ) 家族・親戚
 - 6 (カ) 親しい友人
 - 7 (キ) 一緒に働いていた／働いたことのある人
 - 8 (ク) 上記の誰でもない
 - 9 回答拒否
- ⑥⑥

Q20-SQ6 犯人(の中で誰か)は、ナイフや銃、その他の凶器もしくは凶器になりそうな物を持っていましたか。

1	2	3	⑥
は い	いいえ	わからない	
↓	└─ (Q20-SQ9へ)		

Q20-SQ7 [回答票20] それは何でしたか。(M.A.)

1	2	3	4	5	⑦
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)		
ナイフ	銃	その他の凶器/棒	凶器になりそうな物	わからない	

Q20-SQ8 凶器は実際に使われましたか。なお、ナイフ/その他の凶器/棒はそれを使って脅かされたり身体に凶器が物理的に触れた場合、銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。

1	2	⑧
は い	いいえ	

Q20-SQ9 [回答票21] 事件は、レイプ(強制的なセックス)、レイプ未遂、強制わいせつ、又はあなたにとって許し難い行為(痴漢、セクハラなど)のどれに当てはまりますか。

1	2	3	4	5	⑨
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)		
レイプ	レイプ未遂	強制わいせつ	(痴漢、セクハラなど) 許し難い行為	わからない	

Q20-SQ10 あなたは事件を犯罪であると考えますか。

1	2	3	⑩
は い	いいえ	わからない	

Q20-SQ11 あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

1	2	3	⑪
は い	いいえ	わからない	
↓	└─ (Q20-SQ17へ)	└─ (Q20-SQ19へ)	

Q20-SQ12 [回答票22] 届け出たのはどういう理由からですか。あなたが届け出ない場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M.A.)

- 1** (ア) 犯罪は届け出るべきである/重大な事件である
 - 2** (イ) 犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから
 - 3** (ウ) 再発を防ぐため
 - 4** (エ) 助けを求めるため
 - 5** (オ) 犯人からの賠償を得るため
 - 6** (カ) その他 ()
 - 7** わからない
- ⑫

Q20-S Q13 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。

- | | | | |
|-----------------------------|--------------|-----------------------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑭ |
| はい (満足した) | いいえ (不満であった) | わからない | |
| └─┬─┘
└─┬─┘ (Q20-S Q15へ) | ↓ | └─┬─┘
└─┬─┘ (Q20-S Q15へ) | |

Q20-S Q14 [回答票23] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 十分な対処をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 十分な経過通知がなされなかった
- 5 (オ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 6 (カ) 到着するのが遅かった
- 7 (キ) その他 ()
- 8 わからない

⑮

Q20-S Q15 犯罪被害者に情報を提供したり、实际的又は精神的支援を与えるための機関を設立している国があります。あなたはそのような専門機関に連絡しましたか。

- | | | |
|-----------------------------|----------|---|
| 1 | 2 | ⑯ |
| はい | いいえ | |
| └─┬─┘
└─┬─┘ (Q20-S Q19へ) | ↓ | |

Q20-S Q16 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなたにとって役に立ったと考えますか。

- | | | | |
|----------------|------------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑰ |
| いいえ (役に立たなかった) | はい (役に立った) | わからない | |

(ここまで聞けばQ20-S Q19へ)

(Q20-S Q11で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q20-S Q17 [回答票24] どうして届け出なかったのですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) それほど重大ではない/損失がない
- 2 (イ) 自分で解決した/犯人を知っていた
- 3 (ウ) 警察には向かない事件/警察は必要ない
- 4 (エ) 代わりに別の機関に届け出た
- 5 (オ) 家族が解決した
- 6 (カ) 警察は何もできない/証拠がない
- 7 (キ) 警察は何もしてくれない
- 8 (ク) 警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない
- 9 (ケ) (復讐の恐れから) あえてしない
- 10 (コ) その他 ()
- 11 わからない

⑱

⑲

(Q20-S Q11で「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q20-S Q18 ちょっと確認させてください。あなた又は誰かがその事件を取り扱うことができる機関に届け出ましたか。

- | | | | |
|----------|----------|----------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑳ |
| はい | いいえ | わからない | |

Q20-SQ19 すべてのことを考慮に入れると、その事件はあなたにとってどのぐらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- 1 とても重大 2 ある程度重大 3それほど重大ではない

㊸

Q10で「1 暴行や脅迫を受けたことがある」もしくはQ10-SQ1で「1 はい」と答えた方に、それ以外はQ22へ

Q21 あなたがさきほど回答された暴行事件又は脅迫事件に遭われたのはいつでしたか。今年ですか、昨年（1999年）ですか、それともそれ以前ですか。

《複数回被害者となっている場合、少なくともそれが1999年に1回あった場合は2の（1999年）に○をすること》
（「1 今年」と「3 それ以前」の複数回答は「1 今年」を優先する）

- 1 今年 2 昨年（1999年） 3 それ以前 4 わからない／思い出せない
- └─ (Q21-SQ2へ) ↓ └─ (Q21-SQ2へ)

㊸

Q21-SQ1 それは1999年に何回ありましたか。

- 1 1回 2 2回 3 3回 4 4回 5 5回以上 6 わからない

㊸

《過去5年間に複数回被害に遭っている場合、最も最近の事件についてお答えください。》

Q21-SQ2 [回答票25]（最も最近）事件に遭われたのは、自宅、自宅付近、職場、市町村内、又は国内、海外のいずれでしたか。

- 1 (ア) 自宅 2 (イ) 自宅付近 3 (ウ) 職場 4 (エ) 市町村内 5 (オ) 国内 6 (カ) 海外 7 わからない

㊸

Q21-SQ3 犯人は何人でしたか。

- 1 1人 2 2人 3 3人以上 4 わからない

㊸

Q21-SQ4 [回答票26]（最も最近の事件について）あなたは犯罪時に犯人の名前又は顔を知っていましたか。

- 1 (ア) 犯人を知らなかった 2 (イ) (少なくとも1人は) 顔を知っていた 3 (ウ) (少なくとも1人は) 名前を知っていた 4 (エ) 犯人を見なかった
- └─ (Q21-SQ6へ) ↓ └─ (Q21-SQ6へ)

㊸

Q21-SQ5 [回答票27] 犯人は、あなたの配偶者、元配偶者、パートナー、元パートナー、恋人、元恋人、家族・親戚又は親しい友人でしたか、それとも一緒に働いたことのある人でしたか。（M.A.）

- 1 (ア) 配偶者、パートナー（その時点で） 6 (カ) 親しい友人
2 (イ) 元配偶者、元パートナー（その時点で） 7 (キ) 一緒に働いていた／働いたことのある人
3 (ウ) 恋人（その時点で） 8 (ク) 上記の誰でもない
4 (エ) 元恋人（その時点で） 9 回答拒否
5 (オ) 家族・親戚

㊸

Q21-SQ6 実際に何が起こったのか教えていただけますか。脅迫されましたか、暴力をふるわれましたか。

1	2	3	⑧
脅迫されただけ	暴力をふるわれた	わからない	
↓		└ (Q21-SQ12へ)	

Q21-SQ7 犯人（の中で誰か）は、ナイフや銃、その他の凶器もしくは凶器になりそうな物を持っていましたか。

1	2	3	⑨
はい	いいえ	わからない	
↓			
	└ (Q21-SQ10へ)		

Q21-SQ8 [回答票28] それは何でしたか。(M. A.)

1	2	3	4	5	⑩
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)		
ナイフ	銃	その他の凶器/棒	凶器になりそうな物	わからない	

Q21-SQ9 凶器は実際に使われましたか。なお、ナイフ/その他の凶器/棒はそれを使って脅かされたり身体に触れた場合、銃はそれにより脅かされたり実際に撃たれた場合を言います。

シート=03

1	2	⑪
はい	いいえ	

Q21-SQ10 その結果、あなたはけがをしましたか。

1	2	⑫
はい	いいえ	
↓		
	└ (Q21-SQ12へ)	

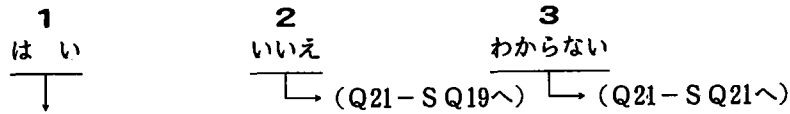
Q21-SQ11 その結果、あなたは医師又は医療関係者の治療を受けましたか。

1	2	⑬
はい	いいえ	

Q21-SQ12 あなたはその事件を犯罪であると考えますか。

1	2	3	⑭
はい	いいえ	わからない	

Q21-S Q13 あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。



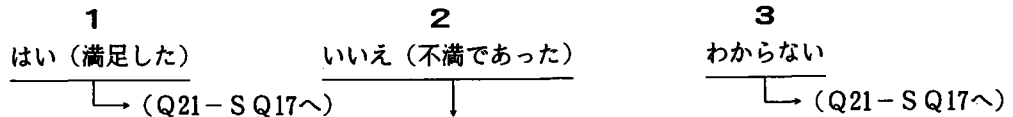
15

Q21-S Q14 [回答票29] 届け出たのはどういう理由からです。あなたが届け出ている場合は、他の人が届け出た理由をお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 財産を取り戻すため
- 2 (イ) 保険金を得るため
- 3 (ウ) 犯罪は届け出るべきである/重大な事件である
- 4 (エ) 犯人を捕まえてほしい/処罰してほしいから
- 5 (オ) 再発を防ぐため
- 6 (カ) 助けを求めるため
- 7 (キ) 犯人からの賠償を得るため
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

16

Q21-S Q15 全体的に、あなたの届け出に対する警察の対応に満足しましたか。



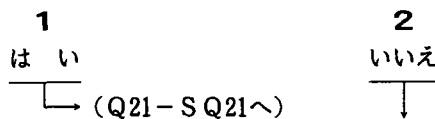
17

Q21-S Q16 [回答票30] あなたが満足できなかった理由は何ですか。いくつでもお答えください。(M. A.)

- 1 (ア) 十分な対処をしなかった
- 2 (イ) 関心を持たなかった
- 3 (ウ) 犯人を見つけられなかった又は逮捕できなかった
- 4 (エ) 自分の財産を取り戻せなかった
- 5 (オ) 十分な経過通知がなされなかった
- 6 (カ) 適切な扱いを受けなかった/失礼だった
- 7 (キ) 到着するのが遅かった
- 8 (ク) その他 ()
- 9 わからない

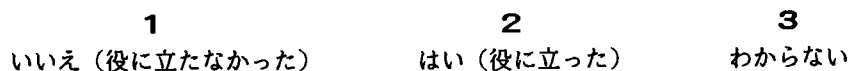
18

Q21-S Q17 犯罪被害者に情報を提供したり、实际的又は精神的支援を与えるための機関を設立している国があります。あなたはそのような専門機関から援助を受けましたか。



19

Q21-S Q18 犯罪被害者を支援する専門機関のサービスは、それがあれば、あなたにとって役に立ったと考えますか。



20

(ここまで聞けばQ21-S Q21へ)

(Q21-S Q13「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q21-S Q19 [回答票31] どうして届け出なかったのですか。いくつかもお答えください。(M. A.)

- | | | |
|----|-------------------------|---|
| 1 | (ア) それほど重大ではない/損失がない | |
| 2 | (イ) 自分で解決した/犯人を知っていた | |
| 3 | (ウ) 警察には向かない事件/警察は必要ない | |
| 4 | (エ) 代わりに別の機関に届け出た | |
| 5 | (オ) 家族が解決した | ㉑ |
| 6 | (カ) 保険に入っていない | ㉒ |
| 7 | (キ) 警察は何もできない/証拠がない | |
| 8 | (ク) 警察は何もしてくれない | |
| 9 | (ケ) 警察が怖い/嫌い/警察の関与を望まない | |
| 10 | (コ) (復讐の恐れから) あえてしない | |
| 11 | (サ) その他 () | |
| 12 | わからない | |

(Q21-S Q13「2 警察に届け出なかった」と答えた方に)

Q21-S Q20 ちょっと確認させてください。あなた又は誰かが、その事件を取り扱うことができる機関に届け出ましたか。

- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉓ |
| はい | いいえ | わからない | |

Q21-S Q21 すべてを考慮に入れると、その事件はあなたにとってどのくらい重大でしたか。それはとても重大でしたか、ある程度重大でしたか、それほど重大ではありませんでしたか。

- | | | | |
|-------|--------|------------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉔ |
| とても重大 | ある程度重大 | それほど重大ではない | |

(消費者詐欺)

Q22 ここで話題が少し変わります。昨年(1999年)あなたは消費者詐欺に遭いましたか。言い換えれば、誰かからあなたが物を買うときやサービスを受けるときに、商品やサービスの量や質について騙されたことがありますか。

- | | | | |
|----|-----------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉕ |
| はい | いいえ | わからない | |
| ↓ | └─ (Q23へ) | | |

【1999年に複数回遭っている場合、その年の最後に起きた事件についてお答えください。】

Q22-S Q1 [回答票32] (最も最近起きた事件で)詐欺はどのように行われたでしょうか。それは何に関してでしたか。

- | | | | | |
|---|---------------------|---|----------|---|
| 1 | (ア) 建設, 建築, 修繕作業 | 4 | (エ) お店 | |
| 2 | (イ) 自動車修理工場で行われた作業 | 5 | (オ) それ以外 | ㉖ |
| 3 | (ウ) ホテル, レストラン, 飲食店 | 6 | わからない | |

Q22-S Q2 (最も最近の事件で)あなた又は誰かが事件を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉗ |
| はい | いいえ | わからない | |
| └─ (Q23へ) | | ↓ | |
| | | └─ (Q23へ) | |

Q22-S Q3 あなた又は誰かが、その事件を公的又は民間の機関に届け出しましたか。

- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉘ |
| はい | いいえ | わからない | |

(汚職)

Q23 一部の国では、政府又は公務員の汚職が問題となっています。1999年中に、あなたは、公務員、たとえば税関職員、警察官、検査官・監督官等から、サービスを受けるために、賄賂を支払うよう要求されたり、又はそれを期待されたことがありますか。

- | | | | |
|----|-----------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ⑳ |
| はい | いいえ | わからない | |
| ↓ | └─ (Q24へ) | | |

Q23-SQ1 [回答票33] そうしたことが最後にあったときにかかわっていたのは、どこの職員ですか。

- | | | | | | | |
|-------|-------|-----|----------|-------|------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | ㉑ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | (オ) | 回答拒否 | |
| 政府の役人 | 税関の職員 | 警察官 | 検査官・監督官等 | (その他) | | |

Q23-SQ2 そのとき、あなた又は誰かが、その汚職を警察に届け出ましたか。

- | | | | |
|-----------|-----|-----------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉒ |
| はい | いいえ | わからない | |
| └─ (Q24へ) | ↓ | └─ (Q24へ) | |

Q23-SQ3 あなた又は誰かが、その汚職を公的又は民間の機関に届け出ましたか。

- | | | | |
|----|-----|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㉓ |
| はい | いいえ | わからない | |

(犯罪に対する態度)

Q24 [回答票34] ここからはあなたの住んでおられる地域その地域における犯罪について、あなたの意見をお聞かせください。暗くなった後、あなたの住んでおられる地域を一人で歩いているとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全であると感じますか。やや危ない、とても危ないと感じますか。

- | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉔ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | |
| とても安全 | まあまあ安全 | やや危ない | とても危ない | |

Q25 [回答票34] 暗くなってから家に一人にいるとき、どの程度安全であると感じますか。とても安全である、まあまあ安全であると感じますか。やや危ない、とても危ないと感じますか。

- | | | | | |
|-------|--------|-------|--------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉕ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | |
| とても安全 | まあまあ安全 | やや危ない | とても危ない | |

Q26 [回答票35] 今後12か月の内に誰かがあなたの家に侵入しようとするについて考えてみてください。それは非常にあり得ますか、あり得ますかそれともあり得ませんか。

- | | | | | |
|---------|------|-------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | ㉖ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | | |
| 非常にあり得る | あり得る | あり得ない | わからない | |

(警察活動について)

Q27 [回答票36] すべてのことを考慮に入れた場合、あなたの地域の警察の防犯活動をどのように評価しますか。非常に良くやっている、まあまあ良くやっていると思いますか、やや不十分である、非常に不十分であると思いますか。

- | | | | | | |
|----------------|-----------------|--------------|---------------|-------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ③⑥ |
| (エ) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| 非常に
良くやっている | まあまあ
良くやっている | やや不十分
である | 非常に不十分
である | わからない | |

Q28 [回答票37] それでは警察の親切さはどうでしょうか。警察が人々を助けるためにできる限りのことをやっている、役立っているという点については全く同感ですか、どちらかといえば同感ですか、どちらかといえば反対、全く反対ですか。

- | | | | | | |
|------|------------|------------|------|-------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ③⑦ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| 全く同感 | どちらかといえば同感 | どちらかといえば反対 | 全く反対 | わからない | |

Q29 [回答票38] あなたの村、町、市の人口はどのくらいですか。

- 1 (ア) 居住者は10,000人以下
 - 2 (イ) 10,001~50,000人
 - 3 (ウ) 50,001~100,000人
 - 4 (エ) 100,001 ~500,000人
 - 5 (オ) 500,001 ~1,000,000人
 - 6 (カ) 居住者は1,000,001人以上
 - 7 わからない
- ③⑧

(量刑について)

Q30 [回答票39] 犯罪者に科せられる処罰については人によって意見が異なります。一例として、21歳の男性が二度目の住居侵入・窃盗で有罪になったとします。今回盗んだ物はカラーテレビ1台でした。このような場合、最も適切な刑はこの中のどれだと思いますか。

- | | | | | | |
|--------------|-------|-------|--------------|-------|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | ③⑨ |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| 罰金 | 懲役 | 執行猶予 | その他
() | わからない | |
| └─┬─┘ (Q32へ) | └─┬─┘ | └─┬─┘ | └─┬─┘ (Q32へ) | | |

Q31 [回答票40] 懲役期間はどのくらいの長さが適当だと思いますか。

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1 (ア) 1か月未満 | 6 (カ) 3年以上4年未満 | 11 (サ) 15年以上20年未満 |
| 2 (イ) 1か月以上6か月未満 | 7 (キ) 4年以上5年未満 | 12 (シ) 20年以上25年未満 |
| 3 (ウ) 6か月以上12か月未満 | 8 (ク) 5年以上6年未満 | 13 (ス) 25年以上の有期刑 |
| 4 (エ) 1年以上2年未満 | 9 (ケ) 6年以上10年未満 | 14 (セ) 無期刑 |
| 5 (オ) 2年以上3年未満 | 10 (コ) 10年以上15年未満 | 15 わからない |
- ④⑩

個人及び世帯についての情報

Q32 この調査の結果を分析するため、あなた及びあなたの世帯について少しお聞きます。まず初めに、あなたの生まれた年を西暦を教えてください。

(調査員注：元号で答えた場合、右欄に記入し、あとで西暦換算すること)

1 9	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; vertical-align: middle;"> ⋮ </div> 年	(明治 大正 昭和)	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; vertical-align: middle;"> ⋮ </div> 年
	④⑤		

Q33〔回答票41〕あなたが現在お住まいになっているのは、アパート/マンション、テラスハウス、一戸建て住宅などのどれですか。

- | | | | | | |
|----------------|----------------------------|----------|---------------------|-----|---|
| 1
(ア) | 2
(イ) | 3
(ウ) | 4
(エ) | 5 | ④ |
| アパート/
マンション | テラスハウス（隣同士が
壁でくっついている家） | 一戸建て住宅 | 公共の建物
（病院、老人ホーム） | その他 | |
| | | | ↳ (Q34へ) | ↓ | |

Q33-SQ1〔回答票42〕あなたの家の防犯設備についてお聞きます。あなたの家はここにあげるようなものによって護られていますか。（M. A.）

- | | | |
|-----------------|--------------------------------------|---|
| 1 (ア) 侵入防止警報機 | 6 (カ) 管理人/ガードマン | |
| 2 (イ) 特別のドア鍵 | 7 (キ) 互いの家を監視するための隣人との助け合いの
申し合わせ | ④ |
| 3 (ウ) 特別の窓/ドア格子 | 8 (ク) これらでは護られていない | |
| 4 (エ) 番 犬 | | |
| 5 (オ) 高い塀 | | |

Q34〔回答票43〕青少年による犯罪に対する懸念が高まっています。青少年による犯罪を減らす為に最も有効だと考えている措置はありますか。3つまであげてください。（M. A.）

- | | |
|---|---|
| 1 (ア) 両親によるより厳しいしつけ/より良い子育て/法律を尊重することを教える家庭教育 | |
| 2 (イ) 学校でのより厳しいしつけ/より良い教育 | |
| 3 (ウ) 貧困を減らす/雇用を改善する | ④ |
| 4 (エ) より良い警察活動/警官の増員 | |
| 5 (オ) 犯罪に対する刑を重くする/刑罰を厳しくする | |
| 6 (カ) その他 () | |
| 7 わからない | |

Q35. あなたの世帯で誰か拳銃, 散弾銃, ライフル, 空気銃を持っていますか。

- | | | | | |
|---------|----------|-----------|------------|---|
| 1
はい | 2
いいえ | 3
回答拒否 | 4
わからない | ④ |
| ↓ | | | ↳ (Q36へ) | |

Q35-SQ1〔回答票44〕どのような種類の銃をお持ちか教えていただけますか。（M. A.）

- | | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|------|-------|---|
| 1
(ア) | 2
(イ) | 3
(ウ) | 4
(エ) | 5
(オ) | 6 | 7 | ④ |
| 拳銃 | 散弾銃 | ライフル | 空気銃 | その他の銃 | 回答拒否 | わからない | |

Q35-SQ2〔回答票45〕銃を所持している理由は何ですか。（M. A.）

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 (ア) 狩猟のため | |
| 2 (イ) 射撃（スポーツ） | |
| 3 (ウ) 収集物として（コレクターズアイテム） | ④ |
| 4 (エ) 犯罪の防止/自衛のため | |
| 5 (オ) これまでずっと家にあったから | |
| 6 回答拒否 | |

Q36 [回答票46] 娯楽目的、例えば飲食店やレストランや映画に行ったり友達に会ったりするために、夜間、個人的にどのくらい外出されますか。それはほとんど毎日、少なくとも週に1回、少なくとも月に1回又はそれ以下ですか。

- | | | | | | | |
|----------|----------|----------|----------|----------|-------|---|
| 1
(ア) | 2
(イ) | 3
(ウ) | 4
(エ) | 5
(オ) | 6 | ㊦ |
| ほとんど毎日 | 少なくとも週1回 | 少なくとも月1回 | 月1回以下 | 決して外出しない | わからない | |

Q37 [回答票47] あなたは働いておられますか。

- | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------|------------|--------------|-------|---|
| 1
(ア) | 2
(イ) | 3
(ウ) | 4
(エ) | 5
(オ) | 6 | ㊦ |
| 働いている | 求職中である
(失業中) | 主婦・主夫 | 無職(定年退職者等) | 学校に行っている(学生) | (その他) | |
| | ↓ | | | ↓ | ↓ | |
| | | | | └─ (Q39へ) | | |

Q38 学校教育を受けた年数を教えてください。

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> </div>	年
--	---

㊦㊧

Q39 あなたの世帯の合計収入は「758万円」の上ですか下ですか。

- | | | | |
|----------|----------|------------|---|
| 1
(ア) | 2
(イ) | 3 | ㊦ |
| 758万円より下 | 758万円より上 | わからない/回答拒否 | |
| ↓ | ↓ | └─ (Q40へ) | |

Q39-S Q 1 それは 396万円より高いですか、低いですか。

- | | | | |
|-----------|-----------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㊦ |
| 396万円より高い | 396万円より低い | わからない | |

Q39-S Q 2 それは1,024万円より高いですか、低いですか。

- | | | | |
|-------------|-------------|-------|---|
| 1 | 2 | 3 | ㊦ |
| 1,024万円より高い | 1,024万円より低い | わからない | |

Q40 [回答票48] あなたは自分の世帯の収入についてどのように思いますか。満足していますか、まあまあ満足していますか、不満ですか、とても不満ですか。

- | | | | | |
|----------|------------|----------|----------|---|
| 1
(ア) | 2
(イ) | 3
(ウ) | 4
(エ) | ㊦ |
| 満足している | まあまあ満足している | 不満である | とても不満である | |

Q41 [回答票49] あなたの婚姻関係はどれに当てはまりますか。

- | | | | | | | |
|----------|----------|--------------|----------|----------|------|---|
| 1
(ア) | 2
(イ) | 3
(ウ) | 4
(エ) | 5
(オ) | 6 | ㊦ |
| 独身(未婚) | 既婚 | 同棲(結婚はしていない) | 離婚/別居 | 配偶者が死亡 | 回答拒否 | |

Q42 あなたの世帯の人数は何人ですか。

1	2	3	4	5	6	59
1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上	
└─ (終り)						

Q42-SQ1 あなたの世帯で16歳以上の人は何人ですか。

1	2	3	4	60
1 人	2 人	3 人	4人以上	

Q42-SQ2 そのうち、男性は何人ですか。

1	2	3	4	5	61
1 人	2 人	3 人	4人以上	0 人	

ご協力ありがとうございました。

調査完了日 月 日

⑥② ⑥③ ⑥④ ⑥⑤

調査員性別 1 男性 2 女性 ⑥⑥

法務総合研究所研究部報告 10

平成 12 年 5 月 印 刷

平成 12 年 5 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1-1-1

編集兼
発行人 法務総合研究所

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
